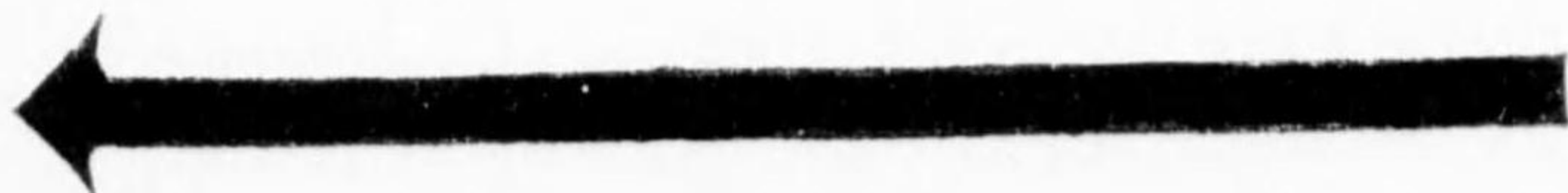
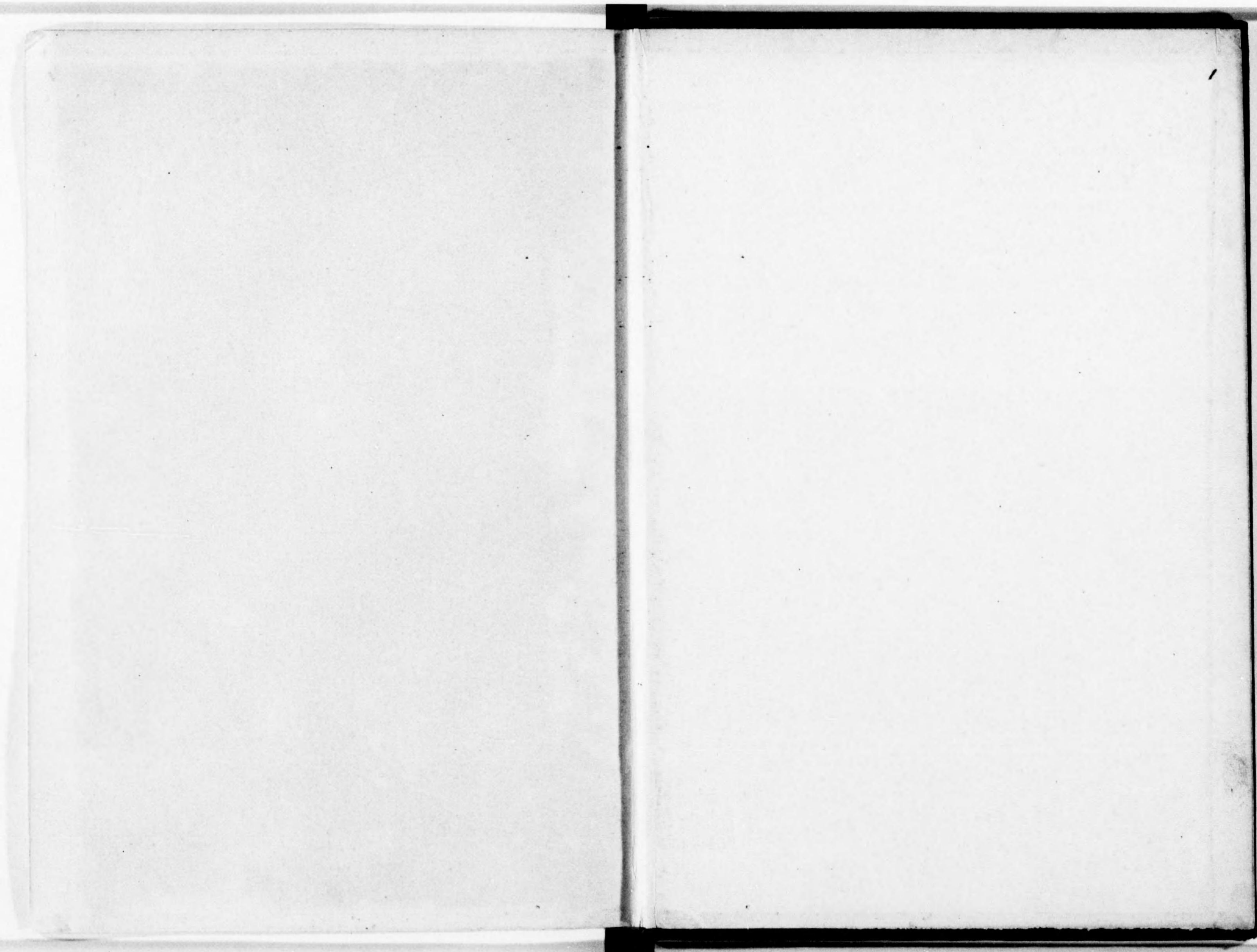


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4

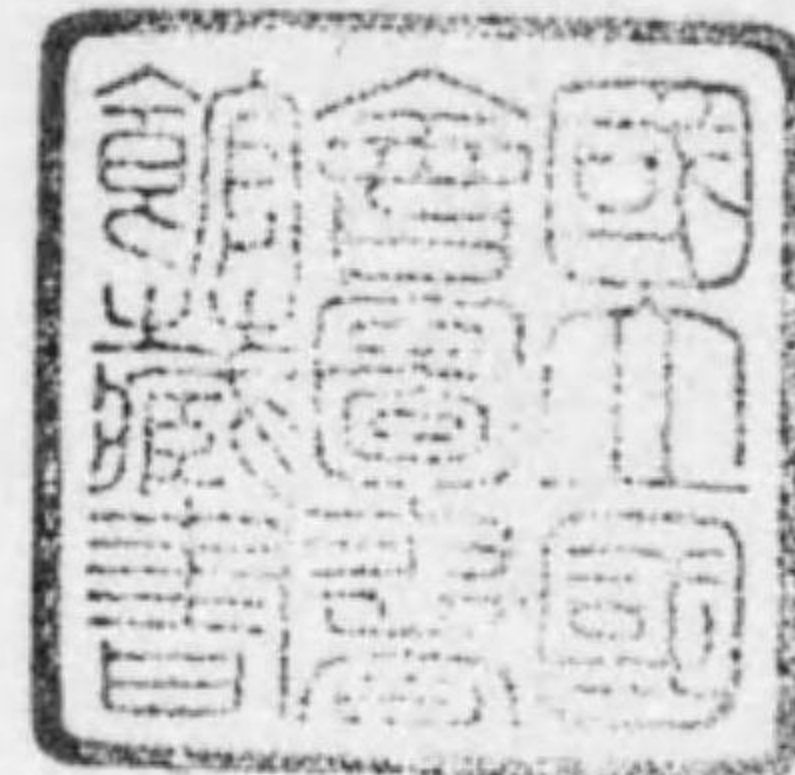
始





東海大學創立五十年史

374
5



護國愛理

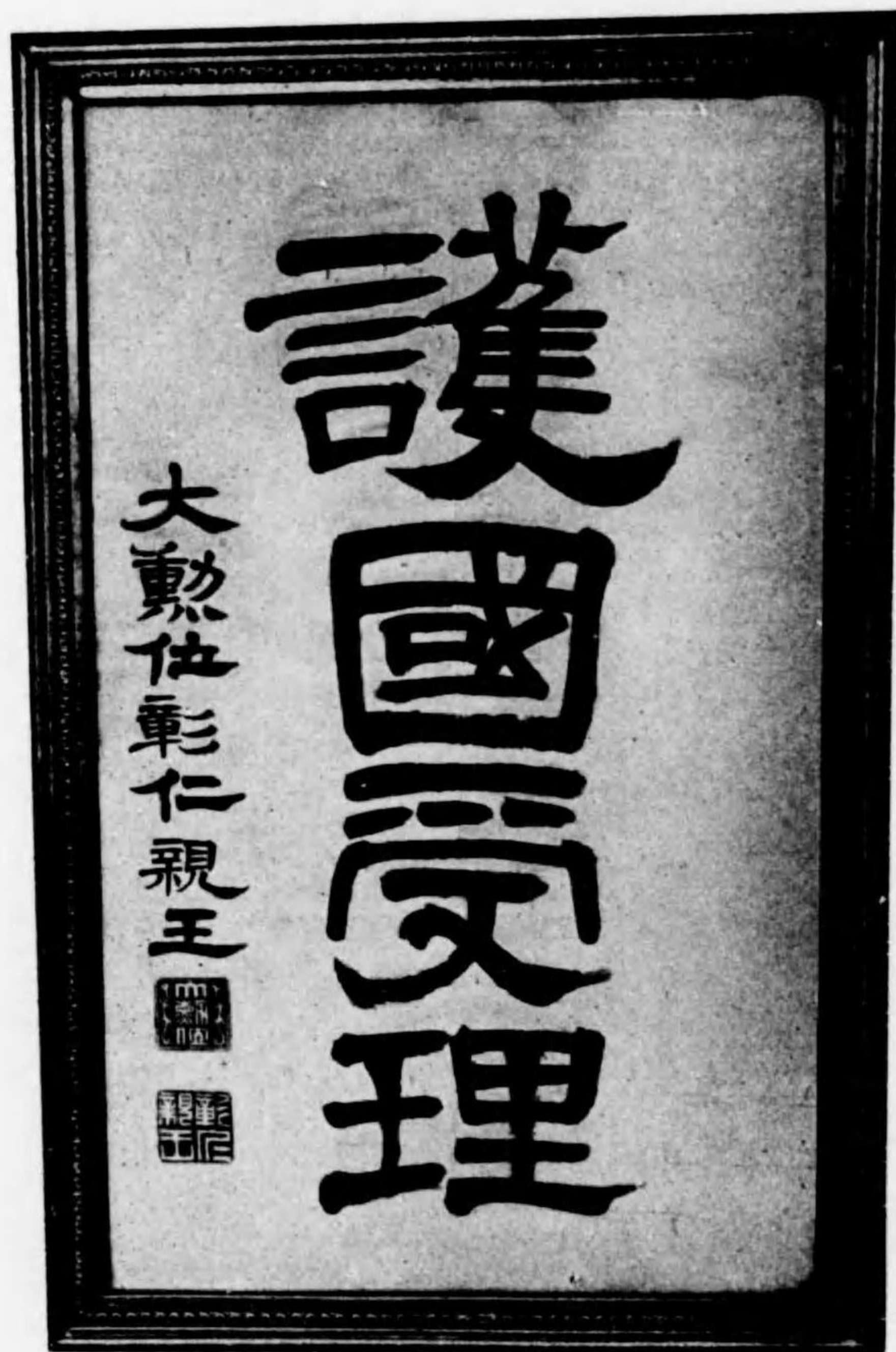
大勲位
彰仁親王



額扁賜下御下殿王親仁彰宮松小

570

374
5



小松宮彰仁親王殿下御下賜扁額

570



創始者 第一學長 故文學博士 井上正國子



哲野境 士博學文 故 長學代四第



雲野田前 士博學文 故 長學代二第



平良田岡 故 長學代五第



辯青内大 故 長學代三第



藏徳島中 長學代七・六第



作村藤 士博學文 長學代九第



貞次順福高 士博學文 長學代八第



學長 大倉邦彦

理事 朝原梅一



明治二十年哲學館創立當時の
麟祥院假校舍外觀及其内部

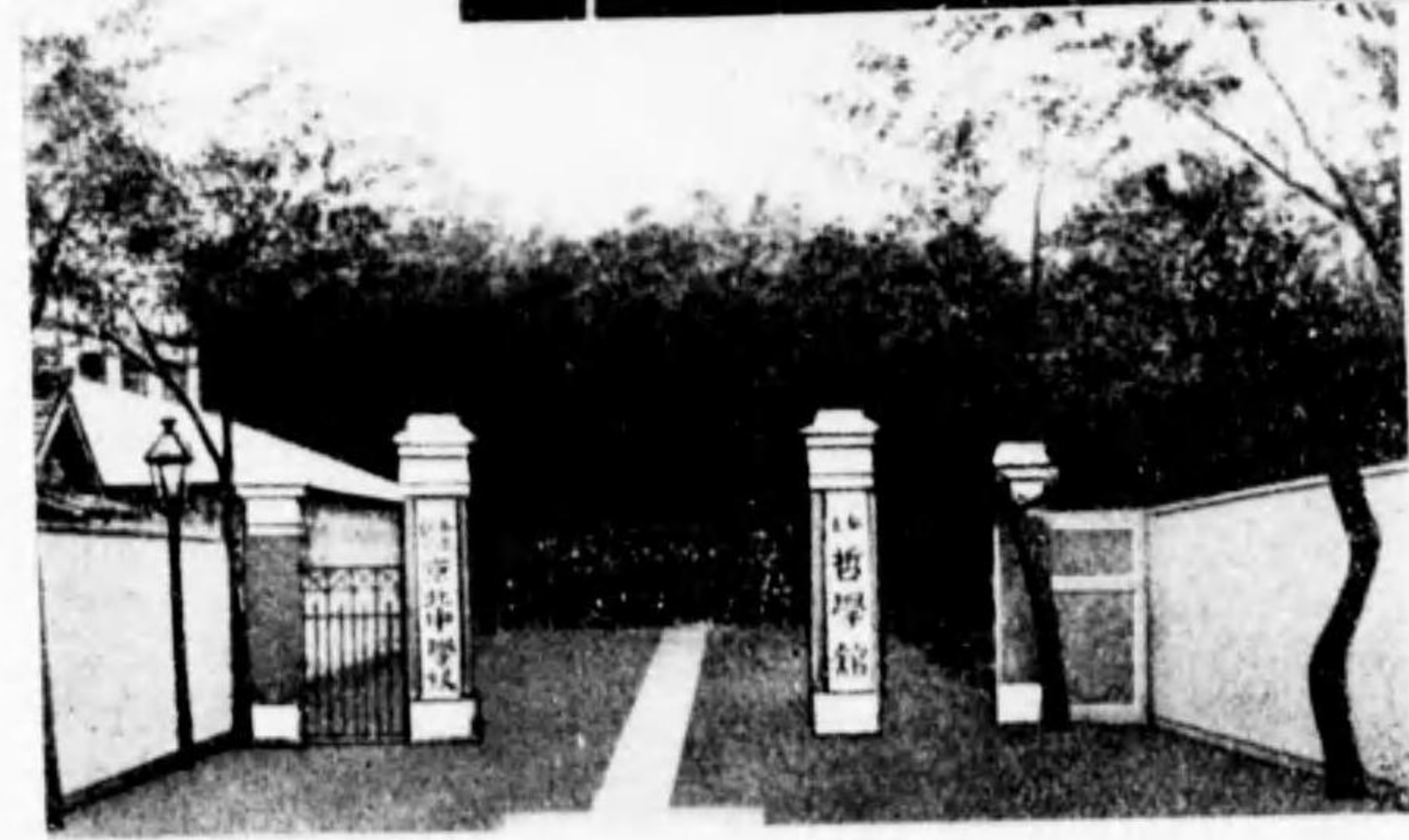




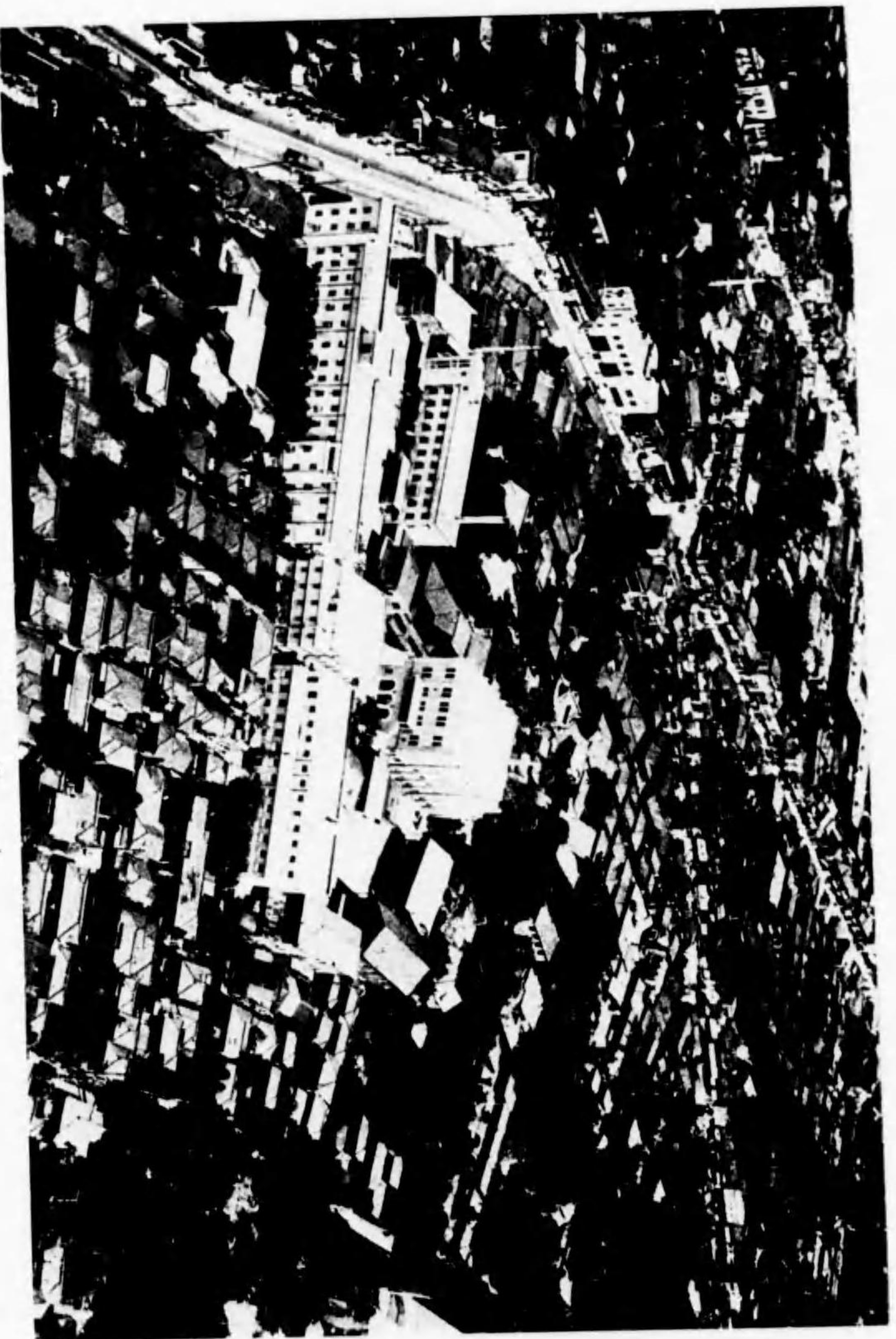
明治三十年建築
哲學館校舎の一部（原町）



同哲學館事務所

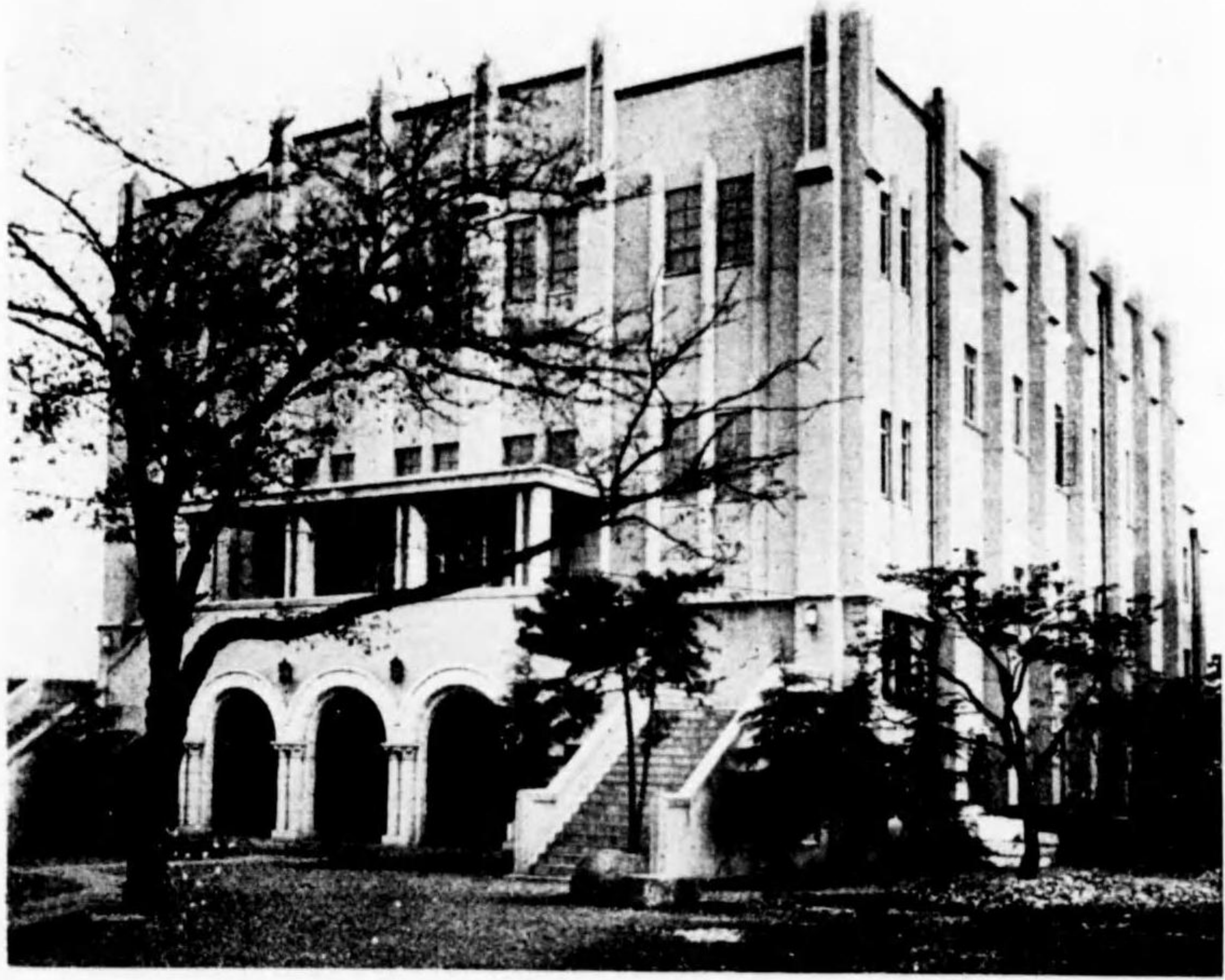


同哲學館正門



木 塚 の 鳥 瞰

木塚



講堂



附屬圖書館の外観



上・圖書閱覽室の一部
下・書庫の一部

前 七 合 校



井上圓了先生回想



(歲六十二)年六十治明



(歲九十)年九治明



(歲二十二)

明治十二年撮影

井上國子



(歲七十三)年七十治明



尊本の其と堂學哲

退隱詩

獨力經營二十春
 查看校運業回新
 自今退隱成
 何事躬汲泉
 依夕於菴

丙午一月 申水閣

明治三十九年哲學館大學退隱の詩

釋迦牟尼

西竺恩師

瓊格拉第

雅典偉資

德之康德

魯之仲尼

稱之四聖

明哲在茲

厥典厥模

遠而邇而

明治中葉

肇其學基

我瑞穗國

雨露蕃滋

天神護國

善順地祇

年及半白

木鐸振曦

尙冀千劫

尙冀萬斯

發刊の辭

惟れ昭和十二年、本大學創立滿五十周年に當り、十一月二十三日をトして記念の式典を舉行し、併せて爰に東洋大學創立五十年史を發刊するは、余の最も欣快とする所であり、且つ遍く本學有縁の各位と共に同慶に堪へざる次第である。

顧ふに、明治維新の鴻業が、皇國の歴史を截然二分して、鮮明なる一線を劃してより正に七十歳、躍進日本の世界的地位は、恰も北辰の其所に居て衆星の之に共ふが如く、東西兩洋文化の精を聚め、之を攝取消化し、彈して餘蘊なく、今や方に、獨創的日本文化の建設に嚮つて一路邁進す可き重大時機に際會してゐる。

而して、我が學祖井上圓了先生は、夙に明治の先覺者に伍して祖國の文運を贊翼し、明治二十年九月自ら哲學館を創設して育英濟美の業に携り、我國固有の教學たる神儒佛三道の研覈に兼ぬるに西歐哲學の攻究を以てして、國民精

神の淵叢に遡り、國體尊嚴の大義に徹せしめ、以て國家有能の人材を養培せんことに畢生の心魂を傾注せられたのである。

爾來星霜茲に五十、本大學の印し來れる足跡が、皇國文運の歩武と終始其の軌を一にし、之に依據し、之に先驅して、恆に不離一體の緊密なる關聯の下に、其の國家的使命遂行の大理想を凝視しつゝ、能く今日の隆盛を致すに至りしことは、偏へに是れ昭代の聖徳に基く所以に他ならないが、又實に幾多先輩諸氏が、黽勉不撓建學精神の宣揚に不斷の努力を怠らなかつた賜に與りしことを銘記すべきである。

凡そ修史の業たる、素より過去を回顧記念すると共に、進んで深き省察の裏に將來への飛躍發展に資すべきは論を俟たない。今、匆卒數箇月にして就れる本史が、必ずしも挂漏訛謬なきは保し能はぬが、幸にして溫故知新、以て本學興隆の一助たるに庶幾からんことを念願し、發刊の辭とする。

皇紀二千五百九十七年十一月二十三日

東洋大學長 大倉 邦彦

目次

第一章 創立精神	一
第二章 沿革史	三
第一節 私立哲學館時代	五
私立哲學館の創立	五
創立者	一八
麟祥院假校舎時代	一九
蓬萊町校舎時代	三五
原町校舎時代初期	五六
恩賜金の拜受	七五
私立京北中學校の創立	七六
哲學館事件	八四

稱號規程の制定……………九三

第二節 私立哲學館大學時代……………九五

 概要……………九五

 私立哲學館大學開校式……………九九

 私立京北幼稚園の設立……………一〇三

 哲學堂の建設……………一〇五

 創立者井上圓了先生の退隱……………一一三

 顧問の設置……………一二〇

第三節 東洋大學時代……………一二二

 概要……………一二二

 私立東洋大學財團並私立京北財團の設立……………一四三

 再び恩賜金の拜受……………一四四

 創立三十周年記念祝典……………一四五

 創立者井上圓了先生の逝去……………一五三

第一次昇格準備……………一六

大正十二年事件……………一六八

原田ホールの建設……………一七四

學校教練の實施……………一七五

校歌の制定……………一七七

校舎本館の建築……………一七九

第二次昇格準備……………一七九

大學令に依る大學認可と開設……………一八三

圖書館の建築……………一八六

研究員の設置……………一八六

講堂の建築……………一八八

第三章 組織……………一九一

 第一節 個人經營時代……………一九一

第二節 財團法人組織……………一九七

第三節 京北財團の合併と財團の推移……………二〇四

第四節 東洋大學財團寄附行爲……………二三〇

第五節 財團の役員……………二三〇

第六節 歴代學長並役員……………二三三

第七節 東洋大學職制……………二四七

第八節 東洋大學事務規程……………二五一

第四章 學制……………二五五

概要……………二五五

第一節 哲學館時代學制……………二五八

第二節 哲學館大學時代學制……………二六五

第三節 大正年間學制……………二七三

第四節 大學令に依る東洋大學學制……………二八二

第五節 教員無試驗檢定學科目……………二九二

第六節 東洋大學研究室規程……………二九四

第七節 學位……………二九六

第八節 學則……………二九六

東洋大學學則……………二九六

東洋大學專門部學則……………三〇六

第九節 教授、講師……………三一四

昭和十二年度教授講師及學科配當……………三一五

舊職員……………三二六

第十節 科外施設……………三二七

神道講座……………三二七

各宗講座……………三二八

福利教養講座……………三三八

滿洲講座……………三四〇

武道體操獎勵案……………三四三

第五章 圖書館……………三四五

 第一節 圖書館の建設……………三四五

 第二節 東洋大學附屬圖書館……………三四六

 東洋大學附屬圖書館規程……………三四六

第六章 出版……………三五〇

 第一節 概要……………三五〇

 第二節 出版物……………三五二

 哲學館講義錄……………三五二

 東洋哲學……………三五四

 觀想……………三五七

東洋學苑……………三六〇

思想と文學……………三六一

東洋大學新聞……………三六三

東洋大學學報……………三六八

其他……………三六九

第七章 學友會……………三七〇

 第一節 沿革……………三七〇

 同窓會時代……………三七〇

 學友會時代……………三七七

 第二節 學友會の組織……………四〇六

 東洋大學學友會規則……………四〇六

 昭和十二年度役員……………四一五

 事業……………四一八

第三節 各種團體……………四三〇

第四節 學生心得……………四三二

第八章 校友及校友會……………四三七

第一節 沿革……………四三七

哲學館及哲學館大學時代……………四三七

東洋大學時代……………四三〇

第二節 校友の情勢……………四三八

第三節 校友會の組織……………四四〇

東洋大學校友會會則……………四四〇

事業……………四四四

會計……………四四五

現役員……………四四八

第四節 本部及地方支部……………四五〇

本部及地方支部の關係……………四五〇

本部對地方支部規定……………四五一

地方支部の現況……………四五一

第九章 設 備……………四五四

第一節 東洋大學建築物梗概……………四五五

第十章 東洋大學創立滿五十年記念事業……………四五六

第一節 記念事業計畫及其經過……………四五六

第二節 記念出版……………四六八

第三節 記念式典……………四七〇

附 錄

東洋大學年表……………四七四

井上圓了先生略傳……………五〇五

井上圓了先生年譜略……………五三三

井上圓了先生著書目録……………五四四

東洋大學創立五十年史

第一章 創立精神

東洋大學は明治二十年創立、昭和十二年の今日を以て正に五十年の歳月を閲し、起伏重疊幾多の變遷を経たのであるが、而も此間炳乎として不朽に輝くは其の悠久無限、確固不拔の創立精神である。

即ち我が東洋大學の根柢を築くものは、創立者井上圓了先生の護國愛理の大信念である。抑々護國愛理とは何ぞや、是れ一の幽玄なる眞理にして、所謂日本國民の悉く之を把握し、普く之を實踐せざるべからざる大道である。井上先生は其著『佛教活論序論』に曰く、

人誰レカ生レテ國家ヲ思ハザルモノアラシヤ。人誰レカ學ンデ眞理ヲ愛セザルモノアラシヤ。余ヤ鄙賤ニ生レ草莽ニ長ジ、加フルニ菲才淺學ナルモ亦敢テ護國愛理ノ一端ヲ有セザルモノニアラズ。朝雨暮風ニ接スル毎ニ未ダ嘗テ護國ノ情ヲ動カサザルハナク、春花秋月ニ遇フ毎ニ未ダ嘗テ愛理ノ念ヲ發セザルモノハナシ。此情此念相結ンデ余ガ一片ノ丹心トナル。余能ク此心ヲ養ヒ此心亦能ク余ヲ護ス。家貧ウシテ敝衣凍寒ヲ防グニ足ラズト雖モ幸ニ此心ノ存スルアリテ滿身爲メニ煖ヲ加ヘ、菲食飢渴ヲ支フルニ足ラ

ズト雖モ又幸ニ此ノ盈ツルアリテ、全身爲メニ肥ユルヲ覺ユ。嗚呼我ヲシテ生存セシムルモノハ此心ナリ、我ヲシテ活動セシムルモノハ此心ナリ、我ヲシテ笑ヒ、我ヲシテ語り、我ヲシテ泣カシムルモノハ此心ナリ。此心アリテ我が身體アリ、此心アリテ我が生命アリ、我レ豈此心ヲ守ラザルヲ得ンヤ、我レ豈此心ノ爲メニ盡クサザルヲ得ンヤ。

抑眞理ヲ愛スルハ學者ノ務ムル所ニシテ、國家ヲ護スルハ國民ノ任ズル所ナリ。國民ニシテ國家ヲ護セザルモノハ國家ノ罪人ナリ、學者ニシテ眞理ヲ愛セザルモノハ眞理ノ罪人ナリ、國家學ナキトキハ其進歩ヲ見ル能ハズ、學者國ナキトキハ其生存ヲ保ツ能ハズ。學者ニシテ國家ヲ護スルコトヲ知ラズ、國民ニシテ眞理ヲ愛スルコトヲ知ラザルモノモ是レ亦罪人ナリ。退テ眞理ノ罪人トナリ、進テ國家ノ罪人トナル、是レ豈人ノ目的トスル所ナランヤ。故ニ人苟モ罪人タラザラント欲セバ、一臂ヲ奮ツテ國家ノ爲メニ其力ヲ盡クシ、一志ヲ立テテ眞理ノ爲メニ其心ヲ竭クシ、一毛ノ國家ヲ利スルアルモ必ズ之ヲ求メ、一髮ノ眞理ヲ妨グルアルモ必ズ之ヲ除カザルベカラズ。此ノ如キ人ニシテ始メテ眞正ノ護國者ニシテ純全ノ愛理者ト謂フベキナリ。今若シ護國愛理ノ二大事ニツイテ其輕重ヲ較スルトキハ其間必ズシモ差等ナキニアラズ、護國ノ重クシテ愛理ノ輕キコトアリ、愛理ノ重クシテ護國ノ輕キコトアリ、今夫レ眞理ハ萬世ニ互リテ變ズルコトナク、宇宙ヲ極メテ盡クルコトナク、國家廢頽シ人類滅亡スルモ、其理依然トシテ存シ、日月星辰ノ高キ、山嶽河海ノ大ナル、鳥獸草木ノ多キ皆其中ニ同體ノ眞理ヲ胚胎スルアリテ、一點ノ雲モ一毛ノ塵モ一トシテ眞理ヲ具セザルハナシ。是ニ由テ之ヲ較スルニ、國家ハ眞理界中ノ一小部分ヲ占有スルモノニ過ギズ、恰モ大海ノ僻隅ニ一粒ノ孤島ヲ現ズルガ如シ、果シテ然ラバ愛理ハ其任重ク、護國ハ其責輕シト云ハザルベカラズ、然レドモ國家若シ成立セズ、人類若シ現存セザレバ、眞理獨リ存スルモ誰レカ能ク之ヲ知り又能ク之ヲ講ゼンヤ。蓋シ之ヲ講ズルハ智者學者ヲ待タザルベカラズ、智者學者ヲ生ズルハ國家ノ獨立生存ヲ要スルナリ。故ニ學者苟モ眞理ノ講ズベキヲ知ラバ、必ズ先ヅ國家ノ獨立ニ向フテ祈ラザルベカラズ。是ヲ以テ護國ノ任ハ愛理ノ責ニ一步モ其輕重ヲ讓ラザルヲ知り、併セテ學者ノ務ムル所、護國愛理ノ二大事ヲ兼行スルニアルヲ知ルベシ。

是ニ由テ之ヲ觀レバ、護國愛理ハ一ニシテ二ナラズ、眞理ヲ愛スルノ情ヲ離レテ別ニ護國ノ念アルニアラズ、國家ヲ護スルノ念ヲ離レテ別ニ愛理ノ情アルニアラズ。其向フ所異ナルニ從フテ其名稱同ジカラザルモ、歸スル所ノ本心ニ至テハ一也。此心以テ國家ニ對スレバ護國ノ丹誠トナリ、此心以テ眞理ニ對スレバ愛理ノ精神トナル、故ニ余將ニ言ハントス、國家ヲ護スルノ心ハ即チ眞理ヲ愛スルノ心ナリ、眞理ヲ愛スルノ心ハ即チ國家ヲ護スルノ心ナリト。二者ノ兼全セザル可ラザル所以推シテ知ルベシ。(後略)

斯くの如く井上先生の一片皓々たる護國愛理の精神は、則ち凝つて哲學館の創立となつたのである。當初、哲學館が哲學は百科の根源たり、故に哲學を極めずして百科の理分明たるを得ずとして、先づ哲學の講授を爲したるは當然であつて、哲學の講究漸く進むに従ひ、我國古來の學たる神儒佛三道の審究を以て根幹と爲し、之に配するに西歐諸國の學を以てし、東西相併せ彼此相較べ、以て我國獨特の學たる日本學の振起建設を企圖し、兼ねて智德兼全、言行一致の教育家宗教家及び一般社會指導家を養成せんことに大眼目が置かれたのであるが、是れ固より井上先生の護國愛理の根本觀念より滲出せる必然の歸結と言はねばならぬ。

惟ふに本學の創立成りし明治二十年代は、恰も歐米文化萬能時代であり、人多くは其の絢爛たる渡來文化に幻惑心酔し、却つて足下に横る我國固有の深遠幽玄なる精神文化の存在を忘却せるの觀があつた。斯る時に當り、護國愛理の根本精神に基き、浮華放縱を戒め、輕佻詭激を斥け、一に皇國固有の精華を基本とする眞の健全なる日本國民養成の機關たる哲學館を創立せる井上先生の遠見は、蓋し時代精神を直視せる憂國至誠の迸りとして、我國文化史上に一異彩たるを失はぬと謂ひつべきである。

先生哲學館大學科開設の詩に曰く、

日域由來三道分 眞如一貫是斯文 從今富士峯頭月 照破泰西洋上雲

以て其の意氣と其の觀念とを知るに足る。宜なる哉、哲學館、哲學館大學、東洋大學の歩める半世紀を通じて、常に恒に東洋道德根源開發の活道場たるに任じ、幾多有爲の人材を教育界宗教界及一般社會に輩出したるをや。而して今日大學令に依る大學としては、其の第一條に規定せらるゝ

大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス

との條令に融然合致し、寸毫の罅隙の存するなきは寧ろ當然に過ぐる當然と謂はねばならぬ

今や本學は創立精神愈々高揚擴充せられ、外純乎たる東洋學の顯現を示し、内質實剛健の學風を包藏し、以て我國私立大學中嶄然他の追隨模倣を許さざる歴史と傳統とに輝きつゝあるのである。

第二章 沿革史

第一節 私立哲學館時代

私立哲學館の創立

私立哲學館は明治二十年九月東京府本郷區龍岡町三十一番地に之を創立し、同月十六日を以て開館式を舉行した。是れ即ち東洋大學の前身にして、後私立哲學館大學と改め、更に東洋大學と稱するに至つたものである。

哲學館の創立者は故文學博士井上圓了先生であるが、其の哲學館を創立せる所以のものは、決して單純なる思想觀念から出發したのではない。先生曰く、

哲學館ノ目的トスル所ハ文科大學ノ速成ヲ期シ廣ク文學、史學、哲學ヲ教授スルニアルモ、就中教育家、宗教家ノ二者ヲ養成スルニアリテ、其方針トスル所ハ、教育ノ方ハ日本主義ヲ取り宗教ノ方ハ佛教主義ヲ取ルコトトナセリ。余ガ教育上日本主義ヲ取ル所以ハ、我國ハ既ニ堂々タル獨立國ニシテ泰西諸邦ノ屬國ニ非ズ、吾人ハ日本ノ國民ニシテ歐米諸邦ノ臣民ニ非ズ、吾人ハ既ニ日本國民タル以上ハ他國ヲ維持セザルベカラズ、此國ヲ維持セントスルニハ日本固有ノ精神ヲ保存セザルベカラズ。故ニ余ハ當時我邦

ノ諸高等學校ノ西洋主義ヲ取レルニ反對シテ日本主義ヲ取り、教授上ニ日本語ヲ用フルハ申迄モナク教師モ決シテ西洋人ヲ用ヒザルコトト定メリ。(井上先生著教育宗教關係論)

右の言葉の奥底を流るゝものは先生の所謂護國愛理の信念であり、形態上に現るゝものは我國古來の諸學、即ち東洋學を基本とし、之と西洋學とを比較研究して日本獨特の學風を振起し、智德兼全、言行一致の教育家、宗教家を養成するに在つたのである。

然らば何が故にかゝる觀念を以て井上先生は哲學館を創立さるゝに至つたか、今暫らく之が創立されたる明治二十年代前後の我國思想界の情勢と、井上先生の思想信念とに眼を點すれば自ら分明する所があらう。

惟ふに當時の我國思想界は、歐米思想の輸入と之が咀嚼とに日も之れ足らざる状態であつた。即ち明治維新後我國に最初に輸入されたる主なる思潮は、十八世紀の頃西歐諸國に遍滿せる革新思潮の流れに基く客觀本位の哲學思想であつた。而してその最も夙く我國に渡來したものは佛蘭西流の自由平等思想であつて、ルッソーの民約論は一時我國哲學思想の主流となると共に、政界の一部に入つて板垣退助の民權自由説となり、彼の自由黨組織の思想的根據となつた事は世の熟知する所である。又之と同時に英國流の哲學思想が輸入され、ベンザム、ミル、スペンサー等の思想は對蹠的に唱道され、これまた政界の一部に影響して彼の大隈重信の改進黨宣言綱領に含まるゝに至つたのである。而して又獨逸哲學は文科大学に於てクーバーがカントの批判哲學を講じたるより澎湃として學界思想界に漲り、次いで米國よりモールズが來つてダーキンの進化論を講じ、フェネロサが來つてスペンサーの社會學を講ずるに至るや、

我國思想界は各種各様の思想根據に立ち、爲めに新聞雜誌乃至出版界は異常なる殷賑を呈し來つた。

時に井上圓了先生は當時文科大学哲學科在學中の一學生であつたが、既にこの風潮を觀じ刻苦研鑽を怠らなかつた。先生は『佛教話論序論』に説かれたる如く、夙にして眞理の探究に従ひ、先づ佛教中に眞理を尋ねて之を得ず、儒教に之を求めて更に得ず、基督教に之を覓めては却つて其の缺陷を發見し、西洋哲學を學ぶに及んで始めて幽遠なる眞理の存するを見、開龍コウリウの大海に陸地を發見せるの感を抱いたのであつた。而して又退いて再び佛典を閲するに、其説の眞なる事西洋哲學に優るとも劣らざるを知り、爾來佛教を改良して之を開明世界の宗教たらしめんとの念慮を抱懐しつゝあつたのである。時偶々哲學の啓蒙運動起るや、哲學の研究は諸學研究上必要缺くべからざるものなりとの見地より、明治十八年『哲學新論』を著し、次いで『哲學一夕話』『哲學要領』等を刊行して、只管斯學の普及を圖られてゐたが、漸次研究の進むと共に我國に哲學研究の集團組織の必要を痛感し、明治十七年主唱して『哲學會』を設立された。『哲學會』は二年後『哲學會雜誌』を發刊し、愈々研究的分野の開拓を志されたが、其の第一卷卷頭に掲げたる井上先生の『哲學ノ必要ヲ論ジテ本會ノ沿革ニ及ブ』なる論文に曰く、

(前略)人若シ世俗社會ニアリテ學界ノ全面ヲ望觀スレバ、哲學ハ其一小部分ヲ占有スルニ過ギズシテ、其大部分ハ理學、工學、文學、史學、法學、政學等ノ諸學科ヨリ成ルヲ見ル、然レドモ是レ亦表面ノ淺見ノミ、若シ其源底ニ入りテ之ヲ驗スレバ、理文政ノ諸學ノ根據トナリテ之ヲシテ其區域ヲ保チ、之ヲシテ其位置ニ安ンゼシムルモノハ哲學ナリ、哲學ノ關係實ニ大ナリト謂フベシ。夫レ哲學ハ通常理論ト實用トノ二科ニ分ツモ、要スルニ理論ノ學ニシテ、思想ノ法則事物ノ原理ヲ究明スル學ナリ。故ニ思想ノ及ブ所事物ノ存スル所一トシテ哲學ノ關セザルハナシ。政法ノ原理ヲ論ズルモノ政法哲學アリ、社會ノ原理ヲ論ズルモノ社會哲學アリ

リ、道德ノ原理ヲ論ズルモノ倫理哲學アリ、美術ノ原理ヲ論ズルモノ審美哲學アリ、宗教ノ原理ヲ論ズルモノ宗教哲學アリ、論理ノ法則ヲ定ムルモノ論理哲學アリ、心理ノ法則ヲ定ムルモノ心理哲學アリ、歴史ニハ歴史ノ哲學アリ、文學ニハ文學ノ哲學アリ、教育モ哲學ノ理論ニ依リ、百科ノ理學モ哲學ノ規則ニ基ク。故ニ余將ニ言ハントス、哲學漸ク明ニシテ始メテ諸學ノ進歩ヲ見ルベシト、哲學ノ必要推シテ知ルベシ。(中略)講フ試ニ歐洲文明ノ由テ起ル所以ヲ見ルベシ、其文明ノ國力ト共ニ近世ニ隆ナリシハ、唯政治、法律、理學、工藝ノ進歩ニ因ルニアラズ、其原理原則ヲ論究スル哲學ノ振起セシニ因ルヤ余ガ辯ヲ待タズシテ明ナリ。已ニ今日ニアリテハ、其地ノ學者互ニ相競フテ哲理ヲ講究シ、其得ル所之ヲ世間ニ應用シテ其文明ヲ進メ、其社會ヲ益スル實ニ計ルベカラザルモノアリ。嗚呼亦盛ナリト謂フベシ。顧テ我邦ノ事情ヲ察スルニ當ニ之ヲ講究スル人ナキノミナラズ、殆ト其學ノ何タルヲ知ルモノナク、偶々其何タルヲ知ルモノアルモ、徒ニ之ヲ目シテ世間無益ノ學ナリト稱シ、復之ヲ顧ザルモノ多シ、夫レ是ノ如シ、焉ゾ能ク國家ノ文明ヲ振起スルヲ得ンヤ。殊ニ我ガ東洋ニ在リテハ西洋人ノ未ダ研究セザル從來固有ノ哲學アリテ、其中ニ亦自ラ一種ノ新見アリテ存スルヲ見ル、若シ今日之ヲ我邦ニ研究シテ西洋ノ哲學ニ比較對照シ、他日其ノ者ノ長ズル所ヲ取リテ一派ノ新哲學ヲ組成スルニ至ラバ、獨リ余輩ノ榮譽ノミナラズ、日本全國ノ榮譽ナリ、學者豈猶豫因循之ヲ弗講ニ措クベケンヤ。余夙ニ此ニ見ル所アリテ、曩ニ井上哲次郎、有賀長雄、三宅雄二郎、棚橋一郎等ノ諸氏ニ諮リ、尋テ加藤弘之、西周、西村茂樹、外山正一等ノ諸先生ニ謀リテ哲學講究ノ一會ヲ開設センコトヲ計畫セシニ、幸ニ有志ノ賛成ヲ得テ、始テ哲學會ヲ創立スルニ至レリ。蓋シ東洋ニ哲學研究會アル是ヲ濫觴トス、其將來我邦ノ文明ヲ進メ富強ヲ助クルノ益アル、已ニ當時ニアリテ豫メ之ヲトスルコトヲ得タリ、豈賀スベキコトナラズヤ。

かくして『哲學會』は逐年我國哲學界をリードしつゝ、研究歩度を進めたが、果せる哉同會は幾多の變遷を経ながら今日に至るも猶存續し、『哲學會雜誌』は後『哲學雜誌』と改め依然として續刊を見るは我國文運開展の上に洵に慶賀すべき事である。而して此會の設立こそ、實に井上先生が後年哲學館を創立すべき大いなる素地となつたのである。

然るに茲に注目すべき事象は、かくの如く歐米思想の輸入は一面我國の思想界を啓發する所多大であつたが、その半面に於て、かゝる歐米文物の輸入は自然歐化心醉、歐化萬能的傾向を生じたる點である。特に政府に於ては所謂鹿鳴館時代と稱さるゝ如き變態的外交政策をさへ用ふるに至つたので、上の行ふ所下亦之に倣ひ、國民の一部には全く西洋崇拜の奴隷に甘んぶるが如き狂態を現する者さへも出づるに至つたのであつた。就中、政府が基督教の内地布教を認許して以來、基督教に歸依する者日々に多きを加へて來たことは、我國の所謂國粹保存主義者の頗る憂ふる所となり、明治二十年代に至つては、政府の處置を難する聲漸く巷に滿つる有様であつた。

抑、明治の宗教が所謂祭政一致を本とし、之を以て新政の基を固めんとしたるは、寧ろ我國の建國精神の上より觀て當然といはねばならぬ。然しながら、其の祭政一致の精神は應て排佛興神となり、排佛興神は遂に廢佛毀釋となつて、全國の寺院は廢滅の悲運に遭遇せざるを得ぬ状態となつた。かゝる狀況にある時、異國の宗教である基督教の蔓延は佛教徒の不滿激昂を招くは理の當然であり、その反動として或は皇權の尊嚴を説き、或は國粹の保存、國風の發揚を絶叫するなど、國內の輿論は漸次昂まるに至つた。

井上回了先生は豫て基督教中に眞理なく、基督教は我が國風に添はざることを持論として力説高調して來たが、此の狀況に先んじ、『眞理金針』なる著書を公にして佛教に於る哲學的基礎を闡明にし、我國佛教界の覺醒を促すに與つて大いに力があつた。而して更に『佛教活論』と題する大著述を企て、明治二十年其の第一論たる『佛教活論序論』を刊行された。説く所、頃日抱懷せる護國愛理の根本精神より佛教々學の眞諦を道破し、日本國の獨立を宣揚し、兼ね

て基督教の難點を駁し、其の學的態度の堂々たる、其の文章の明快暢達なる、一度これを讀まば覺えず案を拍つて快哉せざるはなき名著にして、我國思想史上一新时期を劃するものとして當時の思想界に多大の影響を與へた。次いで「佛教活論本論」第一篇「破邪活論」を世に問ひ、的確峻嚴なる態度を以て基督教と佛教との優劣深淺を論述した。之に依り基督教は多分の創痍を被るに至つたが、他面暫く壓伏逼息の状態に置かれた佛教をして起死回生の機を與へ、其の宗教的哲學的眞價を社會に認識せしめたのは、井上先生の功績實に大なりと言はざるを得ない。

斯る社會情勢は井上先生をして一飛躍せしめずんばやまなかつた。先生は哲學書院を開き哲學、佛教書籍を多數に刊行すると同時に、今にして國民思想を涵養せしめずんば、我國の將來危きに過ぐとの大發念を懐くに至つたのである。然しながら、それが爲めには先づ以て國民の智能を啓發せねばならぬ。國民の智能啓發には須く百科の根源となるべき哲學の研究を先とすべきである。然るに現今哲學を講ずる所は唯一つ東京大學文科大學哲學科あるのみ、然も其の哲學科は洋語を以て之を講じ、初學者の理解に難く、入るに易からざる憾あるを以て、何人も容易に理解し容易に入り易き學校を設けて之に便にせねばならぬ——斯様な信念の下に着々其の計畫を進めつゝあつたのである。時恰も教育界に於ては福澤諭吉の慶應義塾は文學、理財、法律、政治の四科を置き獨立自尊の學風を維持して人材を育成し、大隈重信の東京專門學校も創立以來政治、經濟、法律の方面に特色を發揮しつゝあり、又新島襄は同志社を起し基督教主義を標榜して特異なる教育を施すなど、私學は漸次歩調を揃へて進出しつゝある情勢にあつた。が、之等はすべて所謂實學に偏し、偶々精神方面の開拓を爲すものもあるも、眞に我國の國情と國體に即し仁義道德を振興する

學校は一もこれなき状態である。先生は茲に於て愈々機を熟せるを見て、遂に哲學館の設立を企圖し、明治二十年六月之を世に發表するに至つたのである。蓋し哲學館の創立は、如上の叙述を以て明なる如く、實に時代精神を經とし、國家的見地を緯とし、而して井上先生の一片皓々たる「護國愛理」の大精神に立脚して設立されたるものなることを知るべきである。

明治二十年六月井上先生の發表せる哲學館設立趣意書を左に示す。

哲學館開設ノ旨趣

世運ノ開明ニ進躋スル所以ノモノ固ヨリ内外百般ノ事情ニ因ルト云フト雖ドモ、主トシテ智力ノ發達ニ因ル。智力ノ發達スル所以ノモノ教育ノ方法ニ因ルト云フト雖ドモ、主トシテ學問ノ種類ニ因ル。今若シ子弟ヲ教育スルニ下等ノ學問ヲ以テスレバ下等ノ智力ヲ發達シ、高等ノ學問ヲ以テスレバ高等ノ智力ヲ發達スベキハ理ノ固ヨリ然ル所ナリ。而シテ諸種ノ學問中最モ其高等ニ位スルモノハ乃チ是レ哲學ニシテ、能ク之ヲ研修スルニ非ンバ以テ高等ノ智力ヲ發達シ、高等ノ開明ニ進向スル能ハズ、此レ亦當然ノ理ナリトス。哲學ノ必要タル於是乎知ルベキナリ。夫レ哲學ハ百般事物ニ就テ其原理ヲ探リ其原則ヲ定ムルノ學問ニシテ、上ハ政治法律ヨリ下ハ以テ百科ノ理學工藝ニ迄ビ、皆其原理原則ヲ斯學ニ資セザルハナシ。即チ哲學ハ學問世界ノ中央政府ニシテ、萬學ヲ統轄スルノ學ト稱スルモ決シテ過褒ノ言ニアラザルナリ。然ルニ當今哲學ヲ專修スルヲ得ルハ、獨リ帝國大學ニ限り、世間復々之ヲ教ユルノ學校アルヲ聞カズ。近歲譯述ノ書漸ク世ニ出ヅルト雖モ、之ニ據リテ原文ノ眞意ヲ了解セン事亦頗ル難シ。故ヲ以テ晩學ニシテ速成ヲ求ムル者、貧困ニシテ資力ニ乏キ者、洋語ニ通ゼズシテ原書ヲ解セザル者等ニ至リテハ、未ダ曾テ此高尚ナル哲學ノ一斑ヲ窺ヒ知ル能ハズシテ、將ニ空ク其智力ヲ自暴自棄セントス。是レ實ニ昭代ノ一大闕點ニシテ、眞正學事ニ志アル者ノ深ク慨スル所ナリ。余是ニ於テ頃日專門ノ諸學士ト謀リ、哲學專修ノ一館ヲ創立シ、之ヲ哲學館ト稱シ、以テ世ノ大學ノ課程ヲ經過

スルノ餘資ナキ者、竝ニ原書ニ通ズルノ優暇ナキ者ノ爲メニ哲學速歩ノ階梯ヲ設ケ、一年乃至三年ニシテ論理學、心理學、倫理學、審美學、社會學、宗教學、教育學、政理及法理學、純正哲學、東洋諸學及ビ是等ト直接ノ關係ヲ有スル諸科ヲ研修スルノ捷徑便路ヲ開カントス。顧フニ其異日ニ企望スル所以ノ者、果シテ能ク成功ニ至ラバ、社會ニ益シ、國家ヲ利シ、亦安ソゾ其世運開進ノ一大補助トナラザルヲ知ランヤ、茲ニ本館開設ノ旨趣ヲ陳ベ以テ學修者ノ陸續トシテ至ルヲ俟ツト云フ。

明治廿年六月

設立者 井 上 圓 了

而して逐次設立準備を整へ明治二十年七月二十二日、左の私立學校設置願を東京府知事高崎五六に提出した。

私立學校設置願

- 一 設置ノ目的 本校ハ哲學諸科ヲ教授シ專ラ速成ヲ旨トス
- 一 名 稱 哲學館ト稱ス
- 一 位 置 本郷龍岡町三十一番地
- 一 學科學期課程及教科用圖書器械 學科學期課程ハ甲號別紙 教科用圖書ハ更ニ之ヲ用ヒズ 器械ハ當分用ヒズ
- 一 教授法ノ要旨 全科ヲ普通高等ノ二科ニ分チ普通科ハ哲學諸科ノ大意ヲ教授シ高等下級ハ哲學ニ必要ノ關係ヲ有スル諸科ヲ教授シ高等上級ハ哲學諸科ノ一層ノ高尚ニ涉ルモノヲ教授シ教授ハスベテ邦語講義ヲ以テシ生徒ヲシテ容易ク了解セシムルヲ要ス
- 一 試業規則 試業ハ每學期ノ終リニ於テ施行シ各學年ノ終リニ至リテ等級ヲ上下シ評點ハ一百ヲ以テ定點トシ一課目平均六十點以上ノ者ハ昇級セシム
- 一 起業終業時間 午後一時起業 午後五時終業 但時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ
- 一 休業日 日曜日 大祭日 祝日 春期休業從四月一日至四月七日 夏期休業從七月十六日至九月十五日 各期休業從十二月二十六日至翌年一月七日
- 一 入學退學規則 每學年ノ始メヲ以テ入學ノ期トナスト雖モ臨時之ヲ許スコトアルベシ 入學者ハ許可ヲ得入學證書ヲ差出スベシ

退學者ハ其旨申出ツベシ

- 一 寄宿舎規則 當分設置セズ
- 一 生徒心得 生徒ハ規則ヲ遵守シ教師ノ命ニ從フハ勿論修學上達ヲ旨トシ專ラ品行方正ニシテ且ツ互ニ親和誠實ナルベシ
- 一 生徒罰則 怠惰不品行ニシテ屢々規則ニ違背シ一般生徒ニ妨害アリト認ムル者ハ校内ニ掲示シ抑留若シクハ退學ヲ命ズベシ
- 一 入學生徒學力 高等小學校卒業ノ者若シクハ之レト相當ノ學力ヲ有スル者
- 一 入學生徒年齢 別ニ年齢ノ定限ヲ設ケズト雖モ大抵男子滿十六歲以上ノ者
- 一 生徒定員 五十名
- 一 學校長教員職務心得 館主ハ一切ノ校務ヲ綜理ス 教員ハ學校長ノ命ニ從ヒ專ラ懇切ヲ以テ生徒ヲ教授スルヲ旨トス
- 一 教員々數 四名但當分二名トシ備入ノ節ハ出願可仕候
- 一 學校長及教員品行學力履歷
- 一 館主兼教員履歷

新潟縣三嶋郡浦村六十四番地

平 民 井 上 圓 了

安政六年二月生
當二十八年六ヶ月

學事ニ關スル事項

- 一 明治二年ヨリ同六年マデ舊長岡藩士木村純叟ニ從ツテ漢學專修
- 一 明治七年ヨリ同九年マデ長岡中學校ニテ英學專修
- 一 明治十一年ヨリ同十八年迄東京大學ニ入りテ哲學科專修

職務ニ關スル事項

第二章 沿革史 第一節 私立哲學館時代

東洋大學創立五十年史

一明治九年ヨリ十年マデ長岡中學校教員トナル

一明治十八年ヨリ十九年マデ東京大學研究生トナリ傍ラ同人社及ビ成立學舎ノ教員トナル

賞罰ニ關スル事項

無之

教員履歷

愛知縣名古屋區南鍛冶屋町五丁目百番地

士族 德 永 滿 之

文久三年七月生
當二十四歲一ヶ月

學事ニ關スル事項

一明治七年愛知縣外國語學校ニ入り英語ヲ學ビ同十年該校廢止ニ際シ之ヲ止ム

一明治十年五月愛知縣醫學校ニ入り獨逸語ヲ學ブ凡ソ六ヶ月

一明治十一年一月京都東派本願寺育英校ニ入り佛學英語漢學等ヲ學ブ

一明治十五年一月東京大學豫備門第二級ニ入り同十六年七月該校ヲ卒業ス

一明治十六年東京大學文學部ニ入り哲學ヲ研習シ同二十年七月帝國大學文科大學哲學科ヲ卒業ス

一明治二十年七月大學院學生トナリ宗教哲學ヲ研究ス

職務ニ關スル事項

無之

賞罰ニ關スル事項

無之

一學校設立者履歷

前井上圓了ニ付キ略ス

一敷地建物ノ圖面 乙號別紙ノ通り

一授業料 毎月壹圓

一經費收入支出

一ヶ年收入總計金七百拾圓

内譯

金 六 百 圓 授 業 料

金 五 拾 圓 東 修

金 六 拾 圓 校 費

一ヶ年支出總計金七百拾圓

内譯

金 六 百 圓 校長教員俸給 但校長兼教員月給二十五圓 教員月給二十五圓

金 八 拾 圓 校 舍 費

金 參 拾 圓 雜 費

右之通り設置仕度候間御認可被成下度此段奉願候也

明治廿年七月二十一日

東京府本郷區弓町一丁目拾壹番地寄留

設立者 井 上 圓 了

東京府知事 高 崎 五 六 殿

前件願出候ニ付奥印候也

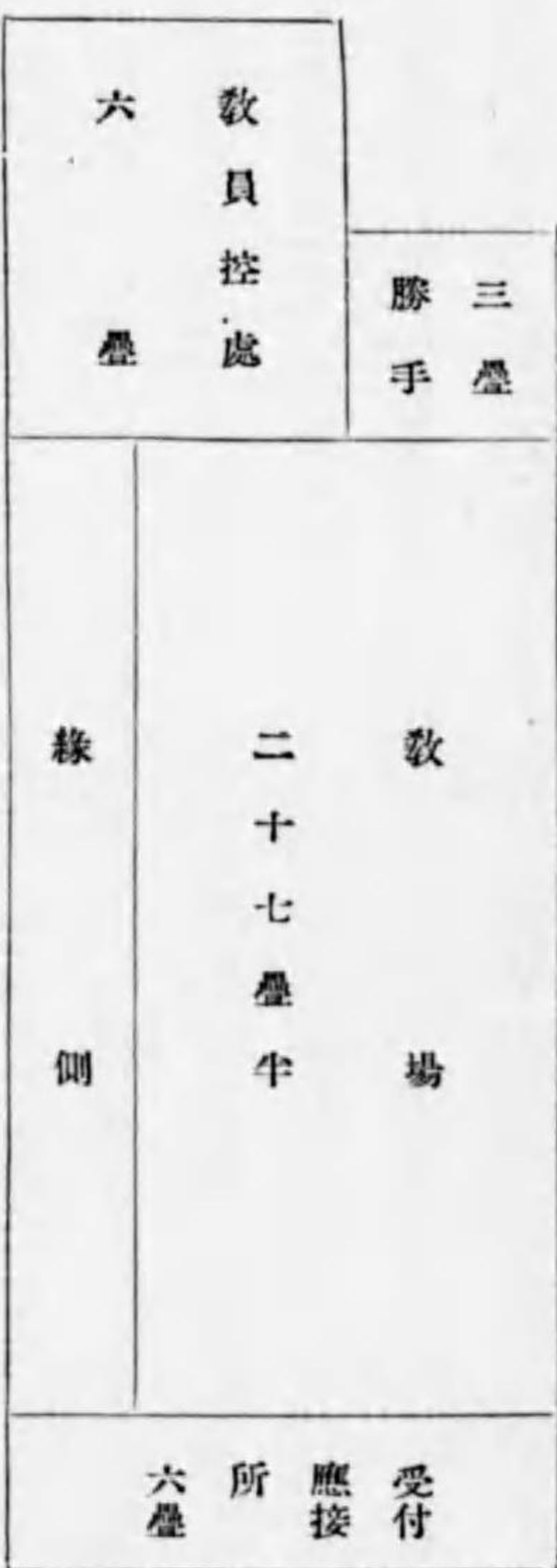
東京府本郷區長 北澤正誠

甲號別紙
學科學期課程表

通計	哲 學					科 學		各 科	第 一 年	第 二 年	第 三 年
	時	四	十	二	論 理 學	物 理 學	化 學				
四時	純正哲學	教育學	倫理學	社會學	心理學	論理學	物理學	一期	二期	一期	二期
同上	上	上	上	上	上	上	上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	希臘哲學史	東洋哲學史	經濟哲學	歷史哲學	言語哲學	人生類學	動物學	植物學	天文学	天文學	物理學
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	設題論文	宗教哲學	法政學	倫理學	審美學	心理學	近世哲學史	東洋哲學史	論理學	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

乙號別紙

敷地ナシ 建物ノ圖面 借用平屋 間口三間 奥行八間半 此坪數二十四坪也



右の申請書により次の如き認可指令に接した。

第五六三〇號

書面學校設置之儀認可候事

但開校之期日ハ前以可届出事

明治廿年七月二十五日

東京府知事 男爵 高崎五六郎

之に依り哲學館の設立は名實共に備はつたので同年九月十六日假校舎たる本郷區龍岡町三十一番地麟祥院に於て開館式を舉行することとなつた。當日は來賓として元老院議官加藤弘之、宮中顧問官西村茂樹、文科大學長外山正一の

諸氏以下文科大學教授、哲學會會員等朝野の名士百餘名の參列あつて、式次に従ひ、井上先生先づ起つて開館の旨趣を述べ、次いで外山文科大學長は「哲學の普及」と題して一場の祝辭を試み、文學士棚橋一郎氏は「哲學の要」なる講演を爲し、文學士辰巳小二郎氏は「哲學の世間に及ぼす效用」を説き、かくして哲學館は我國朝野の大いなる期待の許に呱呱の聲を擧げ、而して多望なる第一步を印したのである。

創立者

哲學館の創立者は故文學博士井上圓了先生である。井上圓了先生は新潟縣三嶋郡浦村の人にして、安政五年同所に生る。幼より學を好み、長じて長岡洋學校に學び、後東京大學(今の帝國大學)文科大學哲學科に入り哲學を專攻し、明治十八年其業を卒へた。夙に眞理の探究に志し、西洋哲學、殊に獨逸哲學に基礎を置き、佛教の教學と西洋の哲學との調和を企圖し、明治二十年前後より哲學研究の大衆化に畢生の努力を傾けられた。時恰も極端なる歐米文化心醉に依る思想的渾沌時代に際會せる爲め、此時にして我國の思想確立、國民精神の振起を爲さざれば他日何れの日にかくよく之を爲さんとの大信念より哲學館の創立を意圖し、之を先づ加賀秀一氏(後加藤)に諮つた。而して之が賛成を得るに及び、更に友人三宅雄二郎、棚橋一郎、辰巳小二郎等の諸氏に謀りしに齊しく賛和激勵を得るに至つた。依つて之が創立に就き大方の贊助を求むることとし、當時知名の士多數に設立旨趣を訴へたる處左の人々の快く贊助する處となつた。

元老院議員西周、同加藤弘之、同中村正直、宮中顧問官西村茂樹、文科大學長外山正一、文學士濱田健二郎、同徳永滿之、同戸田恒太郎、同岡田良平、同嘉納治五郎、同辰巳小二郎、同坪井九馬三、同坪内雄三、同土子金四郎、同長澤市藏、同梅本順三郎、同國府寺新作、同阪倉銀之助、同三宅雄二郎、同日高眞實、大學卒業生加藤秀一、同松本源太郎、同内田周平。

更に一方一般人士より設立賛成者を募り寄附金を仰ぎたる處、約七百八拾餘圓の義金が集つたので(組織個人經營の項參照)之を設立諸費に當て、諸般の準備及手續を了し、明治二十年九月十六日本郷區龍岡町三十一番地麟祥院内に於て開館式を舉行した。爾來井上先生は獨力を以て多難なる草創時代の經營に當り、或は講義録を發行して經營資金に充て、或は地方に遊説して義金を募集し、鏤骨碎心、哲學館の生長發展を期せられたのである。而して明治三十九年病を得て哲學館大學の經營を退き(創立者井上圓了先生の退隱の項參照)府下和田山哲學堂に隱棲、之が經營に従ふと共に修身教會の擴張に専念、身を社會教育に捧げられてゐたが、大正八年支那滿洲方面遊説の途上、不幸大連に於て急病に罹り、同年六月六日を以て逝去せられた。

尙哲學館設立に付き左記の人々は陰陽兩面に援助を傾けられし處僅少ではない。特に石黒忠憲、副島種臣、勝安房の諸氏は井上先生のよき庇護者であり援助者であつた。

近衛篤磨、山縣有朋、後藤象次郎、副島種臣、勝安房、吉井友實、芳川顯正、陸奥宗光、谷干城、千家尊福、細川潤次郎、何禮之、重野安禪、小中村清矩、渡邊國武、金子堅太郎、石黒忠憲

麟祥院假校舍時代

哲學館は明治二十年九月十六日開館式を舉行し、直ちに第一學年の授業を開始した。當時は草創時代であつたので未だ校舍としての設備はなく、本郷區龍岡町三十一番地に所在する臨濟宗寺院麟祥院（現本郷區役所隣接）の一室を之に充てたのである。故に明治二十二年十一月本郷區蓬萊町二十八番地に校舍新築移轉に至るまでの間を假りに麟祥院假校舍時代と名ける。

校舍の廣さは大體教場十三坪餘、其他受付、應接所、教員控所、臺所、縁側等を併せて僅かに二十四坪に過ぎぬ狹隘なるものであつた。授業は午後一時より午後六時頃までの間に行はれ、生徒はこの教場に於て疊敷に机を並べ所謂寺小屋式教育の觀があつた。而して約半歳にして同寺境内の一棟に移轉し、多少校舍としての形態を備ふるに至つた。開館と同時に入學せる者は百名を越え、生徒中には既に相當の年輩者もあり、従つて研學態度は眞摯にして然も靄氣に富み、將來哲學館の發展を豫想せしむるに足るものがあつた。

今明治二十年發行哲學館開設旨趣書中哲學館規則を左に示す。

哲學館規則

- 第一條 本館ハ哲學諸科及ビ之レト直接ノ關係ヲ有スル諸學ヲ教授スル處トス
- 第二條 教授ハ都テ邦語講義ヲ以テス
- 第三條 學科ハ普通高等ノ二科トシ普通一年高等二年都合三年ヲ以テ全科卒業ノ期限ト定ム
- 第四條 學年ハ毎年九月十六日ニ始マリ翌年七月十五日ニ終リ總ジテ十ヶ月間トシ之ヲ前中後ノ三學期ニ分ツ前學期ハ九月十六日ヨリ十二月二十五日ニ至リ中學期ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ後學期ハ四月八日ヨリ七月十五日ニ至ル

- 第五條 每學期ノ終リニ試業ヲ施行シ、每學年ノ終リニ等級ヲ上下ス
- 第六條 普通科卒業ノ者ニハ普通科卒業證書ヲ授與シ高等科卒業ノ者ニハ全科卒業證書ヲ授與ス
- 第七條 高等科ニ入ル者ハ普通科卒業ノ者ニ限ル、但シ普通科卒業ノ者ハ必ズシモ高等科ニ入ルヲ要セズ
- 第八條 正科ノ外ニ副科ヲ設ケテ隨意ニ聽講修學セシム
- 第九條 入學期日ハ毎年九月トス 但シ時宜ニヨリ臨時入學ヲ許スコトアルベシ
- 第十條 入學志願者ハ入學證書及ビ學業履歷ヲ出スベシ
- 第十一條 入學證書ハ左ノ書式ニ準ジ東京住居ノ父兄若クハ世話人ニテ身元確實ナル者ヲ以テ保證人トナスベシ
入學證(用紙美濃堂錢印紙貼用)

何府縣何郡何町村何番地華士族平民

何 之 誰

年 月

何區何町何番地何某方

右者今般御館へ入學相願候上ハ御館規則等堅ク爲相守可申ハ勿論本人ニ關スル事件ハ一切拙者引受可申候若シ退學ノ節ハ拙者罷出ルカ又ハ證書ヲ以テ御斷可申候仍而證書如件

宿 所
族 籍

保證人 何 之 誰 印

年 月

哲 學 館 御 中

- 第十二條 入學スルモノハ束修トシテ金壹圓五拾錢ヲ納ムベシ
- 第十三條 月謝ハ金壹圓トス 但シ出席ノ多少ニ拘ラズ毎月ノ初三日以内ニ納ムベシ
- 第十四條 毎月館内雜費トシテ金拾錢ヲ納ムベシ
- 第十五條 無斷缺席二ヶ月以上ニ及ブモノ及ビ缺席ノ斷リヲ爲スト雖モ半ヶ年以上出席セザル者ハ退學ト見做シ除名スベシ
- 第十六條 一旦退學シテ再ビ入學ヲ請フトキハ更ニ入學ノ手續ヲ經ベシ
- 第十七條 無斷ニシテ缺席月餘ニ至ルモ常額ノ月謝館費ヲ納ムベシ
- 第十八條 休業日ハ大祭祝日日曜日夏期休業(七月十六日ヨリ九月十五日ニ至ル)冬期休業(十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル)春期休業(四月一日ヨリ七日ニ至ル)トス

同時に哲學館は館内員心得を作製して之を實施した。館内員とは次いで設置せる館外員に對する名稱で在學生の意である。

館内員 心得

- 一 本館ノ主義ハ獨リ智育ヲ養成スルノミナラズ德育ヲ獎勵スルニアレバ本館ニ在學スルモノハ固ク本館ノ主義ヲ守リ其舉動ノ人ノ模範トナル様ニ注意スベシ
- 一 聽講ノ節ハ必ズ袴ヲ着クベシ洋服若クハ僧衣ヲ着クルモ妨ナシ
- 一 講師ノ席ニ就クニ及ビ席ヲ去ルトキニハ必ズ敬禮ヲナスベシ
- 一 講義ノ間ハ務メテ靜肅ニスベシ
- 一 教場内ニ於テ喫煙スルヲ許サズ

- 一 下足ノ儘校内ニ昇降スルヲ禁ズ
- 一 各級生ハ必ズ其級所定ノ學科ノ講義ニ出席スルヲ要シ故ナクシテ他級ノ講義ニ出席スルヲ許サズ
- 一 臨時講義及ビ談話ノ節ハ各級ノ別ナク一同出席スルコトヲ得ベシ
- 一 講師ハ毎日其講義ノ前ニ各級生ノ出缺ヲ點檢スルヲ以テ各級生ハ其豫メ定メタル席ニ就キ講師ノ點檢ヲ受クベシ點檢終ラザル間ハ決シテ他席ニ轉ズルヲ許サズ 但毎月一日ハ出缺ヲ點檢セズ
- 一 毎月ノ席順ハ出席數ノ多少ニ應ジテ次第スルヲ以テ成ルベク缺席セザル様ニ注意スベシ
- 一 講師缺席ノ節ハ其級生ニ限リ他級ノ傍聽ヲ許スコトアルベシ然ルトキハ其級生ヨリ其旨ヲ幹事ニ通ジ幹事ヨリ其講師ニ照會ヲ乞フベシ
- 一 講師無斷ニテ三十分間以内ニ出席ナキトキハ缺席ト見做シ教場ヲ開散スルモ妨ナシ
- 一 在學中ハ固ク本館所定ノ規則並ニ時々揭示スル所ノモノヲ守ルベシ

右は所謂學生心得であつて哲學館教育の一端を窺ふことが出来る。

創立當初の學科目は、その詳細なる點は學制の項に譲るとして、大體前章哲學館の創立の項に示す通りであるが、唯右の届書と多少相違ある點は學科の哲學科とあるを正科とし、之を三年に分つて普通科を第一年、高等下級を第二年、高等上級を第三年とし、普通科第一年に於ては論理學、心理學、社會學、倫理學、教育學、純正哲學を課し、高等下級第二年に於ては物理及化學大意、天文及地質學大意、動物及植物學大意、生理學、人類學、言語哲學、歷史哲學、經濟哲學、東洋哲學史、希臘哲學史等を課し、高等上級第三年に於ては論理學、東洋哲學史、近世哲學史、心理學、審美學、倫理學、政理及法理學、宗教哲學、設題論文を課した。更にこれに副科を設置し、第一年第二年第三

年に於て各々儒學、佛學、國學を修めしめ、これに英語若くは獨逸語を兼修せしめた。これが哲學館の一特色であつて、後年神儒佛三道の研究道場としての端を開いたものと見ることが出来る。

又講師は創立第一年に於ては、論理學(演繹法)を文學士阪倉銀之助、同(歸納法)を清野勉、心理學(理論)大學卒業生松本源太郎、同徳永滿之、同(應用竝妖怪説明)文學士井上圓了、社會學文學士辰巳小二郎、倫理學(歴史)文學士長澤市藏、同(批評)文學士嘉納治五郎、純正哲學(哲學史)徳永滿之、文學士三宅雄二郎、同(哲學論——唯物論唯心論等)井上圓了、教育學文學士國府寺新作、儒學(孔孟學)岡本監輔、同(老莊學)大學卒業生内田周平、佛學(佛教史)生田得能、同(佛教論)村上專精、國學古典科卒業生松本愛重、英學初步大學卒業生柳祐信、磯江潤等、主として文科大學卒業其他の新進氣鋭の士を網羅したので、生彩あるその講義振りは館生のみならず頗る時人の注目する所となり、哲學館を目して民間の文科大學なりと稱したのも決して故なきではない。

哲學館に於ては更に其年十月より館外生の制度を設けた。館外生とは地方に在りて哲學館講義録により勉學する者である。即ち井上先生の哲學館創立の主意は哲學の普及にあり、従つて哲學館に生徒を集めて之に哲學を講授するのみならず、廣く之が普及を念としてゐたので、哲學館の各講師の講義を直ちに講義録として印刷に付し、遠隔の地にあつて勉學の途なき者の便としたのである。これ我國に於る講義録の濫觴であつて、後に至り各種の講義録は汗牛充棟も當らざる觀を呈したのは能く世人の識る處である。館内員規則は哲學館々則が之に充てられたが、別に左の如く館外生規則が制定された。

館外生規則

- 第一條 本館ニ通學スルコト能ハザルモノノ便ヲ計リ館外生ノ制ヲ設ケ、毎月三回講義ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ
- 第二條 講義録ハ第一年級第二年級第三年級ノ三種ニ分チ初年ハ第一年級講義ノミヲ印刷シ順次第二年級第三年級ニ及ブモノトス
- 第三條 講義録ハ各級諸科ノ講義ヲ記載スルノ外本館ニ關スル記事報告及ビ哲學上必要有益ノ論說談話ヲ掲載スルコトアルベシ
- 第四條 本規則ニ從ヒ館外生タラント欲スルモノハ何人ヲ問ハズ何時ニテモ之ヲ許スモノトス
- 第五條 館外生タラント欲スルモノハ氏名住所ヲ詳記シテ申込ムベシ 但シ住所ヲ轉ジタルトキハ新舊兩名ヲ詳記シテ通知スベシ
- 第六條 館外生タラント欲スルモノハ東修五十錢月謝三十錢ヲ納ムベシ
- 第七條 月謝ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スベシ 但數ヶ月分一度ニ前納スルモ妨ゲナシ
- 第八條 東修及ビ月謝ヲ納金スルトキハ其翌月ヨリ講義録ヲ配付スルヲ以テ別ニ領收證ヲ送附セズ若シ翌月初旬ノ發行期日後十
五日ヲ過ギテ講義録到着セザルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スベシ
- 第九條 本人ノ都合ニヨリ館外生ヲ辭シタルトキ既ニ受領シタル月謝金ノ殘餘アレバ之ニ對スル講義録ヲ送附シ現金ヲ以テ返還
ヲナサズ
- 第十條 月謝不納ニケ月以上ニ及ブトキハ退館生ト見做スベシ故ニ講義録ノ再送ヲ請フモノハ更ニ館外生タルコトノ手續ヲナス
ベシ
- 第十一條 東修及月謝金送付方ハ東京本郷龍岡町麟祥院内哲學館會計掛ヘ宛テ東京本郷郵便局ヘ向ケ振込ムベシ
- 第十二條 講義録ハ毎月八月十八日二十八日ニ發行スベシ

第十三條 館外生ニシテ講義録中ニ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但シ質問信書ニハ講義録號數科目頁數等ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スベシ

第十四條 質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判ジ主旨明瞭ニシテ解釋ヲ要セザルモノ若クハ質問ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セザルベシ

第十五條 質問及ビ答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スベシ

右の館外生(又は館外員と稱す)制度はこれまた哲學館の一特色として後年に至るまで繼續されたが、講義録の購讀者は非常に多く、暫時にして全國津々浦々に遍滿し、當時の好學の士にして一度は之を手にせざるはなき狀況であつた。従つて此の講義録より得たる利益金の一部は哲學館の内容充實の費に充てられ、更に後哲學館校舍新築の基本金其他に充當せられたのである。

斯様に哲學館は創立早々にして社會人心に裨益する所少くなかつたが、顧みて當時の世相を窺ふに、依然として歐化萬能時代は去らず、人心はともすれば輕佻詭激に流るる傾向をさへ存して居た。而して思想界亦渾沌として四明を辨ぜざるの狀態にあつたので、館主井上圓了先生は更に政教社を結成し、その機關雜誌『日本人』又は『國家學會雜誌』を始め新聞雜誌等に國粹保存、國民精神振興の筆を揮ひ、社會革正に畢世の努力を拂ひつゝあつた。時恰も、歐米諸國に於ては日本を始め支那印度等の所謂東洋學の研究日を逐うて旺なるを聞き、之が如何なる程度の進歩發展を來しつゝあるかの狀況を視察せんと志を抱き、先生は講師棚橋一郎氏に哲學館主代理を委囑し、明治二十一年五月一路桑港へ向け歐米巡遊の途に上つた。而して翌二十二年六月各地を視察して歸朝されたが、この外遊に依り井上

先生の哲學館に對する方針は一段の躍進をなし、哲學館の内容に一新紀元を劃することになつたのである。

即ち先生は歐米諸國に於て、東洋學の研究は寧ろ東洋諸國に於るよりも隆盛なるを見て驚嘆せざるを得なかつたのである。即ち、支那、印度、波斯、亞刺比亞、日本等東洋諸國の語學、文學、哲學、宗教、歴史等が大いに歐羅巴人の注目するところとなつて、盛に之が研究を始められたのは實に前世紀末よりの事である。爾來此の研究は日に月に進歩し、獨逸、佛蘭西、露西亞、英國等には各々専門の學者があり熱心なる研究を續け、又大學に東洋科を設けたる所も少なからず、伯林大學、巴里大學の如きは最も盛なる研究が積まれ、其他伊太利羅馬の大學に於ては日本學の教授をさへ爲してゐた。特に東洋學中多數の碩學を出したのは、梵語即ちサンスクリットであり、獨逸のマキス・ミュラー、アルブレヒト、ウエーベル等は最も有名にして、皆數十年來梵語學研究の爲め精根を傾けてゐた。之に次ぐは英國にして、知名の東洋學者は十指を下らず、歐羅巴各國至るところ専門の東洋學者を見ざるはなしといふ隆盛振りであつた。又宗教方面に於ても婆羅門教、佛教、儒教、道教等の翻譯及び著述は實に擧げて數ふべからず、マキス・ミユラーの如きは『東洋聖書』として是等諸教典を翻譯せるものが既に叢書として刊行せられ、其狀正に東洋諸國を凌駕すること數段の高きに在つた。而も斯様なる研究は總て自國の文化研究の餘力的一面に於て爲されてゐるのを見たのである。

茲に於て井上先生は先づ自國古來の學を研究すべき必要を痛感し、之を哲學館に於て爲さざれば他に其の所なしとの信念を抱き、歸朝早々にして左の如き一文を發表してその絶大なる抱負を開陳した。

哲學館ノ目的ニツイテノ意見

余歐米各國ヲ巡遊シテ且ツ感ジ且ツ驚キシモノアリ、即チ各國ノ大學ハ勿論其中小學ニ至ル迄皆其國固有ノ學ヲ以テ基本トシ、交ユルニ他邦ノ學ノ之レト關係ヲ有スルモノヲ以テス。其國ノ學ヲ保護シ愛重スルコト此ノ如シ、蓋シ其國固有ノ學ハ一國ノ獨立ヲ助クルニ必要ナル元素ヲ含有スルモノニシテ、之ヲ愛護スルハ一國獨立ノ思想ヲ人心中ニ維持スルニ必要ナルニヨル。然ルニ顧テ我邦ヲ視レバ未ダ日本固有ノ學ヲ基本トシテ立テタル大學アラズ、又之ヲ愛護スルノ必要ヲ説クモノスラアラザルガ如シ。而シテ我邦ニハ我邦固有ノ學問アリ史學、文學、宗教學等はレナリ。之ヲ愛護シ之ヲ專攻スルノ方法ヲ設ルハ日本從來ノ學問ヲ振起スルニ必要ナルノミナラズ、日本ノ人心ヲ維持シ獨立ヲ保存スルニ必要ナリ。是ニ於テ日本主義ノ大學ヲ設立スル必要起ル、其大學ハ日本固有ノ學問ヲ基本トシテ之ヲ輔翼スルニ西洋ノ諸學ヲ以テシ、其目的トスル所ハ日本國ノ獨立、日本人ノ獨立、日本學ノ獨立ヲ期セザルベカラズ。此ノ如キ大學ニシテ始メテ眞ノ日本大學ト謂フベシ、然レドモ大學ノ事タル大業ナリ、一朝ニ創シテ一タニ成ルベキニアラズ、漸々次々其序ヲ追フテ基礎ヲ起シ、大成ヲ數年ノ後ニ期スルヲ要ス。故ニ余ハ此哲學館ヲ以テ其目的ヲ達スル階梯トシ、今ヨリ漸ク其功ヲ積ミ、他日ニ至リテ堂々タル日本大學ノ一家ヲ落成セントス。抑從來本館ニテ教授スル所ノ學科ハ西洋東洋ノ兩部アリテ、東洋部中ニハ日本學アリ支那學アリ印度學アリ、日本學中ニハ史學、文學、宗教學、哲學ヲ兼修セシメ、支那學中ニハ文學、宗教學、哲學ヲ兼修セシメ、印度學中ニハ宗教學、哲學ヲ兼修セシメシナリ。而シテ其支那學モ皆我邦ニ傳來スルモノニツイテ教授ヲ施セリ。故ニ是レ皆其名ハ他邦ノ學ナルモ、其實我邦ノ學ナリ、唯我邦ノ學問中ニ日本在來ノモノト支那傳來ノモノト印度傳來ノモノノ別アルノミ。而シテ其所謂傳來ノモノハ其初日本ニ傳來シテヨリ以來千餘年ヲ經過シ、我邦在來ノ文物ト共ニ成長シ、共ニ發達シテ一種固有ノ日本性ヲ帶ビ、此諸元素相和シ相合シテ一種固有ノ國風民情ヲ化成シ、其今日印度支那ニアルモノト大ニ其性質ヲ異ニスルニ至レリ、即チ其學ハ日本固有ノ學ト謂ハザルベカラズ。故ニ余ガ今日哲學館ノ上ニ改良ヲ行ハントスルノ意ハ、其名稱及ビ學科ノ制ヲ變ズルニアラズ、唯其主義トスル所、日本主義ヲ取りテ、一方ニハ日本國ノ獨立ヲ維

持シ、一方ニハ日本固有ノ諸學ヲ愛護シ其學科中ノ東洋部ハ日本固有ノ學（即チ神儒佛三道及ビ我邦固有ノ哲學、史學、文學）ヲ教授スルモノトシ、漸ク進テ他日日本大學ノ組織ヲ開カン事ヲ望ムモノナリ。

右の文意に見る通り、哲學館をして單に西洋哲學の研究を目的とせず我國固有の學の研究道場たらしめんとこの確固たる意圖は實に此時に於て固められたのである。而してその第一着手として、從來の學制を改め、新に東洋部、西洋部の二部を設けられた。東洋部にては日本固有の諸學、即ち國學、漢學、佛學の三科目を、西洋部にては哲學、史學、文學の三科目を教授し、總じて之を普通科と稱することとした。又更に其上に二年制の國學科、漢學科、佛學科の三つの専門科を設け、以て東洋大學科を開設すべき計畫を立てたのであるが、この計畫こそ後年専門學校令に依る哲學館大學となり、大學令に依る東洋大學たるの基礎を形つたものである。

斯く先生は新計畫を發表すると共に、漸次生徒數の多きを加へ來つたのに鑑み、一面將來の發展に備へて、校舎の新築を企圖し、約二千圓の有志の寄附を仰ぐこととした。而して大體豫期の進捗を見るや、同年八月本郷區駒込蓬萊町二十八番地に地をトシ新築起工を爲した。然るに同年九月十五日落成豫定のところ、不幸九月十一日暴風の爲め建築中の全棟倒壊の慘に遭遇したので更に再工事を起し、十月三十一日を以て其功を竣へ、十一月一日より新築校舎の教場に於て授業を開始した。之と同時に寄宿舎を開き、生徒を收容して德育の策勵に當る事となつた。

新築校舎の教場は階上二室、階下一室。階上は一室約五十人を容れ、階下は約百五十人を容るゝものであつた。寄宿舎は大體六疊二十室、約四十人を收容することが出來た。現今の校舎より之を觀れば寔に狹隘に過ぐる感がある

が、當時としては優に他の私立學校を凌駕すとも決して遜色あるものではなかつたのである。

移轉式は同月十三日に舉行されたが、この移轉式は哲學館としては劃期的の意義を持つ式典なるを以て左にその始末を記す。

移轉式次

- 一 移轉旨趣 井 上 圓 了
- 一 開校旨趣 棚 橋 一 郎
- 一 祝 詞 加 藤 弘 之
- 一 祝 詞 文 部 大 臣

館主井上先生の移轉旨趣演説の大意は左の如くである。

文部大臣並貴顯紳士諸君

哲學館ハ一昨明治二十年九月ノ創立ニカ、リ、爾來二年二月ヲ經テ今日ニ至リ其間多少ノ盛衰アリ又目的ノ上ニモ一二點ノ變更モアリマシタ。先ヅ之ヲ創立シタル旨趣ハ、世ノ晩學ニシテ速成ヲ求ムルモノ、貧困ニシテ大學ニ入ルノ資力ナキモノ、洋語ニ通ゼシテ原書ヲ解セザルモノニ哲學及文學諸科ヲ教授スルノ目的ニ出デタルモノナレバ正シク帝國大學文科大學ノ速成科若クハ別科ニ當ルベキ程度ノモノデアリマシタガ、是ハ表面ノ目的ニシテ、其裏面ニハ二種ノ意ヲ含ミテ居リマシタ。即チ其一ハ東洋學ヲ振起スルコト、其二ハ哲學ノ必要ヲ世人ニ示スコトデアリマス。東洋學ハ近年漸ク西洋人ノ注目スル所トナリ、之ヲ研究スル道モ彼地ニ開ケテアリマスカラ、其道ヲ我國ニ開キ之ヲ振起スルハ、我學者ノ急務デアツテ、其之ヲ振起スル方法ハ哲學ニヨラネバナリマセヌ。是ニ於テ本館ノ學科中ニハ西洋哲學ト東洋哲學ト兩部ヲ置キテ、西洋哲學ニ相對シテ東洋哲學ヲ研究セシムルノ方法ヲ

設ケマシタ。然ルニ世間一般ノ説ニハ、東洋哲學ニテモ西洋哲學ニテモ、苟モ哲學ノ名稱ヲ帶ブルモノハ空理空論ヲ講ズルモノデアリテ、實際上何ノ利益モナク、亦之ヲ研究スル必要モナク、哲學ノ流行ハ却テ世ノ進歩ニ害アルモノ、様ニ考ヘ、哲學ノ何タルヲ知ラザルモノ世間ニ多ク見エマシタ。此ノ時ニ方リ、哲學ノ實用ヲ世上ニ示シ之ヲ研究スルノ必要ヲ人ニ告グルハ、哲學ニ從事スル者ノ責任ト思ヒ、其目的ヲ帶ビテ此館ヲ設立スルコトニナリマシタ。其後未ダ一年ニ滿タザルニ私ハ突然歐米周遊ノ途ニ上リ、彼地ノ學問ノ景況ヲ實際ニ觀察スルニ及ビ、當時彼地ニ在リテ第一ニ感ジタルハ、各國皆其國固有ノ諸學ヲ愛重シ之ヲ保護シ之ヲ基本トシテ學校ヲ設立シ生徒ヲ教育シ自ラ其國獨立ノ學風ヲ有スルコトデアリマス。第二ニ感ジタルハ各國皆其國ノ諸學ヲ講究シ終リ、猶ホ餘力アリテ他邦ノ學ヲ講究シ、遠ク東洋諸邦ノ學ヲ研修スル學校ヲ設立シ、或ハ東洋書籍ヲ翻譯出版シ其研究却テ東洋諸邦ヨリモ盛ンナルコトデアリマス。第三ニ感ジタルハ、總ジテ西洋各國ノ文明ハ獨リ學問ノ進歩ニ由ルニアラズ、其所謂學者ハ學者タルベキ德行アリ、其所謂教育者ハ教育者タルベキ實行アリ、政治家ハ政治家ノ實アリ、宗教家ハ宗教家ノ行アリ、智徳オノヅカラ兼全シ、實行オノヅカラ一致スルノ風アルコトデアリマシタ。私モ是ニ於テ歸朝ノ後ハ哲學館ヲ改良シテ、第一ニ我邦久來ノ諸學ヲ基本トシテ學科ヲ組織スルコト、第二ニ東洋學ト西洋學ト兩方ヲ比較シテ日本獨立ノ學風ヲ振起スルコト、第三ニ智徳兼全ノ人ヲ養成スルコト、第四ニ世ノ宗教者、教育者ヲ一變シテ言行一致名實相應ノ人トナスコト、此諸點ニ力ヲ盡サウト思ヒマシタ。已ニ歸朝シ我邦ノ實狀ヲ觀ルニ、我邦ニ久傳セル諸學ヲ振起スルノ必要ヲ喋々スルモノナキニアラズ、又其目的ヲ以テ雜誌ヲ起シ學校ヲ建ツル等ノ舉アルヲ見ル、即チ國典一方ヲ講究スルニハ皇典講究所アリ、漢學一方ヲ講究スルニハ斯文齋アリ、佛敎一方ヲ講究スルニハ各宗ニ大學林アリ、而シテ余以爲ラク、此ノ如ク我邦傳來ノ各學相分レテ其一部分ノミヲ講究スルトキハ、且其一方ノ學ノミヲ明カニスルニハ大ニ利アルモ、學問ニ狹キノ不利アリ、學問ニ狹キトキハ偏固ニ流レ、活用ニ遠キノ弊アリ、且ツ一國ノ學問ヲ此ノ如ク分立シテ研究スルトキハ、互ニ他ヲ貶斥誹謗シ互ノ間ニ不和ヲ生ジテ一致セザル恐ガアリマス。是ニ於テ此諸學ヲ結合シテ之ヲ兼修シ、傍ラ西洋ノ學ヲ對照スルコトヲ得ル學校ヲ設立スルコトガ必要デアリマス。然ルトキハ諸學ノ間ニ

不和ヲ生ジ、偏屈ニ流レ、活用ニ遠キノ恐レハアリマセヌ。今哲學館ハ其地位ニ立チテ、先キニ創立セル旨趣ト洋行中經畫セル主義トヲ合シテ其目的ヲ定メ、是レヨリ漸々改良擴張シテ他日一箇ノ專門校ヲ開キ、國家獨立ノ大機關トモ云フベキ歴史學言語學宗教學ヲ分チ、國學科、漢學科、佛學科ノ專門ヲ開キ日本大學トモ云フベキモノヲ組織シ、學問ノ獨立ト共ニ國家ノ獨立ヲ期スルコトヲ世間ニ發表致シマシタ。本館創立以來今日ニ至ルマデ入學セルモノ凡ソ四百人アリ、之ヲ館内員ト申シマス。此外ニ講義録ニヨリテ自脩スルモノ二千四百十六人アリ、之ヲ館外員ト申シマス。昨今ニ至リテハ館内員凡二百名、館外員八九百名アリテ、其他ハ事故ニヨリテ中途ニシテ退學致シマシタ。初メ之ヲ創立セシトキニハ固ヨリ無資本ニシテ、又他ヨリ毫モ扶助保護ヲ受ケタルコトナク、全ク有志ノ一時ノ寄附ニヨリテ創立費ヲ支辨シ、當時本館ノ旨趣ヲ養成シテ多少ノ寄附ヲナセシモノ二百八十人アリマシタ。故ニ哲學館ハ二百八十人ニヨリ設立シタルモノト申シテ宜イ。其後毎月ノ費用ハ生徒ノ月謝ニヨリテ支辨シ、未ダ他ヨリ保護ヲ仰ギタルコトハアリマセヌ。故ヲ以テ私ガ洋行ノ際ハ生徒モ幾分減少シテ財政上ノ困難ヲ來シ、今回歸朝スルモ會々世人政熱ノ爲メニ動搖セラル、折柄ナレバ、生徒未ダ其實員ニ滿タズ、從テ財政ノ困難ヲ免レズト雖モ、新築早ク其功ヲ奏シ、此ニ移轉式ヲ舉グルニ至レルハ、實ニ本館ノ幸ト謂ハネバナリマセヌ。又新築ハ九月十五日落成ノ豫定ナリシモ、同月十一日ノ暴風雨ニ會シ、全棟轉覆破壞シ、再ビ礎ヲ置キ工事ヲ起スニ至リ、豫算外ノ費用ヲ増シ、前回ノ新築ト再築ト其他之レニ屬スル諸費ヲ合算スルキハ、凡ソ四千數百圓ノ巨額ニ達シマス。然ルニ有志ノ寄附金モ漸々相集リ、今日マデニ既納ノ分凡ソ一千五百圓ノ多キニ及ビマシタレバ、今後モ遠カラズ負債ヲ償却スルニ至ルベシト考ヘマス。サウシテ見レバ今日此工事ヲ終リ移轉ノ式ヲ舉グルニ至リシハ、全ク有志諸君ノ厚意ニ成リタルニ相違ハアリマセヌ。又我々ハ生徒一同ト共ニ此厚意ヲ謝セネバナリマセヌ。以上本館創立以來ノ歴史沿革ヲ略述シテ移轉ノ旨趣トシ、以テ本日大臣閣下竝ニ貴顯紳士諸君ノ來臨ノ辱キヲ謝スル所デアリマス。

元老院議官加藤弘之氏の祝詞は左の如くである。

(前略)只今井上君ガ述ベラレタ日本主義トイフコトハ、至極ヨロシイコトデ、日本人トシテハ、無闇ニ西洋ヲ尊ビ我邦ヲ卑ムナドト云フコトハ言フマデモナク不都合千萬アルカラ、此ノ學校ガ將來日本主義ヲ執ルトイフ事ニ就イテハ何モ異論ハ無イガ、爰ニ學生諸子ニ少シ注意シテモラハネバナラヌ事トイフノハ、日本人ニハ困ル事ニハ兎角輕躁ノ癖ガアツテ、一旦西洋ガ善イトナルト、一モ西洋ニモ西洋ト夢中ニナリ、善イ事デモ惡イコトデモ無性ニ取リ込マウトスルニ引替ヘ、我邦ノコトトイヘバ、ドンナ善イコトガアツテモ振向テモ見ヌ様ニナル、維新以來ツヒ近頃マデハ實ニ此ノ有様デアツタ。處ガ近年來漸ク其ノ不都合ニ氣ガ附テ、自國ニ善イコトガアレバ勉メテ保存セネバナラヌトイフ議論ガ、或ル部分ニ起ツテ來タ。スルト此度ハ前ノ反動デ、一モ二モナク我邦在來ノ事物デナケレバナラヌ、西洋ノ事物ハ皆不都合デヤ、トイフ様ナ議論ヲ吐ク者ガチラホラ見エルヤウデアアル。尤モ今日ハマダ西洋主義ノ方ガ多イコトハ多イガ、段々右様ノ論者ガ殖ユテ來テハ誠ニ困ル。殊ニ學問ヲ修ムル者ガ、ソノ様ナ偏見ヲ抱イテハ以テノ外ノコトデアアル。

抑々哲學トイフモノハ、ムツカシク言ヘバ際限モナイガ、マツ通俗ニ一言テ申サバ、理屈ノ學問デアアル。サテ理屈ヲ研究スルトスレバ前ニモ申ス通り、理ニ東西ノ二通りハナク、歐米モ印度モ支那モ世界ヲ貫イテ動カヌ道理デナクテハ、眞ノ道理トハ云ハレヌ、ソノ眞理ヲ研究セントシテ哲學ニ從事スル以上ハ、苟モ腦裏ニ、東洋ノ學理ガ正シイトカ、西洋ノ學理ハ間違ッテ居ルトカ、豫メ土臺ヲ据エテ研究ニ取リカ、ツテハ、決シテ世界ニ通ズル眞理ヲ發見スルコトハ出來ヌモノデアアル。加之、哲學ハ今日ニ在テハ、未ダ數學ヤ物理學ナドノヤウニ、原理ガ定マツテ居ラヌカラ、國々ニヨリテ學說ノ異ルバカリデナク、人々ニヨリテ大概皆ソノ說ヲ異ニシテ居ル、數學ノ如キハ最モ發達シテキテ、例ヘバ二二ガ四トナリ、三三ガ九トナルト云フコトハ世界申何レニ持つテ行ツテモ間違ハナイガ、哲學ニ至テハ、一人々々ニ異說ノアルヤウナ有様故中ニハ二二ガ五、三三ガ八ト云フ様ナ間違ガ澤山アルカモ知レヌカラ、他人ヨリ、コノ理論ガ正シイト教ヘ示ス譯ニモユカズ、某ノ學說ニ從ヘト命令スル譯ニモ勿論ユカヌ。ソコデ哲學ニ從事スル者ハ、勉メテ虚心平氣ニナリテ、日本ナリ支那ナリ印度ナリ歐米ナリ東西古今ノ嫌ヒナク、手ノ届ク丈ケ廣ク學說ヲ蒐集シテ、而ル後不偏不黨ノ考ヘヲ以テ判斷ヲナシ、自ラ正當ト認ムル所ノ道理ヲ案出スルヨリ外ニ研究ノ仕方ハナイノデアアル。

サレバ學生諸子モ、日本人トシテハ飽クマデ日本ヲ重ゼネバナラズ、又學問ヲ修ムルノモ到底日本ノ爲メニスルトノ心掛ケハ無論肝要ノコトデアルガ、只道理ヲ研究スル方法ノ上ニ於テハ、眼中唯々一ノ世界アルノミデナケレバナラヌ。若シ少シデモ其間ニ古今彼我ノ甄別ガアラバ、遂ニハ偏屈固陋ニ流レ易イモノデアルカラ、勉メテ虚心平氣ニナリ、常々不偏公平ノ眼ヲ以テ諸學說ヲ取リ集メ又判斷スルトイフコトニ心掛ケテモラヒタイモノデアアル。斯様ナ事ハ申スマデモナイ、極リ切ツタ話シデアリマスガ、今井上君ガ、學校ノ主義トシテ日本主義トイフコトヲ述ベラレタノヲ、中ニハ學問ノ方法ト誤解スル人モアラウカト心配シマシタカラ、今此ノ學校ノ主義ヲ贊成スルト同時ニ、聊カ一言ヲ添ヘテ、學生諸子ノ注意ヲ促シタノデアリマス。拙者ハ井上君ノ評論ニ至極同意デアリマス。拙者ノ申シタコトハ井上君ノ申サレタコトト別ノ事ヲ申シタノデ其間ニ反對ノ意味ハ少シモアリマセン。唯諸君ガ井上君ノ言ハレタコトカラ誤解ノナイ様ニト注意スルノミデアリマス。(演說筆記)

文部大臣榎本武揚祝詞

本日哲學館移轉式舉行ニ際シ、予ニ一言ヲ索メラル、予本館ノ目的トスル所ヲ察スルニ、我邦ノ久傳セル東洋ノ學術ヲ振興シ、之ニ交ユルニ西洋哲學ノ粹ヲ以テシテ、教育宗教等ニ關シ、有爲ノ哲學者ヲ養成スルニ在ルガ如シ、此レ一ノ美譽ニシテ、予ノ特ニ嘉賞スル所ナリ、唯予ガ生徒諸子ニ望ム所ハ、遠ク將來ヲ慮テ、近ク速成ヲ期セズ、深ク根柢ヲ養ヒテ、徒ニ膚淺ノ學風ヲ追ハズ、輕躁ヲ戒メ浮華ヲ斥ケ、着實堅固ニ其業ヲ進修シ、異日大ニ其實功ヲ顯表センコト是レナリ、聊カ所思ヲ陳シテ以テ祝詞ニ充ツ。右の外、小中村清矩、黒川眞頼、濱田健二郎、内藤耻叟、岡本監輔、内田周平、關根正直等諸氏及在學生徒等の祝詞、祝歌、祝詩等あるが之を略す。當日の來賓は榎本文部大臣、辻文部次官、濱尾専門學務局長、谷中將、高崎府知事、加藤元老院議員、重野元老院議員等を始め朝野の名士凡そ百名、稀に見る盛儀であつた。

尙式次中棚橋一郎氏が開校旨趣を述べたのは、當日同時に棚橋一郎氏が主宰する尋常中學郁文館の開校を宣したの

である。郁文館は井上先生が午前中哲學館の校舎を棚橋一郎氏に提供して設立せしめたるもので、井上先生は其の顧問となり、哲學館に於ては英語を學ぶ者に一時郁文館の講義を聽講せしめたことがある。郁文館は後郁文館中學校及郁文館商業學校となり、現在棚橋一郎氏を校主とし、本郷區駒込蓬萊町に古き傳統と健實なる教育方針とを以て多數の人材を輩出し、我國育英の一斑を擔ひつゝある。

蓬萊町校舎時代

哲學館は明治二十二年十一月本郷區駒込蓬萊町に校舎を新築移轉し授業を開始したので、これより明治三十年七月、小石川區原町現位置に新校舎を營み移轉するまでの間、約九年間を假りに蓬萊町校舎時代と名ける。

哲學館は蓬萊町校舎に移轉と同時に、新興の意氣に燃えつゝ内容の改善に銳意力を注いだ。新學制の實施は新學期より施行する事として先づ館内員規則の改訂を行つた。即ち明治二十三年一月發行改正哲學館規則に依れば、従前全十八條の規則たりしを二十九條に改め、特に寄宿舎規則と館友規則とが新に加へられ、別に兩規則の細則が定められた。寄宿舎は蓬萊町校舎新築と同時に設けられた爲め之が附加せられたのであり、館友規則は哲學館維持者制度の設置に依る規定として作製されたるものである。左に寄宿舎概則を掲ぐ。

寄宿舎概則

第一條 本館修學者ノ便ヲ謀リ寄宿舎ヲ設ケ本館ニ六ヶ月以上在學スルモノニ限り入舎ヲ許ス 但時宜ニヨリ六ヶ月以上在學セ

- ザルモノモ館主舎監協議ノ上入舎ヲ許スコトアルベシ
- 第二條 寄宿料ハ物價ノ高低ニヨリ一定シ難シト雖モ一ヶ月凡ソ貳圓ト定ム其外舎費トシテ毎月二十錢ヲ納ム可シ
 - 第三條 寄宿料及舎費ハ先拂ノ方法ヲ設ケ一ヶ月前ニ翌月分ヲ納メシム
 - 第四條 寄宿料及舎費延滞セルモノハ保證人召喚ノ上償償セシム
 - 第五條 各自日用ノ油炭其他一切ノ器具ハ自辨タルベシ戸障子壁其他建物ニ損害ヲ與ヘタルモノハ相當ノ辨償金ヲ出サシムベシ
 - 第六條 入舎希望ノモノハ左ノ書式ニ準ジ入舎證書ヲ入ルベシ證書中ノ保證人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツルモノニシテ身元確實ナルモノニ限ル

入 舎 證

印紙

何縣何郡何町村何番地

何 之 誰

何年何月生

右者今般入舎相願候上ハ貴舎御規則堅ク爲守可申本人ニ關スル事件ハ一切引受可申ハ勿論疾病或ハ他事故ニテ退舎ノ節

ハ拙者罷出ルカ或ハ代人ヲ以テ速ニ引取り可申候仍テ入舎證書如件

東京市何區何町何番地

保證人 何 之 誰

年 月 日

館 主 宛

第七條 輕症ノ病ハ舍内ニ於テ加養シ尙ホ一週間ヲ經テ癒ザレバ保證人へ引渡スベシ 但急病又ハ傳染病等ハ直時ニ退舎ヲ命ズ

- 第八條 舍生ハ時々寄宿内ニ揭示セル規則ヲ保守スベシ
- 第九條 舍生ハ館主及ビ舎監ノ命令指揮ニ從フベシ
- 第十條 舍生中順番ニ當直ヲ定メ館主及ビ舎監ノ指揮ニ從フテ其勞ヲ取ルベシ
- 第十一條 毎朝夕舍生ノ在否ヲ點檢スルコトアルベシ
- 第十二條 門戸ノ開閉出入ハ午前六時ヨリ午後十時迄トス
- 第十三條 本館ノ精神ハ獨リ學理ヲ研究スルニ止ラズ德義ヲ養成スルニアレバ寄宿舍内ニ毎朝夕茶會ヲ設ケ德義ニ關スル談話ヲナスベシ 但該規則ハ寄宿舍内ニ揭示ス

右の寄宿舍規則は明治二十六年頃に至り更に改訂され、左の如き嚴肅なる舍生心得を附加し、哲學館教育の一端を示してゐる。

寄宿舍ハ修學ノ便ヲ計リテ設立セルモノナレドモ其實人物人品ヲ養成シ道義德行ヲ練習スルヲ以テ目的トスルモノナリ 故ニ在舍生ハ專ラ道徳品行ニ注意シ左ノ條々ヲ固守スルヲ要ス

- 一 行儀ヲ慎ムベシ
- 一 節儉ヲ守ルベシ
- 一 同窓ノ間ハ極メテ親睦ニスベシ
- 一 室内ハ務メテ清潔ニスベシ
- 一 高吟放歌高聲ヲ發スルヲ禁ズ
- 一 猥褻ニ涉ル談話ヲ爲シ及ビ書類ヲ携帯スルヲ許サズ
- 一 飲酒ハ勿論酒器ヲ室内ニ置クヲ禁ズ

- 一 晨起就寢ノ時間ヲ確守シテ外宿スルヲ許サズ
- 一 寄宿舍規則及ビ時々揭示セル條件ハ固ク相守ルベシ

又館友規則は次の如くである。

- 第一條 本館ヲ永遠ニ保存シ本館ノ主義精神ヲ同志ノ間ニ持續スル爲メ館友ノ制ヲ設ケ
- 第二條 本館ニ滿一年已上在學セルモノハ館友トナスベシ 但シ館友申込ト共ニ本館保存費トシテ各壹圓ヲ納金スルヲ要ス
- 第三條 館外員ニシテ滿三年間講義録ヲ購讀セルモノハ館友トスベシ 但シ館友申込ト共ニ本館保存費トシテ各壹圓ヲ納金スルヲ要ス
- 第四條 本館ニ關係ナキモノモ本館ノ主義ヲ賛成スルモノハ館友トナスベシ 但シ館友申込ト共ニ本館保存費トシテ各三圓以上納金スルヲ要ス
- 第五條 本館創立ノ際創立費寄附者ハ本人ノ望ニ應ジ第二條第三條第四條ニ照シ館友トスベシ
- 第六條 第二條第三條第四條第五條ノ規則ニヨリ館友トナルモノハ本館保存費納金次第館友證ヲ送附スベシ
- 第七條 保存費ハ本館會計係若クハ東京日本橋區南茅場町十二番地第十三國立銀行支店ヘ向ケ送金アルベシ
- 第八條 館友タルモノハ五ニ本館ノ隆盛ヲ謀リ交誼ヲ親密ニスベシ
- 第九條 館友ニシテ館内員若クハ館外員タラント欲スルモノハ東條ヲ納ムルヲ要セズ
- 第十條 館友ニハ毎年一回本館報告ヲ作り配送スベシ
- 第十一條 本館發行ノ書籍ハ實價ニテ館友ノ要求ニ應スベシ
- 第十二條 館友ハ隨意ニ本館内ヲ一覽シ又時宜ニヨリ課業ヲ參觀スルコトヲ得ベシ
- 第十三條 本館ハ追テ館友寄宿舍ヲ設ケ館友ニ限リ寄宿ヲ許スベシ

第十四條 館友ハ本館ヘ其住所番地ヲ明細ニ報知シ轉居ノ節ハ早速其舊番地ト新番地トヲ併テ報知アルベシ

右の館友制度は設置當時より後年に至るまで存続し、井上先生が全國周遊、専門科設置資金の募集を爲したる際及其他に於て全國的に多數の應募者あり、之がため哲學館の基礎は益々固められたと言ひ得る。

哲學館は明治二十三年七月初めて第一回の得業生を出し得業證書を授與した。人員は二十四名、數に於ては決して多いとは言はれないが、是等得業生はすべて有爲の人材であつて、後年學界、教育界、宗教界に於て夫々聲價を擧げ、多大の貢獻を爲してゐる。

此年館主井上先生は、未だ我が宗教界は政府の壓迫と教徒の逼息とにより甚しく振はざるを慨し、大内青嶺、島地默雷等の諸氏と相圖り言論信教の自由を獲得せんが爲め先づ佛教の公認運動を興し、京都なる各宗本山を歴訪して協賛を求め、且つ佛教徒を激勵し其の奮起を促すなど健闘至らざるはなかつたが、更に自ら『佛教活論本論』第二篇『顯正活論』を著して愛國護法の大旗を掲げ、佛教興隆の爲め力を致した。側ら『哲學館日曜講義』を開き又迷信排除の爲め『妖怪研究會』を設置して國民思想の適正を期し、更に哲學館内に『哲學研究會』を組織し日本學の樹立に竿頭一步を進め廣く世に訴ふべく企圖した。左に本會の主旨及會則を擧げて示す。

哲學研究會々則

緒言

一國ガ萬國ノ間ニ獨立スルヲ得ルハ、密ニ富國強兵ナルガ故ノミニアラズ、思想ノ獨立、學藝ノ進歩モ其主要ナル原因ナラズン。

アル可ラズ。歐洲各國ガ列國ノ間ニ介立シテ、殖産兵備一日モ忽ニス可ラザルニモ拘ラズ、一方ニ於テハ各國固有ノ學藝ヲ獎勵シ、思想ノ獨立ヲ計ルニ汲々タルハ蓋シ由ナキニアラザルベシ。眞理固ヨリ二途アル可ラズト雖モ、英國ニハ自ラ英國風ノ學藝アリ、獨國ニハ自ラ獨國風ノ思想アルヲ思ヘバ、我國亦日本風ノ學藝思想無カル可ラズ。今ヤ我國公私ノ學校枚擧ニ遑アラズト雖モ、大抵英ニ非レバ獨ヲ模シ、米ニ非ザレバ佛ニ擬ス、然ラザレバ支那ヲ尙ビ印度ヲ學ビ或ハ神代ノ古學ニ復歸セシメントスルアリ。而シテ未ダ廣ク東西ヲ參酌シ、古今ヲ網羅シ以テ思想ノ獨立ヲ計リ、以テ日本風ノ學藝ヲ興サント企ツルモノアルヲ聞カズ、是哲學館ノ設立アル所以ナリ。余輩夙ニ此主義ヲ取リ、各其心ニ怎ラザランコトヲ期スルト雖モ、猶其目的ノ達シ難カラシコトヲ恐レ、此ニ本會ヲ組織シ同志相提携シテ益々其精神ヲ研キ、廣ク其主義ヲ唱へ、以テ成功ヲ見ント欲ス。故ニ本會ノ研究スル所ハ、即チ哲學館ノ主義目的ニ據リ其教授科目ノ理論ヲ實地ニ應用シ、社會百般ノ現象ヲ或ハ討論シ、或ハ批評シ之レニヨリテ得タル所ノ結果ヲ以テ翻リテ理論ヲ證明訂正スルニ在リ、依テ聊カ本會ノ主義ヲ表白シ以テ會則ノ緒言トス。

第一條 會名及位置

本會ヲ哲學研究會ト名ケ東京市本郷區駒込蓬萊町二十八番地哲學館内ニ設置ス

第二條 目的

本會ハ緒言ニ示セル主義ニ從ヒ同志相提携シテ其成功ヲ計リ併セテ其主義ヲ江湖ニ公布スルヲ以テ目的トス

第三條 方法

本會ハ前條ノ目的ヲ達セン爲メ毎月一回會員ノ演說若クハ討論會ヲ開キ一般公衆ノ傍聴ヲ許シ且ツ雜誌ヲ發行シテ會員ニ頒布シ併セテ江湖ニ發賣ス 但シ會場並ニ時日ハ其都度幹事ヨリ報告スベシ

第四條 會員

本會々員ヲ分子テ發起會員、特別會員、普通會員ノ三種トス

- 第一項 發起會員トハ本會々員ニシテ特別則ニ從ヒ設立資金ヲ出シタルモノヲ云フ
- 第二項 特別會員トハ哲學館講師其ノ他本會ノ主義ヲ贊成スル專門ノ學士ニシテ本會ノ演說若クハ論文ノ寄稿ヲ承諾スル者及ビ哲學館ニ關係アルモノニシテ一時ニ金三圓已上ヲ寄附スルモノヲ云フ
- 第三項 普通會員トハ哲學館々内員及ビ館外員其ノ他世間ノ有志ニシテ本會ノ主義ヲ贊成スルモノニシテ本會ノ規則ニ從ヒ一定ノ會費ヲ納ムルモノヲ云フ
- 第四項 普通會員ハ館内會員館外會員ノ二種ニ分子哲學館ニ在學シ若クハ在學セシモノヲ館内會員トシ館外員若クハ世間ノ有志ニシテ會員トナルモノヲ館外會員トス

第五條 入會金及會費

- 入會金及ビ會費ハ發起會員並ビニ普通會員ニ限リ納メシムルモノニシテ入會金ヲ十錢トシ會費ハ毎月金五十錢ト定ム
- 第一項 一時ニ會費一ケ年分ヲ前納スルモノハ入會金ヲ要セズ
- 第二項 府外遠隔ノ地ニアルモノハ一時ニ一ケ年分ヲ前納スベシ
- 第三項 雜誌配布ノ節郵送ヲ要スルモノハ毎年郵税六錢ヲ會費外ニ納ムベシ

第六條 入會及退會

- 第一項 新ニ入會セント欲スルモノハ宿所姓名ヲ記載シ前條ニ定ムル所ノ設立資金寄附金又ハ入會金及ビ會費ヲ添へ本會事務所へ申込ムベシ退會セント欲スルトキモ同ジク宿所姓名ヲ記載シ其ノ趣届ケ出ツベシ 但シ姓名ヲ改メ又ハ住所ヲ轉ジタルトキモ新舊兩姓名又ハ住所ヲ詳記シテ報知スベシ
- 第二項 退會者ニハ既納ノ會費ニ剩餘アルモ返附セザルモノトス
- 第三項 第四條第三項ニ定ムル資格ヲ有スルモノニシテ新ニ入會セント欲スルモノハ必ず會員ノ紹介ヲ要ス

但シ館内員ハ紹介ヲ要セズ

第四項 會員ニシテ會費ヲ納メザルトキハ雜誌ノ發送ヲ見合セ意納三ヶ月ニ及ブトキハ除名スベシ

第七條 職員

本會ハ會長、副會長、幹事、編輯、會計、評議員ヲ置キ會務ヲ整理セシム

第一項 會長並ビニ副會長ハ本會ノ諸務ヲ綜理スルモノニシテ其任ハ特別會員ノ中ニ囑託ス

第二項 幹事ハ會長並ビニ副會長ノ指揮ニ從ヒ衆事ヲ整理スルモノニシテ評議員中ヨリ二名ヲ互選ス

第三項 會計係ハ本會ノ金銭出納ヲ司ルモノニシテ會長並ビニ副會長ト評議員トノ協議ニヨリテ適任者ヲ選ビ二名ヲ以テ定員トス

第四項 編輯係ハ本會雜誌ノ編輯ヲ司ルモノニシテ會長並ビニ副會長ト評議員トノ協議ニヨリテ適任者ヲ選ビ二名ヲ以テ定員トス

第五項 評議員ハ本會ニ事故アル節會長副會長並ビニ幹事ノ諮問ニ應ズルモノニシテ毎年一回會員ノ總集會ヲ開キ出席會員ノ投票ヲ以テ在京會員中ヨリ選舉シ十名ヲ以テ定員トス

第八條 附則

第一項 本會ノ規則ニ變更ヲ要スルトキハ其ノ輕重ニ從ヒ必ズ評議會又ハ總集會ノ議決ヲ經ベキモノトス

第二項 本會ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

右の哲學研究會は哲學館々内員の研究機關として設立されたるもので、井上先生の指導により、組織等は主として館内員たる三年生が之に當つた。而して七月六日哲學館教場に於て發會式が營まれ、役員には次の人々が推された。會長加藤弘之、副會長井上圓了、幹事荒波平五郎、津田平三郎、會計梁瀨溪淨、荻野浩、編輯田中泰麻呂、村樺又作、評議員荒浪

平治郎、田中泰麻呂、雨宮信順、村樺又作、本田善丸、荻野浩、澤定教、五十嵐光龍、波田平三郎、古川醇
右の外特別會員として左の人々が擧げられた。

井上圓了、石川千代松、濱田健二郎、岡田良平、岡本監輔、加藤弘之、棚橋一郎、辰巳小二郎、坪井次郎、南條文雄、内藤耻叟、村上專精、内田周平、上田萬年、松本愛重、藤島了穩、國府寺新作、小中村清矩、澤柳政太郎、清野勉、三宅雄二郎、三上參次、島田重禮、下山寛一郎、森山益夫、關根正直、鈴木券太郎、鈴木敏

本會は爾來毎月一回演說會若くは討論會を開き、公衆の傍聴をも許したので、集る者毎回百名を越え、翌年より加藤弘之氏の主宰せる雜誌『天則』を引繼いで刊行し、毎回の演說其他をこれに掲載し廣く世上に頒布した。是れ哲學館が日本の文化運動に一石を投じ、其の重要な役割を擔當するに至る端緒であつて、明治二十七年『東洋哲學』を創刊し我國文化の金字塔を築く其の前提ともなつたものである。

哲學館は同年九月新學期を開始すると共に、前年七月發表せる専門科設置の準備を爲すことになつた。それが爲め先づ資金の必要を感じ、茲に十萬圓の資金募集の件を議し、左の如き寄附金規則を設けた。

寄附金規則

第一條 寄附金ハ其全額ヲ拾萬圓ト豫定シ之ヲ有志者ノ義捐ヨリ積立テテ資本トシ資本ヨリ生ズル利子ヲ以テ本館ノ經費ニ充ツルモノトス

第二條 寄附金ハ大藏省預金局ヘ預ケ積立ツルモノトス

第三條 寄附金ハ成ルベク即納アラシムト雖モ其額ノ多キモノハ寄附者ノ都合ニヨリ三年乃至五年ヲ限り割納スルモ妨

ナシ 但シ割納ヲ欲スルモノハ豫メ其全額ト期限トヲ定メテ通知シ置クベシ

第四條 寄附金ハ有志者ノ義捐ヨリ成ルモノナレバ固ヨリ其額ノ多少ヲ論ゼズト雖モ一回以上ニアラザレバ本館創立員ノ名簿ニ登録セス

第五條 寄附金ハ直接若クハ適宜ノ方法ヲ以テ東京駒込蓬萊町二十八番地哲學館會計宛テニテ送達スベシ送達以來本館ニテハ之ニ對スル領收證及證票謝狀ヲ發送スベシ

第六條 壹圓以下ノ寄附者ハ單ニ寄附者ト稱シ之ニ創立員證票ヲ送呈シ三圓以上ハ本館々友ト稱シ之ニ館友證票ヲ送呈シ十圓以上ハ本館々賓ト稱シ之ニ館賓證票並本館所定ノ謝狀ヲ送呈シ五十圓以上ハ特別館賓ト稱シ之ニ特別館賓證票並特別謝狀ヲ送呈スベシ 但シ割納ノ分ニハ全納ノ節ヲ待チテ證票及謝狀ヲ送呈スベシ

第七條 創立員ハ隨意ニ本館授業ヲ參觀シ本館止宿所ニ止宿シ本館發行ノ書籍ハ一切實價ニテ購求スルコトヲ得ベシ

第八條 館友ニハ無束修ニテ入學ヲ許シ毎年一回本館報告ヲ作りテ之ヲ頒布スベシ若シ其金ノ多額ナルモノニハ本館發行ノ書籍ヲ贈呈スベシ其他ハ創立員ニ異ナルコトナシ

第九條 館賓ニハ無料ニテ本館發行ノ雜誌若クハ講義録ヲ配付シ且ツ其金額ニ應ジテ本館發行ノ書籍ヲ贈呈シ來館ノ節ハ賓客トシテ待遇スベシ其他ハ館友ニ異ナルコトナシ

第十條 特別館賓ニハ更ニ特別ノ優待ヲ爲シ且ツ無束修無證人ニテ其子弟ノ入學ヲ許ス其他ハ通常館賓ニ異ナルコトナシ

第十一條 學校、教會、學會、會社等ノ如キ二人以上ノ集合體ヨリ寄附金アル節ハ別ニ證票ヲ呈セズ謝狀ト共ニ其金額ニ應ジ本館發行ノ雜誌講義録若クハ書籍ヲ贈呈スベシ

第十二條 資金募集ニ關シ奔走盡力セラレタル人々ニハ證票、謝狀若クハ雜誌書籍ヲ呈シテ其勞ニ報謝スベシ

第十三條 本館資金拾萬圓ニ達スル節ハ東京府下人民輻湊ノ地ヲトシ學校記念碑ヲ設立シ寄附者並奔走者一同ノ姓名ヲ永遠ニ記念

シ其功勞ヲ世上ニ表顯スベシ

右の規則に依りその募集に着手せんとする時に當り、恰も十月三十日、忝けなくも教育に關する勅語の御下賜となつた。恭しく奉讀するに、國民精神の淵藪茲に歸結し、萬古不朽の國體は炳乎として日月と共に輝くを示し賜へる大御心を拜し奉り、井上先生は感奮興起、豫て國民精神作興を念願し、機を得て全國巡講を志されてゐた際として積年の素志を達するは此時にあるを知り、周く之を國民に敷衍徹底せしむる爲め、十一月二日といふに東京を發して全國周遊の途に上られた。同時に、教育勅語の主旨を以て設立する哲學館の内容充實に伴ふ専門科設置の資金を廣く江湖より募集することゝなつたのである。爾來井上先生は明治二十四年、二十五年、二十六年に亙り東奔西走全く席温るの閑なき状態で、その努力により資金は漸次蒐つたが、未だ決して所期の目的に到達するとは言へなかつた。明治二十五年一月一日發行『哲學館専門科設置資金募集二十四年度報告書』に於て、井上先生は全國有志に向ひ次の如く熾烈なる泣願書を認めてゐる。

題 言

余今明治二十四年度専門科報告ヲ編輯シ之ヲ發行スルニ當リ、聊カ多年ノ宿志ヲ述べ將來ノ決心ヲ示シ、以テ題言ニ代ヘ併セテ全國ノ有志諸君ニ泣請スル所アラントス。

余先年文科大學ノ速成ヲ期シ並ニ東洋諸學講究ノ目的ヲ以テ哲學館ヲ組織シ、茲ニ又日本大學創立ノ準備トシテ専門科ノ開設ニ着手セリ。抑モ此専門科開設ハ余ガ平素抱懷セル志望ニシテ、殊ニ歐米漫遊中深ク其必要ヲ感シ國家獨立ノ基本ヲ養成スルハ獨リ此一事アルヲ信ジ、歸朝後速ニ其趣意ヲ世間ニ發表シタルモ未ダ同志ノ協賛ヲ得ルニ至ラザリキ、然ルニ昨年十月我カ報聖ナル

天皇陛下ノ辱クモ教育ニ關シ下シ給ヘル勅語ヲ奉讀セルヤ不肖猶ホ天恩ノ優渥ナルニ感泣シ積年ノ素志ヲ達スルハ此時ニアルヲ知り、十一月上旬ヲ以テ東京ヲ發シ全國周遊ノ途ニ上リ、寒天赤日ヲ侵シテ東西ニ奔走シ、各地ノ有志者ヲ勸誘シテ資金ノ募捐ヲ懇請セリ、是レヨリ本年十月迄滿一年間ハ十八縣二十四州百十九ヶ處ヲ巡回シ、各處ニ於テ數回ノ演說ヲ開キ、其度數四百四十回ノ多キニ及ビ、到ル處分外ノ優待ニ接シ毎回非常ノ盛會ヲ見シハ、實ニ余ガ感喜ニ堪ヘザル所ナリ。而シテ今全一年間募金ノ結果ヲ檢スルニ、其豫約ノ金額未ダ豫定資本ノ五十分一ニ達セズ、其既納ノ金額ノ如キハ僅カニ百五十分一ヲ充タスニ過ギズ、是ニ於テ余亦意外ノ失望ヲ來スニ至レリ。是レ時機ノ未ダ適セザルニヨルカ、將タ余ガ精神ノ未ダ盡クサル所アルニヨルカ、其原因ハ二者中孰レカ其一ニ居ラザルベカラズ。今試ニ此結果ヲ先年度哲學館創立ノ時ニ比スルニ大ニ懸隔スル所アルヲ見ル、先年ハ其旨趣ヲ新聞及ビ雜誌ニ廣告シテ同志ヲ募集スルニ過ギザリシモ、之ニ應ズルモノ凡ソ四百名ニシテ、既納ノ金額三千數百圓ノ多キニ及ベリ。然ルニ今回ハ自ラ地方ヲ巡回シテ有志ヲ遊說シ、四百回以上ノ演說ヲ重ネ、一回ノ聽衆平均百人ト定ムルモ四萬以上ノ同胞ヲシテ此旨趣ヲ知ラシメ、且ツ諸縣ニ二百余名ノ委員ヲ設ケ特ニ之レニ募金ヲ依頼シ、各委員皆力ヲ盡クシテ誘導セラレシモ、實際收入ノ寄附金未ダ七百圓ニ達セザルハ余ガ其理由ヲ解スルコト能ハザル所ナリ。

余生來不辯ニシテ其演說人ヲ感動スル能ハズ、且ツ世情ニ通ゼズシテ其言語人ノ好意ヲ迎フル能ハズト雖モ、余ガ此事ニ盡クスノ精神ハ數年前ヨリ繼續シテ今日ニ至リ、前後寸分ノ異同アルヲ覺エザルナリ。余曾テ一書ヲ著ハシ卷首ニ宿志ノアル所ヲ示シテ曰ク、權勢ノ途ニ奔走シテ榮利ヲ爭フ念ナク毀譽ノ間ニ出沒シテ功名ヲ貪ル情ナク、唯終身陋巷ニ潛ミテ眞理ヲ樂ミ、草茅ニ坐シテ國家ヲ思フノ赤心ヲ有スルノミ、其平常口ニ發シ筆ニ動クモノ亦皆此心ノ餘滴ニ過ギズト。曩ニ余ガ哲學館ヲ創立シ茲ニ專門科ヲ開設スルハ皆此餘滴ノ凝結シタルモノニ外ナラズ、故ニ其志ハ今後如何ナル不幸ニ際會スルモ天地ニ誓テ必ズ之ヲ貫徹シ、如何ナル艱難ノ途ニ當ルモ日月ニ訴ヘテ必ズ之ヲ斷行スベシ。是レ余ガ既往ノ精神ナルノミナラズ將來ノ志操ナリ、然ルニ今此一年間ノ結果或ハ余ガ落膽ヲ來シ、其事ノ成功ヲ疑フモノアルベシト雖モ、余豈此瑣々タル一事情ヲ以テ其素志ヲ變ゼンヤ、凡ソ人ノ性々

ル艱難ヲ經テ始メテ其志操ヲ固クシ、不幸ニ遇ヒテ益々其精神ヲ強クスルモノナリ、果シテ然ラバ此初回報告ニ好結果ヲ見ザルハ天餘ヲ助ケテ其志ヲ鞏固ニセシムルモノナルヲ信ズ。故ニ余ハ此報告ニ接シテ啗ニ失望セザルノミナラズ、將來必ズ其事業ノ成ルヲ豫期シテ却テ自ラ満足スル所ナリ。而シテ其事ノ成ルト成ラザルトハ唯余ガ精神ノ如何ニアルノミ、若シ余ガ是レヨリ一死ヲ其成否ノ上ニ決スルノ精神ヲ以テ之ニ當ラバ、何ゾ其成ラザルヲ憂ヘンヤ。抑モ世ニ人ノ最モ恐ル、モノハ死ニシテ、人ノ最モ意ノ如クナラザルモノモ亦死ナリ、死ハ實ニ貧富ノ共ニ迷フ所ニシテ賢愚ノ共ニ免ルベカラザル所ナリ、然シテ一生一死ハ浮世ノ常ニシテ天ノ然ラシムル所ナレバ、何ゾ必ズシモ之ヲ恐ル、ヲ要センヤ。唯人ノ死期ニ臨ミテ安心スルトセザルトハ、其一生間ノ目的事業ノ可否得失ニアルノミ、若シ人生レテ一事ノ國家ニ報ズルナク、一念ノ眞理ニ到ルナク、空ク泉路ニ向ヒテ永訣ヲ告グルニ至テハ、是レ實ニ終天ノ遺恨ニシテ、誰レカ安ンジテ永眠ニ就クヲ得ンヤ。然ルニ余ハ今其心ニ期スル所アリテ此大業ヲ計畫セルモノナレバ、死生豈余ガ意トスル所ナランヤ、一身ヲ犠牲ニシテ其成功ヲ期スルガ如キハ余ガ固ヨリ覺悟スル所ナリ、嗚呼歲年匆匆流水ト共ニ移リ、本年モ僅ニ數日ヲ餘スニ至ル、而シテ余ガ春秋將ニ三十二四歳ヲ加ヘントス、人生五十ノ驛程已ニ半途以上ヲ經過セリ、余豈碌碌トシテ殘生ヲ送クルニ忍ビンヤ、今ヨリシテ而後更ニ大ニ一臂ヲ奮テ國家ノ爲メニ其力ヲ盡クシ、一志ヲ立テテ眞理ノ爲メニ其心ヲ竭ササルベカラズ、是レ實ニ人生ノ二大義務ニシテ、余カ畢生ノ二大目的ナリ、而シテ今回ノ事業タル此二目的ノ同時ニ達シ得ベキ一舉兩得ノ美事ナリ、余豈一心全力ヲ此事ニ盡クサルベケンヤ。余幸ニシテ兩親ノ郷ニ存スルアルモ、頽齡既ニ六旬ノ境ヲ越ユ、又妻子ノ家ヲ守ルアルモ、一男一女年皆幼ナリ、余ガ露命ノ有ラン限リハ其孝養ヲ怠ルベカラズト雖モ、余決シテ此繁累ノ爲メニ其精神ヲ屈センヤ、縱令余中道ニシテ斃ル、モ、天若シ意アラバ何ゾ余ガ慈親愛子ヲシテ飢渴ニ泣カシムル事ヲセンヤ、回想スレバ余先年其心ニ護國愛理ノ一端ヲ有シ、未ダ之ヲ實行スルニ至ラズシテ一朝難治症ニカ、リ、宿志ノ遂ゲ難キヲ知り、半夜寒窓ニ對シ曼天ヲ仰ギテ號泣哀哭スル事數回ニ及ビシ事アリ。當時自ラ以爲ラク貧賤ニ生レテ貧賤ニ死スレバ敢テ辭セザル所ナリト雖モ、此素志アリテ之ヲ果タス事能ハザルハ遺憾自ラ禁ズル能ハズ、縱令死スルモ豈瞑スルヲ得ンヤト、今ニ

シテ當時ノ情況ヲ追懷スレバ余ヲシテ覺エズ澹然タラシム、其後病勢漸々快方ニ走り幸ニ今日ノ健全ニ復スルヲ得タリ、爾來常ニ天ノ未ダ余ヲ棄テザルヲ喜ビ、早晚一事業ヲ起シテ本分ヲ全ウセン事ヲ期セリ、是レ余ガ今回ノ學アル所以ナリ。夫レ世ニ樂事多シ、富貴財寶錦衣玉食之ヲ得ルハ皆人ノ快樂トスル所ナリ、而シテ身ハ民間ニ潛ミ、心ハ學界ニ遊ビ、朝夕郷黨ノ少年ヲ訓育シ有爲ノ人物ヲ養成スルハ、亦愉快ノ事業ニシテ、余ガ無上ノ快樂トスル所ナリ。處リテハ一家ノ勤儉ヲ守リ、出デテハ天下ノ正道ヲ履ミ、人情風俗ノ矯正、教育宗教ノ改良、皆之ヲ其一身ニ任ジテ國家萬世ノ大計ヲ立ツルガ如キハ、一層勇壯ノ事業ニシテ、余ガ畢生ノ目的トスル所ナリ。此一念余ガ心中ニアリテ常ニ精神ヲ衝動シ、遂ニ余ヲシテ進デテ此大事業ニ當ラシムルニ至ル、而シテ今此結果ニ接ス、余豈奮起セザルヲ得ンヤ、今ヨリシテ而後一層ノ銳意熱心ヲ以テ斷然死生ヲ其成否ノ上ニ決スベシ、而シテ余目ヲ信ズ、他日必ズ大成ノ日アルヲ、若シ不幸ニシテ其結果ヲ見ル事ヲ得ザルモ、後世余ガ遺志ヲ繼ギテ之ヲ大成スルモノアラバ、身死スルトモ猶ホ餘榮アリト謂フベシ、是レ眞ニ人世ノ一大快事ナラズヤ、嗚呼余ガ將來ニ對スル決心ハ唯此一事アルノミ。

余報告ノ編輯既ニ成リ、之ヲ印刷ニ付セントスルヲ聞キテ、一夜之ヲ通讀シ、終リテ將ニ眠ニ就カントス、時ニ無量ノ感慨心頭ニ集リ、深更猶ホ一夢ヲ得ズ、起テ戶外ヲ窺ヘバ四隣寂寥トシテ聲色ノ絶エテ耳目ニ觸ル、ナシ、獨リ霜月ノ天心ニ懸リ、寒光ノ空増ヲ照スヲ見ルノミ、其狀恰モ余ガ嘆息ヲ助クルモノ、如シ、乃チ塵視ヲ拂ヒ、淚痕ヲ拭テ所感ヲ書シ、且ツ全國滿天下ノ有志諸君ニ深ク懇請スル所ヲ述ブ、即チ此一文ナリ。伏シテ冀ク諸君此文ヲ一讀シテ余ガ愚衷ヲ憫察シ以テ此學ヲ助成セラレン事ヲ。

明治二十四年十二月十九日夜二時撰筆

哲學館専門科設立者 井 上 圓 了泣拜

此の一文を讀まば誰か井上先生の赤誠至純哲學館愛護の一念に泣かざるものがあらう。斯くして先生は明治二十八年八月に至る五ヶ年間に、一道一府三十二縣四十八箇國二百二十箇所を巡廻され、八百十八回の講演を爲し、四千人の賛成を得、其の寄附金の總額八千二百五十餘圓に達したのは實に異常なる努力と熱意との賜と言はねばならぬ。

此の景況により、同年十一月從來の積立金に負債を加へ、専門科敷地として凡そ三千八百五十坪を一萬餘圓にて小石川區原町字鷄聲ヶ窪六、七、八、十七、十八、十九番地に跨りて購入した。是れ現在東洋大學の所在する地にして、地勢高燥、閑雅靜寂、神氣自ら澄み、教育機關の設置には最も好適の地である。又寄宿舍敷地用として本郷區駒込富士前町 十三番地に畑地二反一畝五歩を一十二百七十圓を以て購入した。

是より先寄附金募集の進捗と共に漸次内容の改善に着手し、二十五年九月新學期開始に際しては、學科中に和漢科佛書科の會讀部を設置した。目的とする所は、各々その専門を選んで之を講究せしめ、且つ科外講義の講師を招聘して高等の學科を聽講せしめたものであつて、専門科設置の前提ともいふべきものである。同月十六日第七學年度始業式に當り、伯爵副島種臣氏以下朝野の名士數十名の來賓あり、頗る嚴肅裡に舉行され、之が門出を祝された。

副島種臣氏の祝詞は左の如くである。

本日哲學館第七學年度始業式ヲ舉行セラレ予ニ一言ヲ徵セラル。予聞ク、哲學館ハ帝國大學中文科大學ノ普通ヲ教授シ、東西ノ哲學、史學、文學ヲ兼修スル目的ヲ以テ創立シ、漸ク進テ他日東洋專門大學科ヲ開設セントス、是豈一大盛事ニアラズヤ。館主井上圓了氏勉勵此事ニ從ヒ、全國ヲ周遊シ遍ク世ノ有志者ニ訴ヘ我邦學ノ淵源ヲ尋ネ、以テ國家永遠ノ基趾ヲ鞏クセンコトヲ圖ル。而シテ本年ハ本館設立ノ七年度ニシテ、加フルニ本學年ヨリ漸ク學科ノ程度ヲ進メテ專門大學科ノ準備ニ着手セントシ、本日其始業式ヲ舉行ス、是亦一大美事ナリ、予豈祝セザルベケンヤ。夫レ一國獨立ノ思想ヲ涵養セント欲セバ、其國固有ノ學ヲ振興セザルベカラズ、其國固有ノ學ヲ盛ニセント欲セバ、其學ノ由テ起ル淵源ヲ窮メザルベカラズ、本館ノ目的ノ遠大ニシテ且國家ノ獨立ヲ維持スルニ力アルコト已ニ知ルベシ、故ニ予ハ唯生徒諸子ニ望ム、遠ク將來ノ大成ヲ慮リテ時風ニ走ラズ深ク學理ノ蘊奧ヲ叩テ速

成ヲ期セス、以テ異日國家有用ノ材ヲランコトヲ、聊カ一言ヲ述ベテ以テ祝辭ニ代フ

哲學館は一方當時中等學校程度の教育機關を要望する時代の趨勢に鑑み明治二十六年館内に緝獵館を開設した。之を中學科(豫科)と稱し、一年制にして修身、漢文、數學、心理、作文等を教授し、一は中等教育を志す者の便にし、一は正科たる普通科への入學關門たらしめたのである。而して之が講義は亦尋常中學科講義録となし遠隔の地に於て中等教育に途なき者の便たらしめた。

此頃に於て哲學館が我國學界、思想界に對し大飛躍を試みたる一事は、東洋哲學會の設立とその機關雜誌『東洋哲學』の發刊である。抑々我國に於る東洋學の研究は未だ全く短時日にして、團體的には僅に明治十九年市村瓊次郎氏等に依る東洋學會の設立と、同二十一年鳥尾得庵氏が設けたる東洋哲學會との二に過ぎず、然も兩者とも短命に終り、殆んどその眞使命を果し得なかつた。爾後哲學館の設立と哲學館哲學研究會の結成とによつて漸く斯學の研鑽は世の注目を牽くに至つたのである。併しながらかゝる狀況に於ては未だ我國文化を向上し、眞日本學の建設には道遠き憾あり、更に學世斯學樹立に邁進せざるべからずとの念より、茲に井上先生は率先して東洋哲學會を起し『東洋哲學』の創刊を志したのである。これ我國の東洋學研鑽の金字塔とも稱すべきもので文化史上燦然光輝を放つものである。(第六章出版の項參照)東洋哲學は爾來大正年間の末に至るまで繼續刊行されて其の任務を完全に果し、我國文化に裨益する所尠くなかつたのは世の周知する所である。

惟ふに明治二十七、八兩年は、我國が始めて國運を賭して清國と交戦せるの年である。此の日清戰爭は外には我が國威を發揚し内には國民的自覺を促進し、國家的信念を確乎ならしめたのは大いなる收穫であつた。即ち明治二十年哲學館設立時代の歐化全盛時代の反動として國家思想の勃興を來し、所謂國家主義、日本主義の樹立日に日に熾烈を加へて來たのは、その目的とする所我國の古道を以て世界に冠絶せるものとし、我が國體の精華を發揮し、自國尊重の理想を實現せんとするものに外ならなかつた。

此の思想と、我が哲學館の設立精神と、明治二十二年井上先生が公示せる理想と信念との間に幾何の徑庭が存するか。贅言を要するまでもなく既に哲學館が此の大旗を掲げて邁進し、井上先生が身を以て之を實踐したる所と、寔に符節を合するの感がある。

井上先生は明治二十八年初頭に當り、更に左の如き躍進的聲明を爲された。

謹で新年を祝し併せて期する所を述べ

敢て新年を祝せんとすれば前途崎嶇、國歩艱難、日一日より優勝劣敗、弱肉強食の間に伍せざるを得ざるを奈何せんや。敢て新年を吊せんとすれば日清交戦の結果我帝國大勝を博してより國運俄に一轉して、其勢將に東洋の天地を震動せんとするを奈何せんやとの疑が我人の心中に浮び來ります。然るに余輩は寧ろ謹で此新年を目出度祝し奉り今より益々國家の元氣を培養し他日一躍して世界強國の上を超駕せんことを期するより外なしと考へます。果して然らば豫め其方法如何を定めて是より大に盡すところなければなりません。偕て古語にも物本末あり事終始ありと云ひ、或は高に登るに卑よりし遠に行くに近きよりすと云ふが如く、必ず一定の順序階梯によるを要します。又人各其長所と短所あり適と不適ありて、古來何事にも自然に其業を分ち其職を異にする様になりました。故に若し我國々民は今より益々國勢を進めて東洋の霸主若くは世界の強國とならんと欲せば、其最も余輩に適する

方法を撰み且つ順序を誤らざることに意を注がなければなりません。今其最も適する方法は我邦に東洋大學を設立して我々の手に東洋學の全權を握ることでありませう。蓋し學問の全權を握るは即ち思想の全權を握ることなれば之より一步を進めて政治上の全權を握るを得ば輒ち東洋の覇主となる目的を達することが出来ませう。故に余輩の如き年來學問教育を以て身任ずるものは、東洋大學の設立を計畫し以て政治に先ちて學問の全權を握ることを力めなければなりません。此事たるや實に余輩が國家に對して其本分を盡すことと固く信じて居ります。故に之を哲學館主として論ずるも東洋哲學主筆として述ぶるも中學講習會長として考ふるも、或は又一個人たる井上圓了として説くも決して其意見を異にする道理はありません。是れ余が先年歐米を周遊して歸り直ちに哲學館將來の目的は東洋大學を設立するにありと唱へ、先づ數萬圓の資本金を募集することに着手したる所以であります。西洋各國に東洋學校の設けあり又各大學に東洋學を専修する學科あることは余が歸朝の際既に屢々世間に報道せし所なれば今更喋々を要せざれども、我邦に於ては東洋學中の泰斗たる友邦の學も印度の學も古來自然に集り居るにも拘らず、今日猶一の東洋學校なく、又之を計畫するものすらあらざるは余輩の深く怪み且つ大に遺憾とする所であります。從來我邦にて西洋の學問を修むるには遠く歐米に遊學して其師を尋ねるが如く、今後は西洋にて東洋の學問に志すものは遠く我邦に來りて學を求むる様に致したいと思ひます。而して其大學は古來既に東洋學の首府たる日本に於て設くる以上は、余も先きに其名を日本大學と稱するを却て妥當の様考へました。殊に漢學佛學の如きは名は外國傳來の學なるも千數百年間久しく我民間に行はれ我固有の學問思想風俗文物と混和して一種特別の國風民情を化成せるを以て其實皆我邦の學と稱して毫も差支はありません。今我邦の學問文藝に國學漢學佛學の三種の元素を混入せることは別に證明するを要せざれども、假りに最も手近き例を選び民間にて一般に用ひ來れる四十七字の伊呂波に就きて之を示すに、伊呂波は日本の假名なれば若し之を學問の一種とすれば固より國學に屬すべき筈なれども其文字は漢字を省略したるものにして其意味は佛敎の諸行無常涅槃寂靜の義を述べたるものなることは誰れも承知して居ることでありませう。果して伊呂波の如きものまでも和漢印度の三元素を含有して居る以上は其他は推して知ることが出来ます。此様の次第なれば余は飽迄日本

大學設立を全國四千萬の同胞に謀らんと欲し歸朝後直ちに國內周遊の途に上り、二年乃至三年の間に一道一府三十二縣四十八ヶ國二百二十ヶ處を巡回し、八百十六回の演説を爲せしことは既に報告致して置きましたが、其結果は昨年十一月迄に豫約合計金八千二百五十四圓八十四錢九厘、既納合計四千八百八拾七圓參拾錢九厘になりました。此の金額は余が所謂日本大學を設立するに足らずと雖も是より一層勉強して屈せず撓まず永く此目的に従事するに於ては、數年の後必ず成功の期あるは疑ひなきこと信じます。是に依て余が哲學館主、東洋哲學主筆、中學講習會長として竝に一個人たる井上圓了として天下の志士仁人に懇望する所は他にあらざる、諸君が日清媾和の今日にありて國運の隆盛を祈ると同時に此學を賛成せられることであります。

斯様な見地より哲學館は更に我國學界思想界に雄飛を試むべく、同年九月に至り内容の改革に一大斧鉞を加ふることとなつたのである。

從來哲學館に於ては廣く國內有志の研學を奨むるため入學試験を施さずして入學を許してゐたのであるが、入學希望者の増加に伴ひ素養の深淺一樣ならざるは講學上の不便少なからぬを覺えたので、先づ今年より入學試験を厳行して入學者の素養を平等ならしめたのである。且つ學科を改變して教育學部、宗教學部の二門となし、又その各科を分ちて豫科(一年)本科(二年)の二途と爲した。即ち豫科は明治二十六年設立せる緝熙館の中學科を之に當て、本科に於ては、教育學部には東洋哲學、東洋歴史、史學、教育學、論理學、倫理學、美學、心理學、西洋倫理、東洋倫理、社會學、哲學、英語、論文等を課し、宗教學部に於ては東洋文學、東洋歴史、史學、宗教學、論理學、心理學、倫理學、宗敎學、哲學、西洋倫理、東洋倫理、美學、英語、論文等を課したのである。此の改革は教育學部に於ては専ら教育者を養成し、宗教學部に於ては主として宗教者を養成するの目的に出でたものであつて、後年専門學校令による

専門學校として教育學部には修身教育を、宗教學部には修身を、夫々中等學校教員無試験檢定を受くる道を開いた科であつて、哲學館が教育界、宗教界に多數有爲の人材を出す根本を爲すものである。

この學制改革を多とし、九月十六日始業式を擧ぐるや、公府近衛篤磨氏は親しく臨んで左の如き祝詞を述べられた。

本館ノ創設豈偶然ナランヤ、後進ヲ誘掖シ帝國ノ文化ヲ養育セントシ今ヤ學科ヲ分チテ教育宗教ノ二科トシ、以テ大ニ帝國ノ隆運ヲ圖シシコトヲ期セリ、是レ余ガ喜ビテ祝スル所以ナリ、惟フニ國ハ獨リ武ヲ以テ立ツベカラズ、又獨リ文ヲ以テ興スベカラズ、文武ノ二道相待ツテ經國ノ基ヲ成セリ、帝國ハ戰勝ニヨリ勇武ヲ外ニ輝シタリト雖モ文化ノ實未ダ内ニ擧ラズ、文化ノ實ヲ擧ゲントセバ教育宗教ノ力ニ依ラザルベカラズ、教育宗教ノ力ハ能ク帝國百年ノ隆運ヲ致ス所以ノ道ナリ、故ニ先達ノ教養ハ以テ國ノ文野ニ關シ、後進ノ奮勵ハ以テ家ノ汚隆ニ繫ル、前途其任重且大ナリト謂フベシ、諸子解ヲ努メヨ

翌明治二十九年哲學館は設立以來始めての榮譽に接した。即ち忝くも 大勳位彰仁親王殿下より『護國愛理』の扁額を賜はるの光榮に浴したることである。護國愛理は哲學館創立の根本精神にして館員は夙夜服膺、之が體得と之が宣揚とに全館一致精進を續け來れる所とて、感激措く能はず、直ちに講堂に掲げて之を拜し、爾來哲學館、哲學館大學、東洋大學の中心生命として守護し、今日に至るまで生々潑潑たる光輝を放つてゐるのである。

又此年六月館主井上圓了先生は文學博士の學位を允許された。學位は『日本佛教哲學系統論』なる論文に依るものであつて、從來總て推薦に依る學位なりしを、此時よりして論文を以て學位を請求なし得る新例を開き、先生を以てその嚆矢としたのである。哲學館に於ては之に對し盛大なる祝賀の宴を催した。

斯る内、哲學館は次第に學科の整備と内容の充實とを見、多年の懸案たる東洋大學科設置の機運も漸次近づき、社

會狀勢も之を要求するやに察せられたので、其の準備行動として漢學專修科を設ぐることに決定した。其の課する所のものは科名に即し、大學中庸論語孟子を始め、毛詩、尙書、老子、左傳、近思錄、唐宋八家文、唐詩選、史記、枕草紙、日本文典、作文等である。而して之を明年一月より開設すべくその年十二月左の旨趣を發表した。

漢學ノ我ニ傳ハルヤ尙シ、而シテ其功亦極メテ大ナリ、凡ソ修身齊學ノ道朝章邦典ヨリ日用ノ言語文章ニ至ルマデ、皆斯學ヲ以テ根柢トセザルハナシ、維新以來泰西ノ諸學漸ク隆ナルモ、漢字ヲ假ルニアラザレバ之ヲ普及スル能ハズ、輒近國學大ニ興ルモ亦漢文ヲ待タザレバ獨立スルコト難シ、今ヨリ以後東洋ノ外交通商ニ關スル政策ノ如キモ亦漢學ニ依リテ講究スベキモノ多シ、之ヲ既往ニ尋ヌルモ之ヲ將來ニ徵スルモ、斯學ノ切要ニシテ一日モ忽ニスベカラザルコト言フ缺タズ、然ルニ耆儒碩學年ヲ追フテ凋零スルモ、後進ノ之ニ繼グベキモノ寥寥極メテ少ク、斯學ノ傳將ニ絶エントス、是レ豈慨歎ニ勝フベケンヤ、本館ハ曾テ將來ノ目的ヲ定メ、國學、漢學、佛學ノ三科ノ専門部ヲ置キ、以テ東洋大學科ヲ組織センコトヲ期セリ、而シテ國學ハ既ニ國學院ノ設ケアリ、佛學亦各宗大學林ノアルアリ、獨リ漢學ニ至リテハ未ダ専門ノ學校アルヲ聞カズ、而シテ其切要ニシテ忽ニスベカラザルヤ又彼ノ如シ、因テ本館ハ漢學專修科ヲ設ケ、其缺ケタル所ヲ補ヒ併セテ東洋大學科ノ端緒ヲ開クト云爾

然るに好事魔多しといふべし、之を發表するや、日ならずして十二月十三日、本館に接して建築しあつた尋常中學郁文館より失火し、哲學館は類焼の災に罹り講堂、事務所、寄宿舎は全く焦土となり、滿架の書冊も悉く烏有に歸した。幸にして機宜の處置により『護國愛理』の扁額及び重要書類は悉く搬出し、その災を免かれたが、之が爲め進行中の各種の事業も、開設中の授業も一時停止の止むなきに至つた。併しながら斯くて熄むべきにあらず、直ちに翌年一月本郷龍岡町麟祥院前の舊勸工場に校舎を假設し、授業を開始すると同時に、一月八日漢學專修科の開講式を舉行

した。蓋し此の災禍は全く豫想せざるに出でたが、之に依り小石川原町校地に再度新校舎を建設するに至る機運を促進するものとなり、明治三十年四月新設校舎の工事を起し、七月工成つて同月十七日移轉の運に至り、些の館務の滯滞を見なかつたのは、不幸中の幸と言はねばならぬ。

同年四月、災禍の跡生々しき中に、復興の意氣に燃えつゝ漢學專修科と並行して佛教專修科を設置した。課目は之亦佛教直接の學を選び、俱舍論、唯識論、宗輪論、金七十論、十句義論、因明入正理論、梵網經、梵學、和漢學等である。此の科に學びし者にして後年各宗派の管長又は高僧達識、其他重要な地位に上りし者少なからず、寧ろ各宗大學林を壓倒せるの觀がある。

哲學館は茲に原町新校舎に移轉し、所謂蓬萊町校舎時代を終つたが、此年在學館生約二百五十名、創立以來十一年にして其間入在學せる者約一千五百餘名に達し、次第にその内容の充實と共に館勢の進展を見るに至つたのである。

原町校舎時代初期

明治三十年七月哲學館は小石川原町校舎に移轉してより、明治三十六年哲學館大學と改稱するまでの間は、謂はば原町校舎時代の初期とも稱すべきものであるから、茲に其項を設けて約六ヶ年間を通觀敘述し、主たる問題は別に之を摘出して記載することとした。

原町校舎は、小石川區原町字鶴聲ヶ窪六、七、八、十七、十八、十九番地に跨る約三千八百五十坪の地中、高地た

る十七番地に建設されたるものである。此地は俗稱鶴聲ヶ窪と言ひ、元土井能登守の邸宅地であつたと傳へられる。

其後荒廢に委せたりとはいへ、なほ幽邃閑雅たりし昔の面影を偲ぶに足りた。現在京北實業學校所在地の邊に小石川名物の一たる鶴聲の井あり、運動場となつてゐる低地には大いなる心字池があつた。池の頸部には石橋を横たへ、水面には蓮が茂り、蓮の間には緋鯉が遊ぶといふ閑寂さで、現在正面石階の兩側には柘植、滿天星、辛夷、梅、躑躅、檜葉等が繁り、池に對照せる磨鉢山(現講堂の地)には羊腸の小徑を辿つて頂上には望臺を設くるなど、風致頗る佳なるものがあつた。又西方の隣地には約一萬坪の空地があり、其の一部は小松林をなし、夏季の休憩時には生徒の納涼地となり、冬季降雪の際には雪合戦の好適地となるなど、春夏秋冬絶えぬ風致は近隣名勝の一となつてゐた。現今鐵筋鐵骨の校舎林立し、附近また人家稠密の狀況と對比する時、轉々昔の感に堪へぬものがある。

哲學館新校舎は約百坪程度の木造建物で、(設備の項參照)内容は教室三、事務室、教員室、生徒控所、小使室、物置等各一である。現在校庭の西側寄りに木造二階建教場一棟を設け、現武道場の位置に生徒控所及小使室、現原田ホールの邊に教員室事務室が配置された。但し現在に於ては當時の建物はすべてその影を没し、指摘するに困難である。

此の校舎の建築費は大體三千餘圓と見られる。是は豫て募集しつゝあつた専門科設置積立金と特に募集せる校舎再築寄附金中より支辨されたるものである。

移轉後九月十六日新學期開始と共に始業式を行ひ、翌十月二、三日文部大臣及東京府知事を屈請して新築落成開校式を舉行した。

是より哲學館は益々學科の程度を進め、積年の素志たる我國最初の東洋大學科の完成に努力を傾注することになつたが、時恰も同年八月二十五日、畏きあたりより御下賜金の恩命に浴し、館主以下恐懼感佩、其の任務の重大なるに鑑み、愈々戒心して皇恩の萬一に添ひ奉るべく祈念した。(恩賜金の拜受の項参照)而して此の御下賜金をして最も有意義たらしむべく、之に有志者の義捐を加へ以て尋常中學校設立を議し、其名を京北尋常中學校と命じ、設立願書を提出せらるに、同十月十八日府廳より認可の指令を得た。依つて直ちに校舎の新築に着手し、三十二年二月に至つて落成、二十六月開校式を行ひ、四月より授業を開始した。これ現在東洋大學財團に依り經營さるゝ京北中學校であつて、其後更に京北實業學校を併立し兩々相俟つて中等教育に精勵、今や都下私立中等學校中その設備の完備と訓育方針の適正とにより、年々隆昌の一途を直進しつゝあるは慶賀に堪へぬ所である。(京北中學校設立の項参照)此間三十一年四月學制を改めて従来の教育學部と宗教學部とを、教育學部哲學部の二部となした。教育學部は大體従前の學科目を、哲學部は單に宗教哲學方面に偏せず、廣く西洋、印度、支那の哲學を考究せしむることとしたのである。(學制の項参照)次いで三十二年一月には漢學專修科第一回卒業證書授與式を挙げ、四月には佛教專修科第一回卒業證書授與式を挙げた。共に専門科設置の前提として設けたる科にして、此の成果を見たることは本館將來のため大いなる欣幸であつた。是より先文部省に於ては明治三十二年省令を以て私立學校卒業生の教員免許に關する規定を發令したるにより、哲學館にては直ちに左の願書を提出した。

私立哲學館卒業生教員免許下付ニ付御願

今敝省令第二十五號ヲ以テ私立學校卒業生ノ教員免許ニ關スル規定御發布ニ相成候ニ付本令第二條第一項ニ準據シ本館教育部所定ノ倫理科ト漢文科トノ二科中甲種卒業ノ者ニ限り試験ヲ須ヒズシテ教員免許狀御下附相成候様特別ニ御認可被成下度奉願上候 右二科ニ就テハ本館創立以來十有三年間専ラ生徒ヲ教育シ御施行ノ教員檢定試験ニモ本館出身者其多數ヲ占メ且下各府縣師範學校及中學校ノ教育ニ從事スル者モ決シテ渺シトセザル事ハ疑ナキ事實ニ御座候 依テ本館ハ先キニ明治二十三年度及明治二十七年ノ兩回其當時ノ大臣閣下ヘ向ケ卒業生特待ノ事願上候ヘ共檢定試験規則中ニ私立學校特待ノ條目無之廉ヲ以テ願書御却下ニ相成候 然ルニ今回右特待ノ省令御發布有之候ニ付早速御指定ノ事項ヲ具シ請願仕候 若シ其學則ニ至テハ御指示ニ從ヒ多少修正可仕候間本館積年ノ實歴ト其卒業生ノ成績トヲ御鑑察ノ上御許可被成下度愈御許可ノ上ハ本年九月ヨリ實行可仕候間至急何分ノ御指令ヲ蒙リ度伏シテ願上候也(文部大臣樺山資紀宛) 附屬書類略

右書中にある明治二十三年度及同二十七年の提出願書は略々同一文面であつて、本館の學界に於る特殊なる立場と使命の在するを強調せるものであるから、特に左に明治二十七年提出の願書を示す。

御 願

私立哲學館主井上圓了謹テ文部大臣閣下ニ奉懇願候 弊館ハ數年前ヨリ教育家養成ノ目的ヲ以テ教育倫理歴史等ノ諸科ヲ教授シ繼ニ明治二十三年三月十日榎本文部大臣ヘ一書ヲ奉呈シ、明治十九年十二月二十二日文部省令第二十一號尋常師範學校尋常中學校及高等女學校教員規則第六條但書ニヨリ、弊館卒業證書ヲ有スル者ハ教員認定ノ特典ヲ與ヘラレシコトヲ請願セシニ、當時濟尾専門學務局長ヨリ且下諸學校規則改正中ニテ檢定試験規則モ不日改正セザルヲ得ザレバ、右願書ハ參考トシテ預リ置クトノ内命ニ接セリ、爾來四年ヲ經過シタルモ未ダ何等ノ御訓示モナケレバ更ニ書面ヲ以テ奉懇願候 弊館ハ明治二十年九月之ヲ創立シ帝國大學中ナル文科大學ニ倣ツテ學科ヲ編制シ自然ニ文科大學速成學校ノ形ヲ取ルニ至レリ而シテ其目的教育家若クハ哲學家ヲ養成スルニ

レバ、在學中ノ生徒中尋常師範學校若クハ中學卒業生若クハ高等小學校教員ニシテ教員檢定試験ノ豫備ヲ爲サント欲スル者多キニ居ル、因テ弊館ハ諸學科中特ニ倫理教育歴史ノ三科ニ重ヲ置キテ之ヲ教授シ、已ニ一昨年來兩度ノ檢定試験ノ募ニ應ジテ及第シタル者十四五名ノ多キニ及ベリ、殊ニ倫理學科ノ如キハ弊館卒業生幸ニ其多數ヲ占ムルニ至リタルハ實ニ意外ノ好結果ナリ

抑モ中等教育中最モ重要ナル學科ハ教育倫理歴史ノ三科ノ右ニ出ヅルモノナシ、此三科ハ實ニ國民教育ノ根基ナリ、文運ノ隆替國勢ノ消長實業ノ盛衰一トシテ之ニ起因セザルハナシ、此ノ如キ重要ノ學科ハ之ヲ自餘ノ諸學科ト同一視シテ學力一方ノ試験若クハ一時即席ノ檢定ニヨリテ教員ノ資格ヲ定ムルハ、恐クハ其人ヲ得ザランコトヲ、故ニ以爲テ其資格ヲ定ムルノ法文部省ニ於テ臨時ノ檢定試験ヲ設ケラル、ヨリ、寧ロ私立學校ヲ監督シテ生徒平素ノ行狀勤惰ヲ點檢シ、之ヲ成績ノ一部分ニ加ヘラル、ノ優レレニ如カズト、不肖聊カ此ニ見ル所アリテ弊館ノ學科ハ勅語ノ聖旨ヲ奉戴シテ專ラ教育倫理ノ理論及應用ヲ講究シ、先キニ寄宿舎ヲ設立シテ生徒ノ德育ヲ獎勵シ、今又實習科ヲ別置シテ教授ノ方法ヲ演習シ、以テ他日文部省ノ監督ノ下ニ立タンコトヲ期ス、是レ弊館創立以來今日ニ至ル迄ノ方針ナリ

府下私立ノ專門學校多シト雖モ什中八九ハ皆政治法律ヲ目的トシ、單ニ教育倫理ヲ目的トスル者弊館ヲ除キテ未ダ之アルヲ聞カズ、先キニ政治法律ノ諸學校ハ特ニ政府ノ優待ニ預リ、特別認可ノ名稱ヲ蒙リ從テ其影響ヲ民間ニ及ボシ、未ダ普通學ヲ修メザル少年未熟ノ輩ニシテ競テ法律ヲ學ビ、家庭父子ノ間互ニ權利ヲ論ジ同權ヲ爭ヒ、其勢一家ノ不和ヲ釀シ、遂ニ法律盛ンニシテ人倫亡ブルノ状態ヲ呈スルニ至ラントス、是レ時運ノ然ラシムル所ナリト云フモ今日ヨリ其弊ヲ豫防セザレバ他日國家ノ組織ヲ破壞スルニ至ランコトヲ恐ル、此際我政府ニ於テ教育倫理ヲ目的トスル學校ヲ特待シテ、世間ヲシテ人倫道德ノ重要ナル所以ヲ知ラシムルハ實ニ此弊ヲ正スノ良策ナリト信ズ、是レ弊館ガ先キニ檢定試験ノ特典アランコトヲ請願シタル所以ナリ、伏シテ冀クバ大臣閣下弊館創立以來ノ經歷ト學科ノ性質講師ノ資格トヲ審査シ、特ニ教員免許規則第六條但書ニ准ズルモノト認定シタマハンコトヲ、若シ其實際ノ教授方法ニ至リテハ特別ノ監督ヲ仰ギ諸事御訓示ヲ守リ、又學科上ニツイテ修正ヲ要スル點ハ併セテ御指揮ニ從フベシ、

果シテ如ノ如キニ至ラバ獨リ弊館ノ幸福ノミナラズ、下時弊ヲ矯正シ上皇運ヲ扶翼スルニ於テモ亦大ニ功效アルベシト信ズ、此件區々ノ至情ニ堪ヘズ學科表相添奉懇願候(文部大臣井上毅宛)

理路整然、至誠純情、洵に哲學館の使命を述べ衷情を吐露して遺憾ない。果せる哉、政府及文部當局者は哲學館の存在に深き認識を持てる折柄として、時餘にして次の指令を見ることとなつた。

文部省 亥 普 甲九四二
文書課

私立哲學館設立者 井 上 圓 了

本年五月二十日付私立哲學館教育部卒業生ニ關シ本年文部省令第二十五號第一條ノ取扱ヲ受クルノ件許可ス

明治三十二年七月十日

文部大臣 伯爵 樺 山 資 紀

即ち教育部倫理科甲種卒業生に對しては修身科教育科(教育科は追願により十一月七日許可)を、漢文科甲種卒業生には漢文科を、共に師範學校中學校高等女學校教員たるの資格を無試験にて附與されたのであつて、これ哲學館に於ける無試験檢定資格受領の最初であり、更に我國の文科系統學校中この種の特典を得たのは哲學館を以て嚆矢たるの光榮を擔ふたのである。爾來哲學館及後身たる東洋大學は、年々良好なる成績を認められ、設置各科にすべて特典を附與され、今日我國私立大學中その特典の多きこと第一に位するは、以て教育界に誇るに足ると信ずる。

この認可指令に接するや、本館は高等師範學校專修科規則に基き學制變更の必要を感じ、同年九月新學期に當り豫科一年本科三年と爲し、本科は教育部を教育部と改め哲學部と竝立せしめた。而して教育部を倫理科、漢文科の二

門に分ち、従来の漢學專修科は漢文科に、佛教專修科は之を哲學部にそれと合併した。左に教育部及哲學部の學課目を掲げる。

教育部 倫理科——倫理、教育、國語、漢文、哲學、歷史、英語、體操計二十七時間。漢文科——倫理、教育、國語、漢文、哲學、歷史、英語、體操計二十七時間。右の内倫理科に於ては倫理の時間數を、漢文科に於ては漢文の時間數を各々専門により多く課したのは當然のことである。

哲學部——倫理、支那哲學、印度哲學、西洋哲學、歷史、英語、體操計二十四時間。

哲學部は斯様に着々時代に即せる専門學校としての態勢を整へて來たのであるが、一面學府として之を觀る時、未だ其の形態を完備したとは言ひ得ぬものがあつた。それは即ち講堂と圖書館との設備の缺除である。講堂は麟祥院時代に於ては無論これなく、蓬萊町校舍時代に至つて始めて館内の一室を之に當てたる程度であつた。圖書館も亦麟祥院時代には設備なく、蓬萊町校舍時代に入つて漸く一室を設け、之に多年集積せる書籍を藏め時々閱覽に供してゐたに過ぎなかつた。然るに明治二十六年十二月不慮の火災に遭ひ、萬卷の書も一朝にして烏有に歸し少なからぬ不便を感じて居つた所として、館主井上先生は夙に之が建設を志し、明治二十八年一月新年に際しての所感中、左の如く東洋圖書館建設の抱負を述べられた。

(前略)斯くの如く東洋學校の設立に着手して此に至れば更に東洋圖書館を設立する必要を感じる様になりました。何故なれば學校のみにて圖書館なきは恰も兵士ありて武器なく、銃砲ありて火藥なきが如く、學生たるもの何程研究を進んとするも奈何とも致すことができません。故に二者は互に相待て始めて東洋學の全權を握るの目的を達すべきは明瞭なる事實であります。是に於て余は哲

學館附屬として圖書館を開設することを世間に發表して、昨年より其基礎を置くことに着手致しました。爾來兩三年間専ら力を此事に盡くすの決心であります。昨年一たび此決心を定めて世間の友人知己に對し、余は存命中に香典を募り積りであることを語りました。是れ稍狂人の奇行に似たるも敢て猥りに奇を好み此くなす譯ではありません、已に過般も説明したるが如く、余が友人中に寄附を募りて文庫を設立したるもの先年來四五人もありました。例へば高橋一勝氏の死後寄附金を募りて高橋文庫を法學院内に設置したるが如き、或は日高眞實氏の死後寄附金を集めて日高文庫を師範校内に開設したるが如きは、皆其一例であります。余も若し死なば友人中或は余が記念に文庫設立の相談あるべしと今より想像する所なるが余は寧ろ自ら其未だ死せざる間に圖書館を設立する積りであります。其例を高橋文庫或は日高文庫に取り之を圓了文庫と名けて哲學館内に置き其側に哲學館附屬東洋圖書館を建設する積りであります。故に余は今より廣く其事を天下に告白して、普く有志の賛成を募り、余の存命中に多少の喜捨を懇請する所であります。幸に客歲哲學館にて數年來積立て來りし資本金を以て小石川區内に數千坪の地所を購入したれば、其一部を東洋圖書館の敷地となす意であります。左すれば是より文庫建設費と書籍購入費とを募集するを得ば、直ちに圖書館を開設することが出來ます。伏して冀くは天下の志士仁人諸君幸に余が狂を笑ふことなく一臂の助力を賜はんことを。是れ實に余が國家將來に對する一大願望であります。以上余が哲學館主として東洋哲學主筆として、中學講習會長として及一個人たる井上圓了として新年を祝すると同時に、余が平素期望する所を述べました。

而して左の如き圖書館設立規則を作製して全國の有志に訴へた。

圖書館設立規則(抜萃)

- 一、書籍徵集は金回寄附、書籍寄附の二種とし金圓は書籍購入費に充て書物は其儘圖書館に備ふべし
- 二、書籍の種類は國書、漢書、佛書の三種とし寄附者の意に隨つて寄附せしむ
- 三、寄附金規則は先きに藏經購入費を募集せるものと同一なれば左に其規則を掲ぐ

一寄附金額に應じて其氏名を藏經の巻表に記し永く其書と共に芳名を保存す其卷冊記名の順序は納金の順に依る若し死亡者の爲に金圓を寄附せらるゝ場合には死亡者及申込者兩方の姓名を記入し置べし

一寄附金は本館會計係(東京市駒込區蓬萊町廿八番地哲學館事務所)に於て之を取扱ひ一々領收證を送附す

一圖書館開設の上は寄附者の縦覧を許し且つ特別の待遇を加ふ

一寄附金及之に對する購入の書名は本館發行の講義録及雜誌に廣告して其厚意を謝す

(注意) 右一切藏經の購入は固より東洋諸學を興起せんとするの目的に外ならざれば今般應募有志にして國書若くは漢書の購求費に充てんと欲するものは亦隨意たるべし其手續方法は前掲の規則に同じ

爾來右の計畫は着々進行せるを以て明治三十二年十一月講堂及圖書館の建築起工を爲し、翌三十三年五月に至り落成した。依つて五月十日 皇太子殿下御慶事の吉日をとり開館式を舉行した。

當日午後一時開式を宣せられ、井上館主起つて哲學館の沿革並に開館主旨を述べ、次いで來賓湯本武比古、加藤玄智、磯部武者五郎の諸氏以下五十名の代表湯本武比古、磯部武者五郎二氏の祝詞演説あり、哲學館生を總代して花房日秀、京北中學校生總代鈴木突宗の祝文朗讀あつて式を閉ぢた。

右講堂は木造一階建四十八坪七合、この建築費約一千九百餘圓、圖書館は煉瓦造二階建十七坪五合、この建築費約二千三百餘圓、兩建物とも正面石階を上り當時十七番地西北側に竝立して建設された。圖書館は其後一度改築され、更に昭和四年六月圖書館の新築と共に廢館となり、學生の部室及銃器庫として存在してゐたが、昭和十二年八月取壊さるゝに至つた。講堂も亦疾風沐雨三十八年、幾多の光輝ある歴史を残して同時に取壊しとなつた。

此年五月九日本館本科に徴兵猶豫の特典を附與され、又六月二十五日漢文科甲種の檢定學科目に國語を加ふるの件許可を得た。依つて學制も再び變更し、從來教育部中倫理科、漢文科の二科に分れて居たものを、倫理科を第一科、漢文科を第二科とし、同様哲學部は一科たりしを第一科第二科に分つたのである。教育部第一科は倫理教育英語を主とし、第二科は倫理國語漢文を主とし、哲學部第一科は倫理哲學英語を主とし、第二科は倫理哲學國語漢文を課することとした。而して卒業生の中等學校師範學校高等女學校教員資格は、教育部第一科は従前の通り修身及教育科、第二科は國語漢文科の外更に修身科の教員免許狀を受くる申請を爲した。(明治三十四年九月十六日認可學制の項參照)

哲學館は斯くして多望の道程を経て、逐年順調の發展を遂げ來つたのであるが、翻つて我國教育界の現狀を觀るに、當時既に都下私立學校中には大學制を實施せる學校も數校あつたが、それは所謂實學方面の學校にして、本館の如き倫理道德を根幹と爲す學校は一もなく、今にして本館に大學制を布かすんば、我國の道義地に墜ちて國家百年の計を危ふく爲すものであるとの聲は四方に高唱せらるゝに至つた。依つて館主井上先生は愈々多年の宿望たる大學科設置を決意し、明治三十五年四月一日新學期を期して左の如き大學部開設豫告を爲した。

哲學館大學部開設豫告

(前略) 私立大學の開設——東京の私立學校として本館の益友とも先輩とも云ふべき學校は三田の慶應義塾と早稻田の專門學校なるが、慶應は二三年前より大學部を開設することになり、早稻田も昨年以來準備に取り掛る事になりたれば、本館も及ばずながら其の驥尾に附して大學部開設に着手することゝなりました。是れ機運の然らしむる所と申してよい。然るに本館の方は右兩校に

先ち十餘年前既に其旨趣だけは發表し置きたれど、唯種々の爲に一時中止したる迄なれば新築落成の上は直に着手すべきは當然のことである、依て此に其計畫を預告することに致しました。

我邦の教科大學——大學部開設に關し更に一言し置きたきことがある。そは他にあらず、我邦の大學として缺くる所ある一條である。即ち西洋諸國の大學には夫々神學部の設けあるにかゝらず我邦の大學には之に對する教科大學なき一事である。世の論者或は我邦には斯る大學を要せずと云ふものあらんも愚考にては西洋よりも一層我邦に其必要ありと思はる。何となれば儒教なり佛教なり我邦にありては千百年間世道人心を維持して來りし上に東洋諸邦に一大勢力を有し、且つ其學は實に研究すべき材料に富み、殊に其研究は西洋人に困難にして日本人に容易なる事なれば、我邦に於ては固より西洋の所謂神學部を置く必要なきも、儒教佛教を合し、之を東洋の教科大學として一大專門を置くことは最も今日の急務である事と考へます。

近頃漸く世論も其方に傾き來り國會上にも之に關する交渉ありしにや聞き及びたるが小生も帝國大學中に一分科を設けられん事を望む論者の一人である。然るに目下の事情にては到底官立大學中に之を置くの運びには至り兼ねる由、既に官立の見込なしとすれば私立を以て其缺點を補ふ方針を取らねばならぬ。果して然らば本館の大學部は正しく東洋の教科大學否我邦の教科に當るべきものなれば、今日の機運に考へても其開設の急要を知ることが出来る。其事たる固より小生の分に過ぎ力に餘りたる様なれども若し機運此に熟し世論擧げて此方針を取るに至らば其成功は決して困難にあらず、又必しも長年月を要するにあらざるべしと信じます。大學部の敷地——本館は先きに學校敷地として小石川原町雜聲ヶ窪即ち現今の敷地三千九百九坪四合九勺を購入し大學部も此地内に建設する豫定の處其後京北中學校を茲に開設以來敷地俄に狹隘を感じ昨今の處校舍増設の餘地なく大學部の敷地は更に一考を要することになりました。依て大學部開設の準備としては第一着手は現今の敷地の外に成るべく其近傍に於て更に靜閑高燥なる手廣き地面を選定する事である。幸に其地を得たらば現今の敷地は全く京北中學校の方に譲り本館は全體を擧げて新敷地の方に移す積りなれば其坪數は少くも一萬坪内外のものを購入したきものである。之を第一着手として漸次に歩を進め基本豫定の半額に達し

たる時をまち更に其地に新校舍を建築して現今の本館諸科も此に移すこととし、夫れまでは縦ひ狭くても矢張現在の場所にて辛抱せねばならぬ。

有志者の助力——以上は本館大學部開設に着手する順序を申し述べたるまでである。然るに世間にては館内の事情を知らざる故小生が最初約束せし東洋大學科のことは何時の間にか忘れ去り、大學沙汰は自然消滅に歸したる様に云ひ觸らすものありと聞き且つ本館災後の新築事業も不日悉皆落成を見るに至らば、此に今後の方針と順序とを發表する時機到來せりと思ひ斯くの如く豫告することに致しました。

さりながら其事業たる實に一人の計畫としては過分の事業なれば、本館に關係あるものは勿論、廣く全國の有志者より助力加勢を仰ぐ積りである、依て今より其事を懇願し置く所であります。

本館の關係者——本館の關係者を算へ來らば創立以來の館内入學者凡そ三千人、館外生凡三萬人、館賓二百人、館友二千人、創立員二萬あれば此等の諸君の御盡力を願ひ廣く全國より有志を募る考へである。既に先年以來募集したる金額にして本館の資本に登録せる分一萬四千八百三十二圓二十錢あれば、之に加へて豫定の金額を募集する見込である。右は大學部開設の豫告と共に小生の所望を述べたる次第であります。

然るは茲に圖らずも大いなる障礙に逢着しなければならなかつた。即ち同年十月施行せる試験に際し、講師中島徳藏氏がミューアヘッド倫理學（桑木嚴翼譯）により「動機善にして惡なる行爲ありや」との倫理科試験問題を與へたるに、視學官隈本有尙、同繁吉の兩氏は、一學生の答案に不穩の點ありと爲し、中島徳藏氏の批評を缺きたる教授は不都合なりと上申せる爲め、十二月十三日附を以て、明治三十二年來教育部第一科第二科に與へられてゐた文部省令第二十五號第一條の取扱（修身科、教育科、國語漢文科無試験檢定）の取消を受けたる所謂哲學館事件の發生である。（哲學館事

件の項参照)

時恰も井上先生は再度歐米諸國並に印度の教育狀況視察の目的を以て、其年十一月外遊の途に就かれてゐた間の發生事件なので、館員並に關係者の困却甚しかつたのは言ふまでもない。而して此の事件は測らざるも學界、思想界、教育界の大問題となり、識者の論戰と新聞雜誌の論調は、舉げて文部省の苛酷なる態度を難詰したが、哲學館は關係者一同よく善後の處置を誤らず、只管謹慎の意を表して館主の歸朝を待つことゝなつた。

井上先生は右事件の發生を英京倫敦に於て知悉されたが敢て動ぜず、當局の措置に背かざらん事を電命し、更に旅中より左記の歎願書提出を命じた。依つて哲學館に於ては翌三十六年四月二十日之を提出した。

私立哲學館教育部卒業生ノ教員免許資格ニ關スル歎願

昨三十五年十二月十三日付ヲ以テ私立哲學館教育部第一科第二科卒業生ニ對シ、豫テ御許可相成居候明治三十二年文部省令第二十五號第一條ノ取扱ヲ受クルコトヲ得ルノ特典御取消ニ相成實ニ恐懼措ク所ヲ知ラズ候。右ハ倫理學受持教員中島徳藏ノ倫理學教授上ノ過失ニ相基ツキ候趣ニ付同人ハ直チニ辭職仕リ、又館内ノ教職員ハ拙者不在中ニ付一同謹慎罷在候。本館ノ主義ハ獨リ智育ヲ養成スルノミナラズ徳育ヲ獎勵スルニアルヲ以テ、本館ニ於テハ倫理學ノ理論ヲ教授スルト共ニ、實踐道徳ノ一科ヲ置キ拙者之ヲ擔任教授致居候。元來拙者ノ倫理學ニ於ケル持論ハ人倫道徳ノ原理ハ古今東西ヲ問ハズ、二致ナカルベシト雖モ之ヲ一國一社會ノ上ニ適用シ來リテ其可否得失ヲ論ズルトキハ其國體政治風俗習慣等ノ諸事情ニ應ジテ一國一社會ニ特殊ノ道徳生ゼザルベカラズ、殊ニ我國ハ宇内ニ比類ナキ國體ナレバ、之ニ應ズル特有ノ倫理ナカルベカラズ、即チ我國ハ君民一家臣民同胞ノ國風ナレバ忠孝一致ヲ以テ人倫ノ大本ト爲シ、一切ノ德行皆此ニ淵源スト觀ルモノニ候。拙者ガ此主義ハ十數年來唱道スル

所ニシテ既ニ日本倫理學案、忠孝活論、勅語玄義等ノ書ヲ世ニ公ニ致居候。而シテ本館ニ於ケル實踐道徳ノ一科ハ拙者ガ如上ノ主義ヨリ每週一回全校生徒ヲ講堂ニ集メ講演致候ヘバ、本館出身ノ者ニシテ國體ニ違反シ順逆ノ理ヲ過ルガ如キコトハ萬々之ナカルベシト相信ジ候(中略)右ノ如ク現在ノ生徒ニ對シ中島徳藏ノ教授セシハ明治三十四年九月ヨリ三十五年十二月迄即チ一學年ト一學期ニ有之、而シテ現在ノ甲種生ハ教員免許ノ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ルノ特典アルヲ以テ入學シタルモノナルニ、一朝教員ノ教授上ノ不注意アリシヲ以テ半途ニシテ其特典ヲ取消サレ當初ノ豫期ニ違ヒ爲ニ一身ノ方向ニ惑フ者尠カラズ、誠ニ惘然ノ至リニ不堪候。何卒特別ノ御詮議ヲ以テ現在ノ生徒ニハ御取消以前ノ通り、有效ノ御取扱ニ預リ度、此際生徒ニ對シテハ特ニ教授上ニ注意シ心得違ノナキ様十分ニ訓誨可仕候御許可被下度此段歎願仕候也。

遠隔の地にありとも切々生徒の將來を懷ふ井上先生の衷情は全く涙なき能はぬものがあるが、而も此の歎願書の提出に數度の懇請も遂に效なく、文部省當局は未だ其時期に非ずとして許可を與ふるに至らなかつたのは誠に遺憾の事であつた。

併しながら、斯くして終るべきにあらず、哲學館關係者は更に奮起して一意内容の充實に全力を注ぎつゝあつたが、井上先生は約八ヶ月を経て明治三十六年七月二十七日漸く歸朝された。依つて直ちに舊に倍する努力を以て哲學館再建に従ひ、寧ろ之を機會に哲學館の飛躍をさへ企圖し、左の如き意見を發表された。

廣く同窓諸子に告ぐ

井上 圓了

去年十一月十五日日本邦を發し、爾來八ヶ月間歐米十ヶ國を歴遊し、本年七月二十七日無事歸朝の上、同窓諸子に面會するを得たるは、何よりの愉快なり。不在中は哲學館の爲に、諸子の勞を煩はせしこと尠からず、是深く感謝せざるを得ず。其間に一大事件の

本館の上に落ち来るあり、即ち文部省より教員免許の認可取消の一事なり。本館が創立以來數千人の學生を教育し、從來檢定試験に應じて教員免許を得たるもの數百人の多きに上り、現在中等教育に従事せるもの亦百名を下らず、其教育界に貢獻する處決して他校に譲らず、之に加ふるに本館の主義は國體を先とし、忠孝を本とし、生徒に課するに理論的倫理の外に實踐的倫理を以てし、實踐的倫理にありては余自ら勅語に本づきて國民として心得べき道德を授け、生徒をして、國民の本分に背かざらしむる様に毎度注意し置きたるに拘らず、一講師の理論的倫理の教授に批評を缺きたりとの一點を以て學校全體を罰せられ、其累を生徒の上に及ぼし、之をして絶望の極に陥らしめたるは實に遺憾の至なり、若し文部大臣の賢明なる猶本館の主義と成績とを洞視すること能はざりし乎を思はゞ、一層慨嘆に堪へざるなり。斯る可憐の生徒の爲に認可復活を懇願せしも是れ亦許容せられず、此上は残念乍ら涙を吞んで黙して止まる外なし、要するに其事たるや、余の不徳の致す所、實に面目なき次第なり。

余の漫遊中、英國滞在の比較的長かりしは聊か其心に期する所あればなり、英國は之を日本に比するに、其面積も人口も我邦に及ばざるも、其屬國を合すれば我幾倍なるを知らず。

余此に於て英國が如何にし斯る大國となりしやを知らんと欲し、其原因は英國國民の氣風性質の上にと信じ、歐米中特に英國に足を停むるに至れり、其滞在中視察する所によるに、英國國民は實に獨立自活の精神に富めるを知り、此精神によりて、世界第一の國民となりしを知る。而して日本國民は最も此精神に乏しきが如し。故に余は今後の教育に就きては此精神を養成せんと欲するなり、又英國國民は實用的國民にして一方に高尚の理論を究むると同時に他方に實際を忘れざる國民なり。是亦其大國をなせる一原因たるに相違なし、然るに我國民は最も空想に走りて實際に疎き國民なり、故に余は今後特に實用的方針を以て教育せんと欲す、是れ實に本館創立以來採る所の方針なり。

今度教員免許の特典を取消されたるは本館の迷惑と損害尠からざるも、却つて獨立の精神を發し、實用的教育を施すの一大機會なりと信ず、故に此機會に乗じ本科の學科を修正し左の旨趣を發表せんとす。

一、創立以來の方針

本館は明治廿年九月の創立にして、本年に至るまで十有六年の星霜を経、入學者の數殆んど三千人の多きに上らんとす。又先に本館の目的は東洋大學を起すにあることを發表して以來、亦已に十有餘年、其間専ら力を基本金募集に盡し、單身奔走廣く全國に遊説して數萬人の賛成を得たるも、前後二回の天災（風災火災）に遭遇し校舎の再築に莫大の資金を費し事豫期と相違ふに至る、然れども時勢は駸々として私立大學の開設を促かし來り、東校西塾皆大學を公稱したれば、本館も其豫期する所を實行せざるを得ざるに至る、是れ今回本館に於て私立大學開設の準備に着手せる所以なり。

二、教員免許の特典

本館にて創立以來の入學者を検するに教育志望者の比較的多きを見、文部省に向て爾來卒業生に對し教員免許の特典を得んことを請願せんと欲し、明治廿三年第一回の願書を提出し、同廿七年第二回の願書を提出し、同卅二年第三回の願書を提出し、始めて同年五月認可の指令を得たり。是より學科を改正し設備を進行し、昨年十一月第一回の卒業生を出さんとするに際し、臨監の視學官より教科用書に關し、受持講師中島德藏氏が「ミニアヘッド」倫理書の意志篇を批評を加へずして教授せるは甚だ不都合なりと上告の結果、十二月十三日付を以て文部省より認可取消の嚴命下り、十年間の苦心と努力とによりて培養し來れる學庭の花が將に開かんとして忽ち凋落するに至れるは、實に遺憾に堪へざるなり。

三、學科の改正 大學科

認可取消の嚴命は果して其當を得たるや如何は世間既に定論あれば、余輩敢て喋々するを欲せずと雖も、其累を無辜の生徒に及ぼせるは、本館の情義として最も忍びざる所なれば其後認可復活の願書を提出せしも、文部省にては或は本省の威信に關する等の理由を以て許可を與へ難しとして拒絕せられたり。されば世間如何に廣きも最早訴ふるに處なければ、殘念乍ら黙して止むより外なし。退きて考ふるに此上は獨立自活の精神を以て、純然たる私立學校を開設せざるべからず、是に於て本學年より學科を改正し、更に

大學組織を起し全科を分ちて豫科、専門科、大學科の三科とし、専門科は三年にて卒業、大學科は五年にて卒業と定む、専門科卒業を得業士と稱し大學科卒業を哲學士と稱する豫定なり。

四、豫科及別科

豫科は一年間とし、中學五年級の學科を置き未だ中學を卒業せざるものゝ爲に之を設く、若し中學又は師範學校を卒業せるものは無試験にて本科に入ることを得、若し又中學を卒業せざるものにして直ちに本科に入らんとするものは之を別科生として本科の講義を聴講せしむ、而して別科入學生に對しては一定の試験を置きて其學力を檢定し、或は別に講習科を設けて中學程度の學科を講習せしむることあるべし。

五、教育部及教員檢定試験準備科目

以上の如き學科の改正は文部省の認可を経たる後にあらざれば實行し難し、故に其認可あるまでは從來の學科に多少の修正を加へ漸次に大學組織に進行する方針を取り、本年九月十六日より始業すべし。而して九月より本館教育部の方は特に改正を要する點多ければ、宜しく左に述ぶる所を見るべし。

本館の學科は從來の學制に倣ひ教育哲學の二部に分け、教育部は主として教育家を養成する目的なるも、先きに文部省より教員免許の認可を取消されたる以上は、實力修養を主とし、専ら教員檢定試験に應ずるの準備をなすこととす。而して其志望者に對しては檢定試験に必需の學科を撰みて聴講し得る便を與へんとす。故に本人の學力と勉強によりて滿三年を待たず一年にても半年にても試験に合格し得ることあるべし。されば認可を有せる學校にて、必ず滿三年を要するに比すれば、却て捷徑を開きたるものと稱して可なり。而して受験の準備を爲し得る學科は、修身、教育、國語、漢文、歴史、地理、習字等とす。

六、哲學部

哲學部は専ら宗教家を養成する目的なるが、之を各宗所立の大學林に比するに大に其方針を異にす、即ち本館にありては舊來の註

釋的教授法を廢して達意を主とし、活用を本とし將來の社會に立ちて各方面に向ひ實地に活動し得る人を造らんとす。故に各宗の大學林にては今日尙ほ俱舎八年唯識三年の迂濶なる教授法を用ふるも、本館にては僅に三年間にして俱舎唯識嚴嚴天台を教授し、傍ら倫理心理法制等を授け、専ら英語若くは漢學に重きを置き、すべて實用に適切ならしむるを主要とす。

七、各部の隨意科及第一科第二科

教育部哲學部は單に教育家宗教家を養成するのみならず、今日の時勢に應じ種々の方面に於て活動し得る人を養成せむとす。是れ正科の外に隨意科を置く所以なり。又内國のみならず外國に出て働き得る様に教授せんとす。意ふに將來我邦人の働くべき場處は亞米利加と支那朝鮮なり。故に教育部及哲學部の第一科は英語を主とし、之に加ふるに英語の會話作文等實用に適切なるものを授け、他日亞米利加に入りて生活し得る準備を爲し、次に第二科は漢文を主とし、之に時文官話を交へ、他日支那朝鮮に渡りて職業に就くの便利を與へんとす。

此度大學開設に着手するには廣く全國有志者の寄附金を仰がざるを得ず、依て同窓諸子は有志勸誘に盡力せられんことを望む。本館にては大學敷地として府下豊多摩郡江古田村字和田山に一萬五千坪を購入したれば、基本金の集るに應じて此に新築する見込みあり。而して認可取消と大學開設とは本館の歴史上一大紀元を開くものなれば、本年中に其地に記念堂を建築せんとす、其の記念堂は之を四聖堂と名け、古今東西の大哲學者たる釋迦、孔子、瑣古刺底、韓圖の四聖を祭り、永く哲學館の記念とする見込みなり。此建築費は凡そ一千圓の豫算にして、有志の義捐を待つ筈なれば、大學開設の第一着手として同窓諸子の助力を請はんとす。本館創立以來大災難にかゝること茲に三回、第一回は風災、第二回は火災、第三回は今回の事件なり、風災と火災とは有形の校舍を失ふに止まるも、今回の事件は無形の權利を失ふに至る、校舍は形態のみ、死物のみ、權利は生命なり、活物なり、故に今回の災害は風災火災に數倍せる大災難と謂ふべし、此災難の爲に中島講師其位置を失ひ、生徒は其資格を失ひたるは恰も此難に殉死せるもの如し、故は其姓名は永く本館に記念せざるべからず。

此の如き大災難大事件なれば、之が爲に特に紀念碑を建つる必要ありと信ず、況んや此打撃が大學開設を促したるに於てをや、是れ余が本事件と大學開設とを記念する爲に記念堂を計畫する所以なり。

本館教育の主義は先きに一言せるが如く獨り哲學の理論を究むるのみならず、哲學の應用を講ずるにあり。而して其應用は教育宗教の如き直接の應用に限らず、間接に社會萬般の上に應用することを獎勵し來れり、故に本館出身者中或は法律家となりしものあり、或は商法家となりしものあり、或は工業家、或は美術家、或は軍人或は醫士等となりて種々の方面に於て活動せるものあるを見る。余を以て之を觀れば、是れ皆哲學の應用なりと信ず、故に今後大學を開設するも、矢張り理論の蘊奥を究むると共に、萬般の應用を獎勵せんとす。蓋し日本人の弊たるや、徒らに空論に走りて實用を忘るゝにあれば、本館教育は此弊を矯めんとするにあり。今度本館に於て出身者待遇法を設け稱號授與の規程を定む、稱號に三種あり、得業、講師、名譽講師是れなり。此稱號は所謂學士と異にして、獨り學問上の成績に對して授くるのみならず、廣く社會全般の上に於て功勞名譽を有するものに與ふるなり、故に此規程たるや、本館教育の主義を示すものと知るべし。

斯る折柄、明治三十六年三月二十六日専門學校令が發布せられ、我國私立學校は競つて専門學校令に依る専門學校設立の議を進めつゝあるを見、本館に於ても其の急務なるを自覺し、先づ右の主旨に基き内容の大改革を行ひ、八月二十七日館名を私立哲學館大學と改め、諸種の準備を整へ専門學校令に依る専門學校設立認可申請書を提出した。而して十月一日左の認可指令に接した。

文部省 文書課 卯 專 第一〇八六號

私立哲學館設立者 文學博士 井 上 圓 了
本年八月二十七日附申請私立哲學館ヲ私立哲學館大學ト改稱シ専門學校令ニ依リ設置ノ件認可ス

明治三十六年十月一日

文部大臣 久 保 田 讓 圃

更に翌十月二日文部省告示第百八十四號を以て此の旨告示せられた。即ち井上先生は初代學長の任に就き、茲に哲學館は明治三十七年四月一日より哲學館大學として新しき誕生を見ることとなつたのである。眞に之れ哲學館が内容に制度の上に於て根本的確立を遂けたる一劃期の時であり、又東洋大學として後年の大を成す一段階でもあつたのである。

哲學館に於ては此他前記井上先生の記述に見る通り、稱號規程を定めて出身者待遇法を設け、(其項參照)又府下和田山に哲學館大學敷地として一萬四千餘坪を買収し哲學堂の建設をなすなど、(其項參照)將來の發展に備ふる準備は着々進行の途につくこととなつた。

恩賜金の拜受

明治三十年八月二十五日、哲學館は長くも宮内省より左記の如く恩賜金の御沙汰を拜した。

哲 學 館
今 般
思 召 ヲ 以 テ 金 參 百 圓 下 賜 候 事
明 治 三 十 年 八 月 二 十 五 日
宮 内 省

恩命を拜するや館主井上圓了は恐懼宮内省に出頭して恭しく之を拜受し、館員竝に關係者共々聖恩の洪大なるに感泣し、愈々教育の事に暈々努力を重ねべく誓つた。かくの如きは當時にありては實に比類なき恩寵であつて哲學館の光榮之に過ぐるものはない。

京北中學校の創立

哲學館は別項の如く畏くも御下賜金の御沙汰を拜したので、館主以下關係者は只管皇恩の洪大なるに感佩した。而してこの皇恩の萬一に報じ奉らんと熟慮協議の結果、御下賜金を基礎とし之に有志者の義捐を加へ、以て尋常中學校の設立を爲すべく決定した。

即ち井上先生は明治三十一年二月左の如くその旨趣を天下に發表した。

本館創立以來茲に十有餘年矣、其間來りて修學せしもの二千餘人に及ぶ。既に業を卒へて教育及び其他の事に從へるもの亦尠しとせざるなり。其功績敢て自ら稱述せずと雖も竊に本邦文運の萬一を裨補したるを信ず。曩に本館不幸にして祝融の災に罹りしも幸に復た志士仁人の扶助を得て地を小石川原町宇鷄聲ヶ窪にトし、新に校舎を營み、工事已に落成を告げたれば更に進で本館教育の大成を圖らんと欲し、從來の學科の外に別に尋常中學校を開設するの緊要なるを感じ、乃ち將に本年より其礎を起さんとす。顧ふに鷄聲ヶ窪の地たるや都下名勝の一にして、境幽に氣清く、四隣繞らすに茂樹を以てし、地勢自ら一帯の林丘を成し實に講學習業の良地たり。而して尤も中學教育を施すに適す。今や葦葢の下中學の數殆ど十を以て計ふるも多くは市街熱鬧の地にあり、而して殊に北隅に位せる小石川區内には未だ一校の設あるを見ず、從て學童就學の不便を訴ふるや久し、是に於て本館は内外の必要を察

して其構内に尋常中學校を設置する事に決し、名を京北尋常中學校と命じ、近日將に校則を確立して政府の認可を請ひ校舎新築に着手せんとす。若し夫れ監督教授の方法如何は積年練習の實歴に鑑み、自餘諸校の成績に徴して之を制定すべし。尙ほ其足らざる所は中學教育に練達する先輩を請ふて顧問となし、或は其補翼を仰ぎ、微力の及ぶ所専ら其完成を謀り以て大に實功を擧げん事を期す。目下校舎の設計をなすに當り豫め設立の旨趣を開陳して朝野諸士の贊翼を希望する事此の如し。

右發表と共に井上先生は湯本武比古氏と相圖り文部省へ設立願書を提出せる所、十月十八日東京府廳より認可の指令に接した。依つて校舎の新築を進め、翌三十二年二月落成を見た。校舎は哲學館構内十九番地の東側低地(現京北中學校理化學教室所在地邊)に木造二階建にして、階下教室三及事務室、階上教場三及幹事室一、教員室一のものであつた。これより組織を定め、設立者兼校長及教員として井上圓了、校長輔佐兼教員湯本武比古、同杉谷佐五郎、同黒川雲登、幹事兼教員三石賤夫、評議員兼教員田中治六、評議員兼教員三島定之助、同西脇玉峰の各氏が夫々就任し、同年二月二十六日開校式を舉行、四月一日より授業を開始した。左に當時の私立京北尋常中學校規則を掲げる。

私立京北尋常中學校規則

第一主 意

第一條 本校ハ實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラント欲スル者ニ須要ノ教育ヲナス所トス

第二 學年及學科

第二條 修業年限ヲ五ヶ年トシ一ヶ年ヲ一學年トス

第三條 學年ハ毎年四月一日ニ始メ翌三月卅一日ニ終ル

第二章 沿革史 第一節 私立哲學館時代

第四條 每學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ七月二十五日ニ至ル

第二學期 九月六日ヨリ十二月二十五日ニ至ル

第三學期 一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條 休業ノ定日左ノ如シ

日曜 大祭祝日 夏期七月二十六日ヨリ 冬期十二月二十六日ヨリ
九月五日マデ 五年一月七日マデ

第六條 學科課程授業時間及教科用書ハ別ニ附録トシテ相添フベシ

第三 入學退學及缺席

第七條 本校ニ入學スル者ハ滿十二年以上ノ男子ニシテ品行端正身體健康ニテ修業ニ堪ヘラル、者タルベシ

第八條 入學時期ハ學年ノ初トス

但シ缺員アルトキハ臨時募集スベシ

第九條 入學志願ノ者ハ入學願書(第一號書式)ニ學業履歷書(第二號書式)ヲ添ヘテ本校ニ差出シ本校所定ノ試験ヲ受クベシ

第十條 入學者ニハ其志望スル學年ニ應ジ相當ノ學力ヲ試験ス

但シ(一)高等小學校第二級卒業ノ者ハ無試験ニテ第一學年へ入學ヲ許ス(二)本校ト同等中學ノ修業證書ヲ有スル者ハ人員ニ

差支ナキ限りハ無試験ニテ入學ヲ許ス

第十一條 入學志願者ノ數、本校ニテ入學ヲ許ス員數ニ超過スルトキハ前條第一項ノ場合ニテモ讀書、作文、習字、算術ノ四科ヲ

試験シテ選拔ス

第十二條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ直ニ在學證書(第三號書式)ヲ差出スベシ

第十三條 本校ノ生徒ハ半途ニシテ退學スルヲ許サズ

但シ疾病其他已ムヲ得ザル事故起リテ願出ルトキハ詮議ノ上ニテ許可スルコトアルベシ

第十四條 缺席又ハ遅刻シタルトキハ三日以内ニ届書ニ其事情ヲ認メ保證人ノ調印ヲ以テ差出スベシ

第十五條 左ノ事項ニ當ル者ハ退學セシムルコトアルベシ

一 學業進歩セズシテ成業ノ望ナキ者

一 不品行ニテ數々懲戒シテモ改メザル者

一 引續キ二回落第シタル者

一 無斷缺席一ヶ月以上ニ及ビシ者

一 缺席届ヲ出シテモ一學期以上缺席シタル者

第四 試験規則

第十六條 試験ヲ分チテ學年試験ト學期試験トス

第十七條 學年試験ハ學年ノ終ニ學期試験ハ學期ノ終ニ行フ

第十八條 試験ノ成績ハ點數ヲ以テ表ハシ學科ハ受持教員ノ評點ニヨリ品行點ハ品行點查定規則ニ由リテ定ム

第十九條 各學科ノ點數ハ百點ヲ以テ滿點トス

第二十條 學科點數各科四十點以上平均六十點以上品行點六十點以上ヲ及第トシ以下ヲ落第トス

及第落第ヲ定ムルハ學年試験ニ限ル

第二十一條 學年試験ノ點數ハ學期試験ノ平均點ト學年試験ノ評點トヲ合セ之ヲ二除シテ得ルモノトス

第二十二條 各學科六十點以上平均八十點以上品行點八十點以上ノ者ヲ優等トス

第廿三條 試験ニ缺席シタル者及ビ落第シタル者ハ原級ニ置ク

但シ疾病其他已ムヲ得ザル事故アリテ試験ニ缺席シタル者ハ本校ノ見込ヲ以テ試験ヲ受ケサスルコトアルベシ

第廿四條 第一學年第二學年第三學年第四學年ノ各學年試験ニ及第セシモノニハ修業證書ヲ授與シ第五學年試験ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第廿五條 凡テ試験ノ成績ハ校内ニ揭示シ又保證人ニ通知ス

第五 月謝及束脩

第廿六條 月謝ハ壹圓五拾錢束脩ハ壹圓トス

第廿七條 束脩ハ在學證書ニ添ヘテ納メ月謝ハ毎月五日マデニ納ムベシ

但シ一月ト九月トハ十日マデトス

第廿八條 在學中ハ出席ノ有無ニ關ラズ月謝ヲ徴收ス

但シ夏期休暇中八月一ヶ月ハ徴收セズ

第六 保證人及父兄

第廿九條 保證人ハ東京市内若クハ本校附近ノ郡部ニ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子ニ限ル

但シ本校指定ノ銀行ヘ保證金ヲ納メタルモノハ在郷父兄ノ保證ヲ許ス(其規定ハ卷末規則追加ヲ見ルベシ)

第三十條 保證人及父兄ハ時々參校シテ生徒就學ノ狀況ヲ觀察シ又時々生徒ノ平生ノ行狀ヲ本校ニ通知スベシ

第卅一條 保證人ハ其保證セル生徒ノ件ニ付本校ヨリ照會シタルトキハ出頭スベシ

第卅二條 保證人他ニ旅行スルトキハ相當ノ代人ヲ立テ其旨本校ニ通知スベシ

第卅三條 保證人ハ移轉又ハ改印シタルトキハ直ニ届ケ出テ又生徒ノ轉居シタルトキモ届出ツベシ

第卅四條 生徒ノ月謝ヲ納メザルトキハ其保證人之ヲ納ムベシ

第七 生徒心得

第卅五條 本校生徒ハ須ク左ノ項目ヲ遵守スベシ

一 勅語ノ 聖旨ヲ奉戴シテ忠孝ヲ重ムズベキ事

一 常ニ言語行爲ヲ慎ミ苟モ非禮粗暴ノ振舞アルベカラズ

一 志操ヲ固ク信義ヲ重ムジ學業ニ勉勵スベキ事

一 烟草ヲ吸フベカラズ

一 本校ノ揭示及師長ノ命ヲ守ルベキ事

一 教師ニ對シテハ校外ノ内外ヲ問ハズ敬禮ヲ盡スベキ事

一 昇校ノ時ハ必ず本校ノ制服制帽ヲ着スベキ事

一 授業時間ヨリ十分前ニ昇校スベキ事

一 靴又ハ上草履ノ外校舍ニ入ルベカラズ

一 器具又ハ揭示ヲ毀損スベカラズ

一 樂書スベカラズ

一 教室ニ在リテハ靜肅ニスベキ事

一 教室ニテハ言動出入必ズ教師ノ許可ヲ受クベキ事

一 教室ニテハ飲食スベカラズ

一 授業終始母ニ立禮スベキ事

一 學生ニ恥ツベキ所行ハ一切爲スベカラズ

第八 賞 罰

- 第卅六條 學年試験ニ於テ成績優等ノ者ニハ賞狀又ハ賞品ヲ授與スル事アルベシ
- 第卅七條 本校ノ罰則ハ懲戒停學除名放校ノ四トス
- 第卅八條 本校規則又ハ揭示ニ背ク者ハ其所行ノ輕重ニ隨ヒ前條ノ罰則ニ當ツ
- 第卅九條 本校規則ニ規定セザル事ニテモ不正ノ所行アル者ハ相當ノ罰ニ處ス

第九 品行點査定規則

- 第四十條 品行點ハ職員之ヲ定ム
- 第四十一條 毎月生徒ノ勤惰及ビ行狀ヲ調査シ滿點ヲ百點トシ以下等差ニ由リテ定ム
- 第四十二條 缺席シテ三日以内ニ届出ナキモノ又ハ教授時間ニ遅刻シ又ハ時間内ニ教師ノ許可ヲ經ズシテ退出シタルモノハ品行點ヲ減ズ

規 則 追 加

- (保證) 生徒ノ保證人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツルモノニ限ルノ規則ナルモ若シ東京ニ知人ナキモノハ保證金トシテ駒込貯蓄銀行(東京本郷區駒込東片町)へ普通ノ通學生ハ五圓、監督學舎及監督下宿ニアルモノハ二十圓ヲ預ケ入レタル場合ニハ在郷ノ父兄ニテ保證人タル事ヲ許ス(此保證金ハ銀行ニテ相當ノ利子ヲ付シ追テ本人退學ノ節ハ之ヲ在郷父兄へ返付スルモノトス)
- (自修) 本校へ入學スル事能ハザル者ハ講義録ニテ自宅獨修ノ便ヲ設ク、望ノ者ハ東京小石川原町哲學館内中學講習會へ宛郵券貳錢ヲ寄送シテ尋常中學科講義録規則(哲學館規則中ニ合綴)ヲ請求スベシ
- (監督學舎) 監督學舎ハ校長及教員ノ居宅ニ生徒ノ止宿ヲ許シテ之ヲ監督スルモノヲ云フ、食料舎費及監督料ハ毎月五圓五十錢乃

至六圓トシ月謝ハ一圓五十錢トシ、筆墨紙謝炭油等ノ雜費ハ毎月一圓乃至一圓五十錢トス、以上ハ通常費ニシテ其毎月ノ平均凡ソ八圓乃至九圓ナリ

臨時費ハ東脩一圓、入舎料五十錢、夜具蒲團購入代凡ソ五圓、机本箱視類凡ソ一圓五十錢、制服(洋服)新調六圓乃至八圓、靴一圓五十錢、外套七圓乃至十圓、書籍購入代一ヶ年平均四圓乃至五圓ナリ、外ニ藥料未定、但夜具蒲團机視ノ類ハ成ルベク國元ヨリ持參スルヲ便ナリトス、右購入方ハ父兄ノ依頼ニ應ジ本校職員中ニテ其勞ヲ取ルベシ

(監督下宿) 監督下宿ハ父兄ノ依頼ニ應ジテ本校最密ノ下宿屋ニ生徒ノ止宿ヲ托シ之ヲ本校ニテ監督スルモノヲ云フ
當今ノ下宿料ハ一ヶ月凡ソ七圓乃至八圓ナレバ之ヲ監督學舎ニ比スレバ通常費凡ソ二圓増加スベシ、即チ毎月十圓乃至十一圓ナリ、臨時費ハ入舎料ヲ除キ其代リニ手数料卅錢ヲ要ス其他ハ前ト同斷ナリ

(學資金) 右監督學舎若クハ監督下宿へ地方ノ父兄ヨリ生徒ヲ托セラレタルトキハ、通常費ハ必ず前月中ニ京北中學生誰其學資金トシテ駒込貯蓄銀行(東京本郷區駒込東片町)へ向ケ送金セラルベシ臨時費ハ入用ノ節右同様ニ送金アルベシ。而シテ其出納ハ一々本校ニテ監督シ決シテ生徒ヲシテ濫費セザラシム

學資ノ預金ハ相當ノ利子ヲ付シ毎月精算ノ上銀行ヨリ本校へ報告シ、本校ヨリ父兄へ報告スベシ
本校若クハ銀行へ向ケ郵便爲換取組ム節ハ必ず拂渡局名ヲ駒込郵便局トシテ振込ベシ
學資金相竭キ本校ヨリ其旨ヲ通知スルモ稀ホ送金ナキ場合及監督ノ制規ヲ守ラズ監督者ノ命ニ從ハザル場合ニハ監督ヲ謝絶スベシ
(入舎證) 監督學舎若クハ監督下宿ニ入ル者ハ必ず離形ノ如キ證書ヲ差出スベシ、此證書ニハ在郷ノ父兄ト東京所在ノ證人トノ連署ヲ要ス但其父兄ガ東京市内ニ居住スルトキハ父兄ノ保證ノミヲ要シ、保證金ヲ納メタル者ハ在郷父兄ノ保證ノミヲ要ス

而シテ京北中學校に於ては着々内容の整備と訓育の徹底とを期し、明治三十二年には理化學特別教室を、同三十三年には圖書特別教室を夫々新設し、又その開校友會雜誌を發刊するなど漸次充實を示し、三十四年三月第一回卒業生六

十六名を出した。是等卒業生中には後年社會的國家的に貢獻を爲せる者少なからず、本館と歩を一にして益々その基礎を固め、發展の一路を辿つた。明治三十九年一月、校長井上圓了先生病氣により退隱と同時に、湯本武比古、杉谷佐五郎、田中治六、三島定之助、安藤弘、三石賤夫、神崎一作の七氏を維持員として本校の後繼者と爲し、湯本武比古氏を校長とし井上先生を名譽校長に推戴した。次いで明治四十年井上先生の意志により新に京北財團を設立して獨立經營を爲すに至り、明治四十一年京北實業學校を併立して益々育英の事に力を注いだが、大正二年、代表者協議の結果東洋大學財團と合併し、爾後京北中學校、京北實業學校、京北幼稚園は東洋大學財團の經營する所となり今日に及んで居る。其間役員に多少の變更あり、大正十四年九月湯本校長の死去により笹川種郎氏校長及園長となり、昭和十年三月笹川校長辭任により三島定之助氏校長及園長に、同時に京北實業學校は安藤弘氏校長となつて現在に至つてゐる。

京北中學校は畏しくも御下賜金を基礎として設立せられ、創立精神は井上圓了先生の護國愛理の信念を根幹とし、更に時代の趨勢に伴ふ各種の施設を爲して、今日都下私立中學校中、質實剛健の校風を持して嶄然優秀の位置にあるは洵に欣快に堪へぬ所である。

哲學館事件

明治三十五年十二月十三日に發生したる所謂哲學館事件は、實に之れ、舊道德と新倫理説との一大衝突として、當

時社會識者の耳目を聳動せしめた。就中、其の風教上に及ぼす影響の甚大なるに鑑み、世の學者、教育家、政治家等は、齊しく、事件の核心を把握してその根本性に觸れ、之を闡明にし之を批判し、以て世道人心の歸趨を誤る勿らしむる必要と義務とに逼られたのである。

今其の真相の大略を敘述すれば、曩に私立哲學館は、文部省令により中學校師範學校教員の無試験檢定を文部省より受け、茲に三年の課程を修了せしめたるを以て、同年十月二十五日より三十一日に至るまで卒業試験を施行したが、制規として、文部省より視學官隈本有尙及び同隈本繁吉兩氏の臨監を見た。

然るに、右試験中倫理科問題の一に『動機善にして惡なる行爲ありや』の一條あり、哲學館に於ては、

英國ムニアヘッド原著 日本桑木嚴翼補譯 倫理學 (富山房發兌)
(Muirhead's Element of Ethics.)

に據り、勉めて開發的に倫理を教授した爲め、生徒の或者は原意に違ふ解答を爲したが、其中一人は、前書六六頁以下)の左の趣旨を敘述した。

人は彼が豫知せざりし結果に對しては、之を豫知せざりしてふ責任ありと云はゞ兎も角(其結果其ものには)責任ありと云ふを得ず。且又單に彼の志向たるに止まりて、動機ならざりし結果の部分を見て、之に善惡の判斷を下すべきに非ず。否らずんば自由の爲めに弑虐をなす者も責罰せらるべく、自ら焚殺の料に供せんが爲に、溺死に瀕せる人を救へる暴君も辯護の辭を得べし。唯夫れ吾人が動作全體を計算し、(一)其結果が全體として善なるか將惡なるか、(二)是等の結果が當の目的なるかの問題に答へたる後、吾人は始めて之に就きて道德的判斷を立つるの權利ありとするなり。(原書六二頁)

視學官隈本有尙氏は、生徒の答案に此の圈點の箇所の如き意味あるを發見し該科の講師中島徳藏氏に、『ム氏の主義に批評を加へたりや』を質問し、更に二三糺す所あつたが、中島講師は十一月初旬視學官隈本有尙氏を文部省に訪ひ、

- (一) 「ム氏倫理學の動機の解釋を詳にし、其決して國家の秩序を破壊せんとするものに非ること。」
 - (二) 中島が一般試慮に關せる理論上の見解も、亦嘗て孟子の如き架空論に非ず、從て動機善なれば試慮を是認することありと云ふも、其動機の善とは各人任意不合理なるを許さず、皇統連綿たる我國に於ては、夢にだも見る能はざる所なること。
 - (三) 此意見の今日に爲さるゝに非ずして、既に中島が三十一年度帝國教育會に於て爲したる講義筆記は其一斑を知るべく、又三十三年度哲學館に於て出版せる『倫理學概論』中、孟子の試逆説を排するの章、及び日本國體の精華論を參考せんこと。
- を請ひ、右概論一部を呈して辭したが、尋いで同月中旬、文部省より哲學館に對し左の照會があつた。

文部省 普 甲 三八六三號
文書課

貴館教育部第一科ノ倫理學ニ於テハ動機ト行爲トノ關係ニ付キ如何ナル趣旨ニ依リ教授セラレ候哉詳細承知致度此段照會候也

明治三十五年十一月十五日

文部省普通學務局長事務取扱 岡 田 良 平

私立哲學館長 文學博士 井 上 圓 了 殿

追テ去月二十五日施行シタル本文學科目試驗ノ生徒答案直ニ差出サレ度此段申添候也

其の答申左の如し。

哲學館教育部第一科ノ倫理學ニ於テ動機ト行爲トノ關係ニ就イテハ大體左記ノ書ノ趣旨ニ通セシメ候
英國ムニアヘツド原著 日本桑木巖翼補譯 倫理學 (富山房發兌)
即チ右書第二編第一章第二十節ヨリ第二十五節マデノ處ニ有之候也

明治三十五年十一月十九日

哲學館講師 中 島 徳 藏

哲學館主 井 上 圓 了 殿

本月十七日附普甲三八六三號ヲ以テ御照會ニ相成候本館教育部第一科ノ倫理學ニ於テ教授シタル動機ト行爲トノ關係ニツキテハ別紙倫理學擔當講師中島徳藏ヨリ申出候趣旨ニ相違無之候爲念ムニアヘツド原著桑木巖翼補譯倫理學一部相添此段及答申候也

明治三十五年十一月十九日

私立哲學館主 文學博士 井 上 圓 了

文部省普通學務局長事務取扱 岡 田 良 平 殿

右答申書を提出するや、井上館主は洋行不在中に付、其代理たる中島講師は右趣旨の徹底を希ひ、岡田普通學務局長代理に面會して口頭上申を爲し、其の了解を得たが、更に十二月八日檢定委員會長山川健次郎氏に面會し、誤解なからんことを請ふたる處、「大不都合事なり」との意見を聞くに及び、午後松村檢定委員會主事を文部省に訪問して縷々説明の上、免許狀下附連進の依頼を爲し、同氏の承諾を得たのである。

然るに十二月十四日、野尻視學官は私交上の誼に依り、哲學館講師の一人たる湯本武比古氏を訪ひ、十三日に哲學館が認可取消となりたる旨を告げ、其の理由として、

- (一) 倫理教授は右處分の主因にして、他の設備等の爲めに非ること。
- (二) 教科書は國體上輕視す可らざる不都合事にして、卒業生が中學校教師施學校に及ぼす影響の容易ならざること。
- (三) 該科教師が不都合なる考を有し居ること。

等を告げ、倫理科主任教師の引責辭職は當然なりと語つた。

十二月十八日、認可取消の命令は府廳區役所を経て哲學館に到着した。

私立哲學館主 文學博士 井上 圓 了

其館教育部第一科及第二科卒業生ニ對シ明治三十二年文部省令第二十五號第一條取扱ヲ與フルノ件ハ自今取消ス

明治三十五年十二月十三日

文部大臣 理學博士 男爵 菊池 大 麓

超えて三十六年一月に至り、小石川區長より左の通知に接した。

客年十一月十四日付ヲ以テ加藤三雄外三名教員檢定願書提出ノ處右ハ檢定不合格ノ旨其筋ヨリ申越候條及傳達候也

明治三十六年一月二十一日

小石川區長 石 井 義 弘

私立哲學館長 文學博士 井上 圓 了 殿

是より先該事件の發生直後、恰も外遊途上に在つた館主井上博士の命に依り、十一月十五日を以て、職員一同は慎重の態度を執り謹慎の意を表し、該事件に關しては何等の意見をも發表せざることに決したのである。一度認可取消の指令に接するや、哲學館は忽ち深き憂色に包まれたが、井上館主は此の飛報に答へて遙々英京倫敦より、

苦にするな暴しの後に日和あり

伐ればなほ太く生ひ立つ桐林

の二句及び

今朝の雪畑を荒すと思ふなよ

生ひ立つ麥の根固めとなる

火に焼かれ風にたをされ又人に

伐られてもなを枯れぬ若桐

の二首に所感を述べて激勵する所あつた。

斯の如くして、中島講師は哲學館及び東京高等工業學校倫理科講師の職を解かるゝの厄に遭つたが、之を契機として世論漸く鼎沸し、學者は其の學理的究明に依り事件の核心を突き、都下各新聞雑誌は筆を揃へて當局の行政上の過酷を鳴らし、哲學館關係者亦始めて其の所見を公にするに至つた。

即ち該事件の直接關係者たる中島講師は、各有力新聞並に雑誌『丁西倫理』に於て、其の倫理學上並に行政上の當局の不當を責め、原著者 Muirhead 亦親しく英國より書翰を寄せて、自説が國體上社會風教上決して危険思想を含むものに非ることを辯疏した外、井上哲次郎氏は雑誌『太陽』に『動機論と結果論』を掲げ、桑木嚴翼、丸山通一氏等は所見を異にして、甲論乙駁各自説を固守したが、當時倫理學界の最高峰に坐した丁西倫理會に於て、『哲學館事件に對する意見』として、

我等は、目下問題となり居る哲學館事件につき、ム氏の動機説を、教育上危険と認めず。又倫理學の教授に際し、中島氏が、其引例を其儘になし置きし所作を以て、深く咎むべき不注意に非ずと認む。

明治三十六年三月十日

丁西倫理會會員 波多野精一 法貫慶次郎 千葉鐵藏 吉田賢龍 村上真精 浮田和民 朝永三十郎 桑木嚴翼 藤井健治郎

宮田脩 元良勇次郎

と論断を下し、學の自由を絶叫した。(清水清明編哲學館事件と倫理問題参照)爰に於て世論漸く其の歸着點を發見したのであるが、獨り哲學館は、卒業生は既得權を失ひ、中島講師は辭職の止むなきに至り、加ふるに井上館主の不在する等洵に痛痕措く能はざるものがあつたのである。

併し乍ら、館生一同は勇躍奮起、相戒めて其の名に失ふ所のものを實に得んことを誓ひ、黽勉倦まず學力の充實に邁進し、先輩諸子と相謀つて、退隱蟄居せる恩師中島講師を慰問する所あつたが、中島講師は其の見舞金の全てを以て倫理學原書十數卷を購ひ、之を哲學館圖書館に寄贈し館生の研鑽を冀ひ、更に『哲學館生徒に與ふの書』を寄せて、大いに鼓舞する所あつた。

哲學館生徒に與ふる書

中島徳藏

客臘諸君に別れてより茲に三閏月、而かも感懷曾て諸君と相離れざるなり。思ふに哲學館事件の顛末及び余が之に對する態度は既に諸君の知了せらるゝ所ならん。理非は暫く措き余は深く哲學館と諸君とに向つて余が不敬不徳を謝する所なり。

哲學館が忠孝の薰育に於て敢て他の諸學校の後に落ちざるは天下の夙に明知する所、而してム氏の書亦國體に合せざるものに非ざること年來既に定論あり。其實に於て必ず無きの事實にして忽ち忌まはしき名の下に此の大處分に逢ふ、抑も之を何とか言はん。是れ余が哲學館が文部省の所置に向つて慎重の態度を取れと云ふにも關はず、遂に黙々に安んずる能はざる所以なり。

然れども實際上理非曲直の公明なる判定は當事者の辯解主張のみによりて下すべきに非ること余も亦之を知らざるに非ず、余は文部省が其私情の爲にのみ敢て哲學館と余とに向つて冤罪を蒙らしめたりと信ずるものに非ず。余は今も尙ほ或は余の教授と所作とが或は彼の大處分に値するもの有るやを疑ふて大に衷心の憂を抱くものなり。唯だ大處分の理由を明らかにするは將來の教育上爲

さざるべからざる所なるを以て口に筆に一見不穩の舉動に出づ、哲學館と諸君との高免を請ふ所以なり。

聞説く諸君の中、或は資足らずして自ら勞役して以て僅に給するものありと。或は又上に養はざるべからざる老親あり、下に扶育せざるべからざる妻子あり、而も尙ほ他日の卒業を期して此に來學せるものありと。然るに今余が爲めの故に忽然として志空茫に歸せんとし、事徒勞に屬せんとす、予特に之を悲む、噫また傷心の極ならざらんや。

思ふに諸君の中、余を怨むもの之あらん、余は其極めて理あるを自覺し、一日の長者として辯疏に辭なき所なり。諸君の同情ある或は又文部省を非するものあらん、然れ共是れ諸君が余を怨むの合理的なるが如くに合理的ならざる也。余は特に此點に就きて一言せざるを得ず。夫れ事の當否、理の曲直の如きは、予既に之を世に問ひ、今方に研究中に屬す。(丁酉倫理會講演集及び其他の新聞雜誌等)之を決するは實に天下公明なる博識者に待たざるべからず。而して當事者たる學校と生徒との任に非ざるなり。特に諸君は今皆學窓の中にあるもの、宜しく黽勉學に従ふべし、決して一些事によりて心を動かし思を亂し、以て學業を怠り方針を誤まり、亦以て校の名を辱しむるが如きことあるべからざるなり。余は今回の事變に就て諸君が心中各自の批判を爲す勿れと言ふに非ざると雖も、亦諸君が餘りに自信に忠にして事宜に適せざる輕擧に出づるを喜ばざるものなり。人生行路の難きや、一喜一憂、一是一非、其來る何ぞ限らん、事々に關心し、物々に發憤せば、或は終生の大目的を誤らずんばあらず。余は聰明なる諸君が此事理に通せざるなきを信ずるなり。

余は日常進退の規矩に就きては常識に富みたる君子人の言に重きを置く、是れ諸君の平生知る所なり。即ち實際行動上の取捨にありては、館主井上博士の穩健圓熟なる判断こそ諸君が以て準を取るべき所なるのみならず、余が又竊に仰慕して日夕此に従事せんと欲する所なれ。今回の事余は敢て私意妄動して館主委囑の精神を失墜せしを思はずと雖も、其れ或は體察未だ達せず、習熟未だ完からず、以て、此の大失策を來すに至りしやも亦知るべからず。一念の茲に到る毎に慚愧後悔の情自ら禁すること能はず。願はくは諸君が余の罪を恕し、又余が爲にも曾て當局者に向つて疎忽の舉動なく、以て再び館主が懇篤にして周到なる教訓に背くの過

なからしめよ。至囑何ぞ堪へん。

夫れ天下泣くべきの事なき能はず、天下論すべきの事なき能はず。然れども泣て損失を恢復すべからざることあり、論じて功益を獲得し得べからざることあり。此時に當つて尙は號哭咆吼已む能はざる如き者は徒らに婦女子の事、而して快男子の爲に非ざるなり。

世に言ふ『最上の人は其失敗によりて訓陶せらる』とはシェークスピアの名言なり。『吾人の光譽は嘗て一たびも挫折せざるに存せず却つて挫折する毎に猛進するにあり』とはゴールド、スミツスの金言なり。而してヘンリー、ウアード、ビーチヤも亦曰へり。 It is defeat that turns bone to flint, and makes men invincible, and formed those heroic natures that are row in ascendancy in the world, Do not then, be afraid of defeat. You are never so near to victory as when defeated in a good cause. と、自ら拯ひ得べき事、自ら拯ひ得べからざること、此二事に就ては請ふ諸君と共に己れの心事を亂すことなげん。快活に慎重に又堅忍に道德宗教及び教育の大事業を経営せんこと即ち哲學館の本領にして又諸君の大志願に非ずや。余近ごろ少しく眼を患ふ、長時間の執筆を許さず、所言簡なるも、諸君よく余が婆心を諒せば大幸之に過ぎざるなり。時下淑氣漸く通じ黄鳥將に好音を弄せんとす、哲學館並に哲學館生徒諸子、尙はくは健在なれ。

哲學館事件は實に斯の如き経緯を以て終始したのであるが、其後井上先生を始めとし同館關係者一同の熱意に依り、明治四十年五月、再び無試験檢定資格を授與せらるゝに至り、館員一同欣喜措く所を知らなかつた。

稱號規程の制定

明治三十六年九月本館は出身者待遇の二法として稱號規程を制定し、名譽講師、講師、得業の稱號を贈與すること

と爲した。

稱號規定左の如し。

稱 號 規 程

- 一、本大學出身者ニ對シ其ノ學業、功勞、名譽ニ應ジ得業若シクハ講師ヲ授與シ或ハ名譽講師ノ稱號ヲ呈ス
- 二、本大學ニ在學シ規定ノ試験ヲ經テ卒業シタルモノニアラザルモ卒業者同等ノ學力功勞アリト認メタルモノニシテ在學後五年以上ヲ經タルモノハ得業ノ稱號ヲ授與シ卒業者同等ノ待遇ヲ與フ
- 三、本大學出身者ニシテ著述或ハ事業、名譽ノ著シキモノハ銓考ノ上講師ノ稱號ヲ授與シ或ハ名譽講師ノ稱號ヲ贈呈ス
- 四、本大學出身者ニシテ論文ヲ提出シテ稱號ヲ請求スルモノアル時ハ審査ノ上講師ノ稱號ヲ授與ス
- 五、論文提出者以外ハ總テ銓考委員ノ銓考ノ後、更ニ本大學協議員會ノ決議ニ依リテ授與或ハ贈呈ヲ決シ、論文提出者ハ本大學教授中ヨリ囑託セル審査員ノ報告ニヨリ本大學協議員會ノ協賛ヲ經テ學長之ヲ決定授與スルモノトス
- 六、銓考委員ハ銓考委員會ヨリ六ヶ月以前ニ於テ學長之ヲ依頼ス
- 七、銓考委員會ハ學長ノ命ニヨリ隨時之ヲ開ク、但シ毎年一回以上之ヲ開クコトヲ得ズ
- 八、銓考委員會ヲ開ク時ハ學長其ノ授與或ハ贈呈者ノ氏名履歷ヲ開會ヨリ三ヶ月以前ニ銓考委員ニ通告ス
- 九、銓考委員ハ授與或ハ贈呈者ヲ自ら推薦スルコトヲ得、但シ此場合ハ豫メ其氏名履歷ヲ學長ニ提出スベシ
- 十、稱號者又ハ贈呈者ノ銓考決定ノ上ハ同學年末ニ於テ稱號證書ヲ授與或ハ贈呈ス
- 十一、論文ハ何時ニテモ之ヲ提出シテ其ノ審査ヲ請ヒ稱號ヲ請求スルコトヲ得
- 十二、論文提出者ハ審査料トシテ金八拾圓ヲ納ムベシ
- 十三、論文審査員ニハ適宜謝儀ヲ呈シ、銓考委員ニハ總テ報酬ヲ呈セズ

明治三十六年九月十六日學年始業式當日第一回稱號授與式を舉行するに當り、館主井上先生は右規定に關し左の要旨を述べられた。

曩に歐洲を巡遊して米國に至りハーバート大學の卒業式に臨み、其出身者の大學を出たる以後の學力功勞に對して其名譽を表彰せんが爲め、或はエルエルデー或はエムエー等の學位を授與せるを見たり。我國に於ては學校の課程を了れるものに卒業證書を與ふれども、學校卒業以後の學力功勞に對して何等の待遇をなさざるは一大缺點なりと云はざるべからず、蓋し學校の卒業は實は卒業と名くべきものにあらずして社會に出でんとする第一の階級のみ。本館は創立以來出身者の數殆ど二千人の多きに上り、其中には或は教育に、或は宗教に、或は著述に、或は講學等種々の業務に従事し其學力其功勞若くは其名譽の世に著はるゝもの尠からず、依て本館は之に對して待遇法を設けんと欲し稱號規程を設けたり。其規程に従ひ推薦會を開き、名譽講師、講師、得業に推薦すべき人を選定せしが、今回の授與式には名譽講師を缺き他日講師中より更に推薦することに決議せり、今回當選の講師及び得業中には其業務の何たるを問はず、専ら社會に於ける名望又は功勞等を標準として定めたるものなり。或は在館中の成績又は本館に對する功勞等を參照して定めたるものあり、然れども尙推薦委員に於て出身者の現情を熟知せざる者少からざれば推薦に漏れたる人もあるべし、或は得業に推薦したる人の中には講師に推薦するの至當なる人もあるべし、此等は更に次回に於て推薦すべきを以て、出身者中にて候補者に選定すべき見込の者あらば誰にても其履歷を記して本館幹事へ宛申込むべし、幹事は之を次回の推薦會に提出すべし。

次いで講師稱號二十一名、認定得業稱號百六十名に證書を授與した。以來年々銓考委員を設けて推薦を爲さしめ、大正六年規程の改正を爲したが、講師稱號は昭和十年、得業稱號は昭和三年を以て贈與を廢止した。講師稱號受領者は計九十六名、得業稱號受領者は總計三百六十七名に及んだ。

第二節 私立哲學館大學時代

概要

哲學館は明治三十六年十月一日を以て私立哲學館大學と改稱を認可され、翌三十七年四月一日よりその公稱を許さるゝに至つた。是より明治三十九年六月更に私立東洋大學と改稱認可を得るに至るまでの約二ヶ年餘の期間を、私立哲學館大學時代として此の期間の概要を記す。

明治三十七年より三十九年に及ぶ間は短期ではあるが、此間に發生したる各種の事項は哲學館大學に取つては頗る劃時代のものであつた。

同時に此の期間は我國自體にとつても躍進的歩度を世界に示したる時代であつて、日露戰爭の勃發が夫れである。日露戰爭の勃發は日清戰爭以上の重大衝動を國民の上に與へたるは無論のこと、自然國內の關心はすべて戰爭方面に集注され、精神界方面の活動の如きは一時休止の状態に置かれたのは當然の結果である。而して日露戰爭の齎したるものは、國民的自覺と共に個性の自覺も亦有力なる流となつて活躍し、極端なる個人主義の高潮を示した。是れと同時に、資本主義に對する社會主義の活動をも促し、爲に思想界の混亂は彌が上にも著しくなつた。故ある哉、明治三

十七年七月一日、明治天皇は長くも帝國大學に行幸あらせられ、

軍國多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其局ニ當ル者克ク勵精セヨ

との優渥なる御沙汰を賜つた。従つて教育界に於ては國民教育の重大性に鑑み益々踴勉努力、聖旨に報ずる一端を示したが、特に我が哲學館大學に於ては、その建學精神に則り、健全なる國民思想の涵養に銳意力を注ぐと共に、學長井上圓了先生は自ら修身教會を起し『修身教會雜誌』を發行し、全國に巡講して戰時戰後の國民思想動向の適正を期するに寧日なかつた。

斯かる時に當り、哲學館は校名を哲學館大學と改稱し大學部の開設を爲したのであるが、是は一に時代の趨勢に鑑み、本學が單に一文科大學に非ずして、建學の根本精神たる我國風教の指導者養成の學校たる眞骨頂を、此時に於て遺憾なく發揮せんがために他ならなかつた。即ち井上學長が明治二十三年専門科設置を發表せしより烏兎匆々十五ヶ年を経過し、その間のあらゆる努力の蓄積が鬱然たる基根を樹立し、始めて此の好機を得て大學部設置なる一大美果を生むたのである。

明治三十七年四月哲學館大學は全く従來の學則を改めて『私立哲學館大學學則』を制定した。その第一章總則に曰く、

第一條 本校ハ高等ナル哲學文學等ヲ教授スル所トス

第二條 本校ハ大學部、専門部、豫科、別科ノ四部トス

第三條 大學部ニ第一科第二科ノ二科及別科ヲ置ク

第四條 専門部ニ教育第一科、教育第二科、哲學第一科、哲學第二科ノ四科及別科ヲ置ク

第五條 修業年限ハ大學部五箇年、専門部三箇年、豫科一箇年トシ大學部別科五箇年、専門部別科三箇年トス

第六條 本校生徒ハ徵兵令第十三條ノ特典ヲ受ケ在學中ハ徵集ヲ猶豫セラレ卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ得 但豫科生及別科生ハ此限ニアラズ

即ち大學部は第一科第二科に分ち、第一科に於ては哲學宗教諸科の蘊奥を極めしめ、第二科に於ては國語漢文の諸科を専攻せしめた。又専門部第一科に於ては倫理及教育の諸科を學ばしめ、第二科に於ては國語漢文の諸科を教授す。而して哲學部は舊の如き學科目を以て其儘に設置したのである。この改革に於て觀るべき點は、大學部第一科、専門部第一科は性質上哲學宗教諸科の學科目の多きは當然の事であるが、國語漢文諸科を専攻すべき大學部第二科、専門部第二科に於ては、單に國語漢文科方面の教育者養成といふ他の文科系統の私立大學と其の軌を一にせず、各々相當の時間數を哲學、倫理方面の理解研究に課したることである。是れ哲學館創立以來の特色であつて、これあるが故に哲學館、哲學館大學の出身者は教育者として特異なる存在と價值とを認めらるゝ所以である。爾後哲學館大學が東洋大學となり、現在に至つても此の主義方針に毫も改變なく、我國文科系統大學中嶄然他に比なきは寧ろ必然といふべきである。

學制改革に次いで此の年の重要な事項として擧げなければならぬのは、顧問及評議員の設置である。顧問は哲學館大學が哲學館の創立時代より、陰に陽に庇護し援助せる最も縁故深き知名の士中より之を選び、本學が重大なる事

項に逢着せる場合諮問すべき機關であつて、左の五氏がこれに推された。

文學博士男爵加藤弘之 男爵石黒忠憲 文學博士重野安釋 文學博士井上哲次郎、島地默雷

顧問は其後大正八年に至つて其數を増し、現在に至るもその制度を存続してゐる。(顧問の設置の項参照)

評議員は之亦哲學館創立以來援助者とし又講師として多大の貢獻を爲せる人々の中より選び、之は學制の改革又は學生の進退等に關する事項に關し學長の諮問機關として設けたるもので、左の七氏が任ぜられた。

文學博士松本文三郎 文學士高瀬武次郎 文學士有馬祐政 講師内田周平 講師齋藤唯信 講師中島徳藏 文學士尾上八郎

この制度もまた現在の大學評議員制度の淵源を爲したものである。

明治三十八年三月十四日には京北幼稚園の設立認可を得た。(沿革史京北幼稚園の設立の項参照) 井上先生の教育理想は、決して哲學館を設立して國民中の青年層を教育するのみがその全部では無かつた。一面に於ては修身教會を設立して國民の中堅層を教育すると同時に、將來國家を負擔すべき第二の國民の訓育にも力を注がんとする抱負を持たれたのである。故に明治三十一年恩賜金拜受に依り京北中學校を設立したのは此一端の現れであり、又中等教育の下に小學校教育、幼稚園教育にもその特色ある教育法を布くべく充分の精神的準備があつた。而して今回京北幼稚園を設立し社會國家の爲め優良園児の保育に従ふこととなつたのである。京北幼稚園は開設以來今年を以て滿三十三年、都下幼稚園中その歴史の古きに於て隨一であると共に、その保育界に貢獻せる所も亦我國有數の一である。井上先生は更に小學校の設立を企圖されたが、義務教育は之を國家に一任することゝ爲しその實現を見なかつた。

明治三十九年一月、私立哲學館大學學長、京北中學校長兼京北幼稚園長たる井上圓了先生は、病の故を以て私立哲學館大學長竝に京北中學校長を辭された。この退隱發表は學園を頗る困却状態に導いたが、豫て健康を害してゐられた折柄であり、多年の刻苦精勵に依る精神的疲勞も此際靜養を要するとの事情を聞き學園は忍び得ざるを忍ばねばならなかつた。併し乍ら先生は退隱に先ち、私立哲學館大學長と私立京北中學校長との後任者及學園經營を擔當すべき人々を委嘱決定してあつたので、兩校の經營其他に些の澁滞を見ることは無かつた。後任私立哲學館大學長は前田謙雲、私立京北中學校長は湯本武比古の二氏。而して私立哲學館大學及私立京北中學校は各々財團組織となし、大學側に理事三名、監事一名、商議員十七名、中學側に理事七名を置き、それ々々分離して經營に當らしむることとなつた。

(沿革史私立東洋大學財團竝に私立京北財團設立の項参照)

是より哲學館大學は更に東洋大學と改稱し、個人經營より財團組織となり新しき段階を上つたのであるが、多年幾多の辛酸を嘗めつゝ創立以來二十年間、孤軍奮闘、育英之れ努め、學園舉つて師父と仰いだ井上先生の退隱を見ることは、惜しみても尙餘りあることであつた。(沿革史井上圓了先生の退隱の項参照)

斯様にして私立哲學館大學は改稱僅か滿二ヶ年にして私立東洋大學と改稱すべく認可申請書を提出し、明治三十九年六月二十日其の認可を得、現今の如く大學令に依る東洋大學たるの途に就いたのである。

私立哲學館大學開校式

私立哲學館は明治二十七年四月一日より私立哲學館大學と公稱を許さるゝに至つたので、當日をトし私立哲學館大學開校式を舉行した。由來哲學館主井上圓了先生の目的は東洋大學科の設置にあり、之が設置の爲めには眞に力戰苦闘、創立以來十八年の間一意大願貫徹に邁進されて來たのであるが、茲に哲學館が専門學校令に依る専門學校としての設立を見、學制を改革して大學部を設け、名實共に備はる我國唯一の特色ある學校を形成するに至つたのであるから、この開校式は最も意義あるものと言はねばならぬ。

當日は、第十七年度修業證書授與式及得業證書授與式を同時に舉行した。式次は次の如くである。

式次

開式 午前十時

勅語捧讀

修業證書授與

得業證書授與

稱號證書授與

學長訓辭並

私立哲學館大學開校之辭

得業生總代答辭

私立哲學館大學開校祝辭

同

學長 井上圓了

學長 井上圓了

清水徳三郎

卒業生 桑山敏

講師總代 石川照勤

同

來賓總代 加藤弘之

以上

此日井上先生は初めて私立哲學館大學長として臨み、特に大學開校に至れる由來を演述し、無量の感慨と新生の歡喜とを示された。卒業生桑山敏及講師總代石川照勤、來賓總代加藤弘之の諸氏は私立哲學館大學設立の祝辭と井上先生の努力に對する謝辭を述べ、正午閉式した。來賓は石黒忠應、加藤弘之、村上專精、辰巳小二郎、日下寛の諸氏以下約五十名であつた。

尙この慶祝日を期とし、多年本館の爲め盡瘁せられたる講師に對し左の如く表彰が行はれた。

名譽講師に推戴

文學博士男爵加藤弘之 文學博士村上專精 文學博士松本愛重

謝恩狀贈呈

加藤弘之 村上專精 松本愛重 三宅雄二郎 辰巳小二郎 棚橋一郎 内田周平 關根正直 齋藤唯信 島田鈞一 日下寛 平田盛胤 松本文三郎 渡邊又次郎 熊谷五郎 杉本孝次郎 中島徳藏 山井幹六 土屋弘 高瀬武次郎 石川二三造 桂五十郎 東敬治

謝恩狀は左の如くである。

我哲學館創建以來已ニ十有七年其間多少ノ消長ナキニアラズト雖寸退尺進館運漸ク開ケ今茲四月一日ヲ以テ大學ヲ公稱スルニ至レリ是全ク講師ガ多年本館ノ爲ニ専心盡力セラレタル結果ニアラザルハ莫シ且本館出身者ニシテ社會ノ各方面ニ嶄然頭角ヲ露ハセルモノ尠カラザルモ亦講師ガ薰陶誘掖其宜シキヲ得タルニ由ラズンバアラズ願フニ本館ガ講師ノ恩義ヲ荷フヤ實ニ重且大ナリ伏シテ

冀クハ今後益本館ノ爲ニ盡ワランコトヲ此ニ蕪辭ヲ呈シテ感謝ノ微意ヲ表ス

明治三十七年四月一日

私立哲學館大學長 文學博士 井上 圓了

私立京北幼稚園の設立

井上圓了先生は既に私立哲學館大學並に私立京北中學校の設立をなし兩々相俟つて育英の業に勵みつゝあつたが、時恰も明治三十七八年戰役に際會し、更に國恩の萬一に報せんが爲め、私立京北幼稚園の設立に志された。而して其地を本郷區駒込富士前町五十一番地に定め、明治三十八年春設立趣意書を發表した。

京北幼稚園設立旨趣

日露ノ平和一たび破レテ振古未嘗有ノ戰端ハ開始セラレタリ、此時ニ當リ苟モ國民タルモノハ各其分ニ應ジ奉公ノ大義ヲ盡サザルベカラズ、野生聊カ此ニ見ル所アリ唯其方法如何ヲ思ヒテ今日ニ至レルノミ、回想スレバ明治廿年以來不肖ナガラ専心一意微力ヲ學校教育ニ致シ、先ニ哲學館ヲ創立シ後ニ京北中學校ヲ開設シ其功未ダ擧ラズト雖モ其心ニ期スル所ハ終身教育事業ヲ以テ國恩ノ萬一ニ報答セントスルニアリ。今ヤ此時局ニ際シ更ニ教育上新事業ヲ經營シテ以テ開戦ノ記念トナスハ己レニ相應セル報國ノ行動ナリト信ズ、願フニ東京市内ノ教育上比較的缺乏ヲ告グルモノハ幼稚園ナレバ之ヲ設置シテ以テ其素志ヲ達セント欲シ、近頃地ヲ本郷區駒込富士前町地位高燥四隣閑ナル處ニトシ壹千坪餘ノ敷地ヲ豫定シ不日校舍ノ新築ニ着手セントス。其地タルヤ本郷小石川兩區中間ニ當リ北豊島郡ニ接近セルヲ以テ二區一郡ノ爲メニ益スル所尠カラザルハ蓋シ何人モ疑ハザル所ナリ、而シテ其建築費ノ如キハ到底獨力ノヨク辨ズル所ニアラザレバ二區一郡ノ有志諸士ノ厚志ニ待ツ所アラントス。之ヲ要スルニ戰時國費多端ナルニ拘ラズ斯ル事業ニ着手スルハ他ナシ我邦ノ連戰連勝ハ教育ノ普及ニ淵源スルヲ知り開戦ノ記念トシテ學校ヲ建設スルハ石碑堂宇等ニ

優ル事萬々ナリト自ラ信ズルニ由ル、然レバ其擧タルヤ教育ノ不足ヲ補フト同時ニ日露開戦ノ記念トナルモノナリ、伏シテ冀クハ諸士ヨク野生ノ微衷ヲ領納シ泰公ノ至誠ヲ割愛シ賞ヲ投ジテ此事業ヲ助成セラレン事ヲ、是獨リ野生一人ノ本望ノミナランヤ二區一郡ノ幸福ニシテ抑モ又國家ノ裨益ナリ。

名稱 京北幼稚園

所在地 本郷區駒込富士前町五十一番地

設立者 私立哲學館大學長兼京北中學校長 井上 圓了

右旨趣に基き明治三十八年左の設置願を提出した。

幼稚園設置願

- 一、保育ノ目的ハ滿三歳以上ノ幼兒ヲ保護訓育スルニアリ
- 一、保育ノ方法ハ遊戲唱歌談話手技トス
- 一、保育時數ハ毎週廿八時間トス但時節ニヨリ減ズルコトアルベシ
- 一、名稱ハ京北幼稚園
- 一、位置ハ東京市本郷區富士前町五十一番地
- 一、保母ハ毎組ニ一名乃至二名ヲ置ク
- 一、幼兒ノ定員ハ九十名トシ之ヲ凡テ年齢ニ應ジテ三組ニ分ツ
- 一、設置ハ明治三十八年三月ニシテ開園ハ同年四月ノ豫定ナリ
- 一、敷地建物ノ圖面ハ別ニ相添フ
- 一、入園規則(之ヲ略ス)

右ノ趣旨及組織ニ從ヒ開園仕度候間御認可相成度別紙履歷書保育課程表經費收支豫算相添此段御願候也

東京市小石川區原町十八番地

明治三十八年二月二十二日

右設立者 井 上 圓 了

東京府知事 男爵 千家 尊 福殿

之に對し設立認可書左の如し。

三甲第八三八號

東京市小石川區原町十八番地

文學博士 井 上 圓 了

明治三十八年二月二十二日付願幼稚園設立ノ件認可ス 但名稱ニハ私立ノ二字ヲ冠スベシ

明治三十八年三月十四日

東京府知事 男爵 千家 尊 福 閣

斯く認可の指令に接したるに依り同年五月三日開園式を舉行し井上先生園長の職に就かれた。其後先生は逐年保育の改善に當られたが、明治四十年三月先生の園長辭任に依り京北中學校長湯本武比古氏園長となり、大正十四年九月湯本武比古氏の死去に依り笹川種郎氏園長に就任、昭和十年三月笹川種郎氏其職を辭し、京北中學校長三島定之助氏就任現在に至つた。而して明治三十九年一月京北財團の設立に依り同財團の經營となり、大正二年京北財團の東洋大學財團合併と共に東洋大學財團の經營に移り今日に及んでゐる。

京北幼稚園は私立哲學館大學、私立京北中學校と等しく井上先生の護國愛理の精神を根幹として設立されたるものなるが故に、その保育の方針も亦茲に存し、今年三月までに三十二回の修了式を行ひ一千百三十二名の修了者を出し

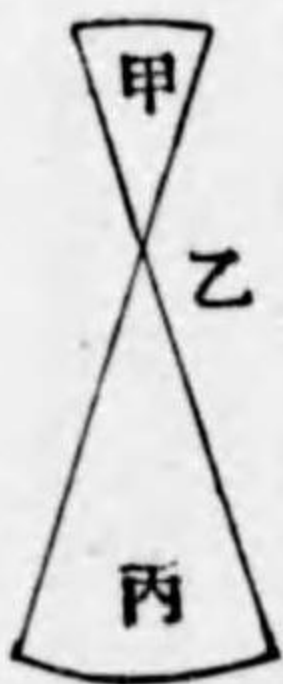
我國保育事業に多大の貢獻を爲しつゝあるのは同慶に堪へぬ所である。

哲 學 堂 の 建 設

哲學館に於ては、明治三十五年東京府下豊多摩郡野方村大字江古田字東和田(現東京市中野區江古田町和田山)に、田畑山林合計四町八反一畝十五歩(一萬四千四百四十五坪)を大學豫定地として購入した。而して三十六年十月此地に哲學堂なる一字を建立し、三十七年四月八日開堂式を舉行した。

哲學堂中には釋迦、孔子、ソクラテス、カントの世界四聖を祀り一名四聖堂とも稱した。井上先生が何が故に斯かる堂宇を建設したかに就ては緣由がある。先生は、夙に自らこれら先聖の撫育により學界の一成童となり、後進子弟を啓導して此哲學界裡に誘入せんとの信念を持ち、是等先聖を祭り其學を將來益々振起發達せん事は多年の宿望であつた。夫あるかな明治二十六年橋本雅邦氏をして四聖の像を描かしめ副島種臣氏に孔釋瑣韓の四字額の揮毫を乞ひ、之を講堂に掲げて以て年々哲學祭を舉行したに起因するのである。明治二十六年十月二十七日催せる哲學祭の祭記に曰く
古來我民間の習俗として醫士は神農を祭り、學童は菅公を祭り、大工職人に至る迄或は聖德太子を祭り、或は惠比須大黒を祭り、以て其餘徳の今日に及ぶものを報謝せんと欲するなり。就中宗教家にありては各宗各派皆祖師開山を祭りて報恩謝徳の意を表す、先年我大學に於て加藤總長の故ありて一たび職を辭せられたるに際し、學士學生相謀りて謝恩會なるものを設け以て其恩に報謝したることありき。是れ死後の靈を祭るものにあらずして生時の人を待するものなれば、以上擧たる所のものと同より異なる所あるも報恩の意に至りては一なり。或は人より進物を贈られ或は人の響應を受け、或は人の引立に預りなどするときは、之に向ひて按

撈を述べ謝意を呈するが如きも一として報恩の意に出でざるはなし。此生時の人に盡くす所の心を以て之を死後の靈に及ぼすときは其所謂祭なるもの起る、今余輩は哲學を専修するものなり、只今東西の哲學者中其世に著名なるものゝみを擧ぐるも百を以て數へざるを得ず、其學說其著書今日に存する者幾萬卷あるを知らず、余輩不幸にして數百世の後に生れ幾千里の外に住して其人に謁見する事を得ずと雖も、其著書に就きて之を講究するときは恰も其門下において教訓を受くると更に異なるを覺えず。余輩之によりて知識を進め道理を明かにし、無智世界の暗夜に立ちて恐れず、不徳社會の霧海を渡りて迷はず、其心常に歡天樂地の中に安住するを得たり。果して然らば余輩の先聖古賢の恩義を辱うするや實に深くして且大なりと謂ふべし。是れ我世間普通の習俗に考ふるも報謝の意なかるべからざる所以にして哲學祭の設ある誠に茲に起因す、然り而して先聖古賢の多き一々之を祭るべからず、若し一人を祭りて他を祭らざるときは不公平の祭祀たるを免れず、不公平は即ち不道理なり、道理を講究する哲學者にして不道理の祭祀を爲す豈其忍ぶ所ならんや。是に於て余自ら古今東西一種無類の祭祀法を工夫し、東西兩洋の哲學者中より四大家を選抜し之を數百の哲學者を代表する者と定め、明治十八年十月二十七日初めて其祭典を試みたり。其四大家を選定したるは決して私意に出づるにあらず、當時哲學を大別して東洋哲學西洋哲學の二類となし、東洋哲學を支那哲學印度哲學の二種となし、西洋哲學を古代哲學近世哲學の二種となす。而して此四種の哲學は其發達の形式恰も倒に懸けたる扇面様の外見を示し、扇柄の樞要に當るものは支那にありて孔子、印度にありて釋尊、古代にありて瑣克刺底氏、近世にありて韓圖氏なり、此四氏は皆哲學の中興にして其以前の哲學を統合し來りて一大完全の組織を開き、以後世の哲學の基礎を置きたる者なり。其以前の哲學は短且つ小にして以後の哲學は長且つ大なり、其形左の如し。



甲は以前を表し、乙は四氏を表し、丙は以後を表す、是れ余が其扇形扇面を倒に懸けたる形なりと謂ふ所以なり。詩人必ず歌て言

はん、扇面倒懸哲學天と。先づ支那にありては孔子以前に哲學の諸説ありたれば孔子は之を集めて大成し、其後諸學派相分れ、其邊幅宋朝に至つて愈大なるに至れり。印度にありては釋尊以前已に諸派の哲學ありて互に相争ひたるを以て、釋尊亦集めて之れを大成し新哲學を構成せしが、其後異論内外に競起し其末流愈進んで愈大なるに至れり、古代哲學は瑣克刺底氏を以て中興とし其前後を以て世期を分てり。故に瑣氏は扇面の樞要の地に位し、其前より其後の方哲學の諸説大に發達し其面積數倍を加ふるに至れり。近世哲學も亦前後二世紀に分れ韓圖氏を以て中興とす、韓氏が前世紀の諸説を總概括して後世紀哲學の源を開きしより以來、諸學諸説の多岐多端に分れたる事前世紀の比にあらず。故に以上の四氏は扇面的哲學の樞要の點に當れる人なり、余が此四氏を選抜して古今東西の哲學者を代表せしめたるは誠に道理に適合せりと謂ふべし。唯一の難點は紀年及祭日を定むるにあり、然るに余亦一案を工夫し四氏の年壽を合算して之を日に配して祭日を定め、又四氏の年曆を平分して以て祭日の紀年を定めたり、其表左の如し。

誕生	入滅	壽	距明治十八年
釋尊	紀元前一千零二十七年	同 九百四十九年	七十八年
孔子	紀元前五百五十一年	同 四百七十九年	七十二年
瑣氏	紀元前四百六十九年	同 三百九十九年	七十年
韓氏	紀元後一千七百廿四年	同 一千八百零四年	八十年
壽數合計	三百日となし、之を一年の上に退算するときは十月二十七日に當る。		

其後年々釋尊、孔子、ソクラテス、カントの順を以て祭例を行ひ、明治三十年十月二十七日の哲學祭に於て井上先生は左の如き祭文を朗讀された。

後學圓了等謹て四聖の尊像を講堂に掲げ、大學中庸論語易經法華經淨土三部經瑣克刺底傳記純理批判哲學各一部を其前に供し、仰

で尊容を拜し俯して遺教を思ひ、以て先聖釋迦孔子瑣克刺底韓圖の四大家を祭る。釋迦は印度哲學を代表し、孔子は支那哲學を代表し、瑣克刺底は希臘哲學を代表し、韓圖は近世哲學を代表す。故に四聖其人を祭るの意は哲學其物を祭るにあるを知るべし。夫哲學は一種の別世界にして、其中に天地あり日月あり、風雨あり山海あり、釋迦の智は其所謂日月なり、孔子の徳は其所謂雨露なり、瑣克刺底の識は其所謂山岳なり、韓圖の學は其所謂海洋なり、其智は我を照し、其徳は我を潤し、其識は我を護し、其學は我を擁し、我父となり我母となり、君主となり師友となり、日夜我を愛育撫養せり、是を以て不肖圓了等幸に哲學界の一人となるを得たり、我輩豈に報謝せざるべけんや、四聖の順序は釋迦を第一に位し韓圖を最後に置くは姑く年代の前後に従ふのみ。今此に祭日を定めて祭典を擧ぐるは其意四聖の餘徳を追慕し師父の厚恩を感謝するにあるも、亦他に期する所なきにあらず。我輩已に先聖の撫育によりて學界の一成童となるを得たれば、是れより我先聖に對する義務として更に後進の子弟を啓導して此哲學界裡に誘入し、之をして別天地の風雲山海の間に逍遙浴詠せしめざるべからず、是れ不肖圓了等が先年哲學祭を設けて其學の將來益振起發達せん事を祈るの微志にして、即ち四聖其人を祭るは哲學其物を祭る所以なり。

畫像は明治三十五年清人康有爲に更に畫讃を需めた。其讃詞左の如し。

東西南北、地互爲中、時各有宜、春夏秋冬、軌迫之行雖異、本源之證則同、先後聖之揆一、千萬里之心通、會諸哲心肝于一堂、鎔大地精英于一籠、藐茲丈室、與天穹窿、羹臚如見、夢寐相逢、諸星方寸、億劫且暮、待來者之折衷

斯くして明治三十六年工學士大澤三之助、同古宇田實、山尾新三郎三氏に設計を依頼し其の落成を見たのである。

開堂式に際し井上先生のものしたる詩に曰く、

維時明治甲辰春 哲學堂成結構新 寶山雖無容膝地 高風好養我精神 目自行過一路長 椎名村外野方鄉 老杉如踞喬松立 兩嶽迎君入我堂

次いで明治三十七年七月號『東洋哲學』誌上に掲載せる先生の哲學堂由來記を讀まばその建設の眞意を探ることが出来る。

哲學堂由來記

明治卅七年四月一日、哲學堂の落成式を舉行せり。其地は、東京府下豐多摩郡野方村大字江古田小字和田山にして、哲學館大學新築豫定地なり。聞く處によれば、其地もと和田義盛の城址にして、維新前には毛利家の山莊となりたることありと云ふ。維新後は、一時茶園となり、其後麥田となり、傍に松林あり、地勢おのづから丘陵を成し、遙かに富峰を望む、其下に一帶の清流あり、神田上水の源流なりといふ、本年四月、哲學館大學を開設するに當り、其記念として此堂を建設せり、故に是れ哲學館大學記念堂なり。其中には、釋迦、孔子、瑣克刺底、韓圖の四大哲學者を標記せる扁額を懸く、故に或は之を四聖堂と稱するも可なり、四聖は實に其本尊なり。

此堂は、主として大學開設の記念なるも、之と同時に、哲學館事件の記念、修身教會發表の記念、日露戰爭の記念となるものなり、先づ哲學館事件とは、明治三十五年十二月十三日、文部大臣より、突然、哲學館卒業生無試験檢定の認可を取消すとの嚴命を下されたる一事なり。蓋し其事たるや、余の洋行不在中に起りしも、仄かに聞く所によるに、同年十一月學業試験を行ふに當り、文部省視學官隈本有尙氏臨監せられ、倫理科第三年級受持講師中島徳藏氏が、英人「ミユールヘッド」氏の倫理書を講本とし、其書中の動機篇の一節を批評を加へずして教授したりといふを聞き、甚だ不都合なりとの意見を文部大臣に報告せられたる結果なりといふ。其處置の當否如何に就きては、圖らずも輿論を喚起し、各新聞雜誌の一問題となりたる事なれば、余が茲に論ずるを要せず、唯其累を、毫も中島講師の教授を受けざる者に及ぼし、八十餘名の生徒をして、一時に方向を失はしめたるは、實に遺憾の至りなり。即ち此等の生徒は、此事件の爲めに犠牲となりたるものと謂ふべし。且其影響に至りては、哲學館創立以來の大打擊にして大に館運の興廢に係りたることなれば、永く記念せざるべからず、故に哲學堂は、大學の記念と共に、此事件の記念とし、事

の顛末を記して、四聖に告げんとするなり、次に修身教會は、余が歐米漫遊中、深く感ずる所ありて歸朝の上、我國民の道德を振興するには、各地に教會を設立せざるべからざることを唱へ、本年二月、紀元節をもつて雜誌を發行し、以て其旨趣を發表せり、而して四聖は正しく修身の本尊とすべきものなれば、哲學堂を以て其教會設立の記念を兼ねしむるなり。

日露戰役は四聖に關係なきも、其事たる振古未曾有の大事件にして、哲學堂の建設は、正しく之と其年を同うせるを以て、偶然に戰役の記念となりたるなり、されば、此役に忠死せられたる人の功績は、他日此堂に記して亦四聖に告げんと欲するなり。

斯く哲學堂は、一にして記念する所のもの四件あり、其堂は僅かに三間四面にして至つて狭小なりと雖も、其件はいづれも重大なり、其堂は木造にして朽ちることあるも、其件は永く忘るべからず、然れども、其件の大なるは即ち堂の大なる所以にして、其件の忘れられざるは堂の永く存する所以なり。

右書中に見るが如く、哲學堂は哲學館大學の開設を始め各種の記念の意を含めて建設されたものであるが、その廣義の主旨は、所謂國家社會の恩に報ぜんが爲め、此の地を精神公園の地となし、社會教育の道場、哲學實行化の根本中堂たらしむるのが目的であつた。即ち哲學堂の本尊は南無絶對無限尊であつて、之を具體的に表示するものは四聖であり、之を尊崇し、之が教へを學び、而して此の思想を普遍化し且つ實踐躬行することが先生の根本理想、究極目的であつたと思惟される。

是より哲學堂に於ては年々四聖を祭る哲學祭を執行し且つ四聖に關する講演を爲し、一般人士の聽講を許し其の實行化に移つたのである。而して後更に地境を擴張し、聖德太子、菅公、莊子、朱子、龍樹、迦比羅を祀る六賢臺、平田篤胤、林道春、僧凝然を祀る三學亭を設けた。之を表に示せば左の如くとなる。



其後明治三十九年一月、先生哲學館大學經營を罷むるや、此地を退隱の地又新運動實行の地となし、獨力を以て經營に當らるゝこととなつた。爾來漸次地形を利用し、唯物園、唯心亭、三祖苑等の施設を爲し、一般人士をして歩遊の間に賢哲の風懷に入り又思想に接するに便たらしめ、名實共に初期の目的を貫徹するに至つたのである。

大正八年先生の大連に客死さるゝや、遺言に依り東洋大學は年々十一月上旬第一日曜日をトし哲學祭例祭を執行するの任に當り、大正八年十一月第一日曜日に於て境野學長は第一回例祭たる釋尊祭を執行し、教授渡邊海旭氏は釋尊に關する講演を爲し、東洋大學々生徒徒並に一般人士に聽講せしめた。以來東洋大學は釋尊、孔子、ソクラテス、カントの順序を以て例祭を行ひ、昭和十二年十一月七日大倉學長は第十九回の例祭として孔聖祭を執行した。

尙哲學堂は大正八年十二月九日財團法人組織に改め現在に至つてゐる。哲學堂財團役員は井上先生長子玄一氏、並に金子恭輔、大野綠一郎の三氏である。

創立者井上圓了先生の退隱

井上先生は明治二十年哲學館を開設して以來、その經營に全生命を傾注し、殆んど二十年間席温るの暇なき活動を續けられて來たが、近年多少健康を害し到底其職に堪えずとの理由を以て新に後繼者を定め、明治三十九年一月八日私立哲學館大學長、私立京北中學校長の職を辭する旨發表された。而してその退隱の理由を公表せる全文左の如くである。

退隱の理由

井上圓了

今回、余が突然哲學館大學長及び京北中學校長を辭し、兩校全部を擧げて他人に讓與したる件に就きては、世間に種々の推想臆説をなすものあり、隨て浮言流言を放つものもある趣なれば、此に腹藏なく其顛末を開陳して、兩校關係の諸君に告げ併せて世人の

疑を解きたいと思ひます。

第一の理由

退隱の理由の第一は、余が腦病の爲に劇務に當ることの出來ぬ事である。其腦病は神經衰弱にして、其兆候は一昨年夏頃より起りたる様に感じて居る。其當時半日仕事をすれば半日眠息を要し、晝間僅に業務に當れば夜間大に疲勞を覺ゆる有様でありました。其時考ふるに、余の最も身心を勞せしは哲學館の經營なりしが、今後斯る健康の状態にては、到底獨力にて經營を繼續すること難ければ、一身上善後策を講じなければならぬと思ひ、更に回想するに、哲學館創立の初志は、廣く世間の人に、哲學の何物たるかを知らしめんとするにありて、其目的は今日既に達し得たりと思へば、學校組織を解散して講習會組織に變成するに如かずと考へ、其内意を二三の人に謀りたることありしも、誰も之に同意するものなければ、自ら繼續の止むを得ざるものと決心し、其後健康の方も格別の異状も見えざれば、戰爭の終局を待ちて一大發展を計るの準備をなすことに定めました。然るに、昨年四五月頃より再び精神の疲勞の甚しきを覺え、漫然として日を送ること多く、時としては悲觀に流れ、何事も意に適せざる様に感じたれば醫師の診斷を乞ひ、其時始めて神經衰弱症なることを知ると同時に、哲學館大學長及び京北中學校長は、然るべき人に讓與して、自ら退隱せんと志を起しました。兎に角、暑中休暇も近きになれば、休暇中旅行して保養せんと思ひ立ち、七月中旬より熱海に入浴し、尋で東海道山陽道を経て九州に入り、各所の講習會に出席したるに、氣分大に爽快を覺え、毫も病中にあるの思をなせず、九月に入り東京に歸りたる後も、殆んど全治の心地にて、精神の状態昔日に變ることなき様なれば、學校は今より一段の擴張を計りたる後、之を他人に讓與せんと決し、其前に小學校を設置し自ら小學校長となり、之と同時に哲學館大學と京北中學校の方を退隱せんと思ひ、近く一二年の間に此理想を實現せんことを竊かに豫期して居りました。然るに十一月頃より又々神經衰弱の兆候を起し、兎角悲觀に沈む傾向あり、就中、學校の俗務を厭ふの念、日一日より甚しかりしが、十二月に入り、庭前にて卒倒せんとしたること前後二回に及び、家族の者も大いに懸念して、萬一の事あらんを恐れ切に靜養を勧むるなどありて、其結果小學校を附設

するを待たず、昨年十二月限り兩校全部を擧げて他人に譲り、自ら退隱することに決心し、突然今回の更迭を見るに至りたる次第であります。其事たるや餘り不意に起りたる様なれども、余の心中には豫て期する所にして、唯病氣の爲に豫定より一二年早かりしまである。是れが退隱せし第一の理由なりと御承知あらんことを願ひます。

第二の理由

退隱の暗潮は、發病以來余が心海中に流れつゝありしも、斷然昨年十二月限りと決心を定めたるは、正しく其月の十三日の夜であります。當日は例年の如く、哲學館大學記念會を開き、上野精養軒に於て祝宴を擧げしに、來賓中、石黒男爵、大内居士の演説が大に余が心頭に感動を與へ、歸宅後百感一時に湧き出し、終夜眠ること出來ず、或は往事を追懐し、或は將來を豫想し、人生の何たる、死後の如何までを、想し去り、想し來り、感慨極りなき有様でありました。元來十三日なる日は、哲學館の三大厄の起りたる日にして、大に記念すべき日なれば、余の胸中に無量の感慨の浮ぶも自然の勢であると思はる。つらく考ふるに、哲學館經營以來茲に二十年に達せんとす。其間數回の厄災にかゝり、全國を周遊すること前後二回に及び、終年校務の爲に牛走馬奔し、俗事日を追うて繁劇を加へ、一巻の書も精讀するの暇なき程なれば、自ら二十年來不讀書と唱へ、全力を學館の擴張に注ぎ、其業未だ大成を告げしにあらざるも、假りに其一半は既に成功したりと許し、更に顧みて自己の春秋如何を思ふに、人生五十年の光陰は、僅かに一二年を餘すのみの晩景に迫り、一步は一步より老境の淵に近づきつゝあるを認め、指を屈して既往大數五十年間を通算するに、最初の十年間は夢中にて日を送り、次の二十年間は人より教育を受け、次の二十年間は人を教育したれば、國家社會より受けたる教育上の恩義の負債は、差引上償還し得たりと考へ、此上は境遇を轉じて閑散の地に就き、二十年前の往時に立戻り、讀書研學の生涯を迎へ、明窓淨几の間に殘生を送るべき時節今や到來せりと確信し、曾て欲讀し書則業不成、欲成業則書難讀と咏じつゝ、數十年間讀書を廢して、専ら學校經營に従事せしも、其素志は他日業成らば書を読み老境を送らんとするの覺悟なりしが、今や人壽の岸も數歩の内に近づき、餘命猶ほ幾年を保つべきやは計り難しと雖も、忙裏に彷徨しつゝある間に、無常の妄風に

際會し、生死の燈、何時滅せんも知るべからず、然るときは書を讀まんとする素志に背きて、空しく黃泉の客とならざるを得ず、是れ實に終天の大恨事なりと發憤し、萬劫にも得難き人身を受けて此に生れ出で、一去再來を期し難き一生なるを思ひ合せ、折角生れたる一大記念を遺さざるべからざるを考へ來るに、二十年來の學校經營は、精神上の記念といふよりも寧ろ物質上有形上の記念に過ぎず、尙ほ此外に、精神上理想上の記念を造るの義務ありと自覺し、其義務は今日の塵境を脱して閑地に就き、讀書三昧の生涯を送るにあらざれば遂行すること能はずと決意するに至りました。更に往事を回想すれば、今より二十年前にありて、微力ながら東洋哲學の精華を發揮せんと欲し、著作に従事したりしが、學校經營に着手せし以來、年一年より塵務に忙殺せられ、著書の未だ完結せざるもの多きが爲に、世間より督促の聲あるも其約を履行する能はず、是れもとより自ら快しとせざる所なるも、當時の勢如何ともすること出來ざれば、深く遺憾に思ひ、早晚閑散の身となりて、此等の大成を圖りたいと思ひ居たる宿念も同時に湧き出で、一昨年來の病魔は、實に余をして境遇を一轉するの好機を與へたるものと信じ、是れ即ち余の一大因縁ならんかと考へ、一日も早く此境を遁れて靜養を試み、余快の上は此一大事に餘生を送り、理想上の記念物を造り、以て永眠に就かんとこの一大決心を起すに至りました。既に五十年を人壽とすれば、是より再生の思をなして新生涯を迎ふべき時なれば、今や俗界を脱して學界に遺すべき時機熟せりと申して宜しい。而して學校の經營の如きは、必ずしも余の力を待たず、誰れにても爲し得ることにして、而も其位置に適する人物多々あるべきも、此理想上の經營は、余が先天的の約束のある所にして、他人をして代らしむべきことにあらず、嗚呼畢生の大事、輕々に看過すべからず、大に決心すべきは此時にありと覺悟し、自ら慨然として奮起したりしは、實に十三日の夜である。是れが第二の理由であります。

第三の理由

從來獨力にて學校を經營したりしは、余が社會國家に對する一事業として、己れの力を試んとする目的より出でたることにして、創業の當時にありては、二十年間に大成を見んとの豫想なりしも、何事も意の如くならざるは人生の常態にして、種々の厄災の爲

に妨げられ、順境よりは逆境多く、得意の時よりは失意の場合多く、創業二十年の今日に至るも、一半成功して一半未成の有様である。退きて考ふるに、是れ余の微力の然らしむる所にして、決して人を恨むにも及ばず、天を咎むるにも及ばず、己れの運命の限りを盡したるものと思へば、何等の遺憾もなき筈なれば、今より之を他人に譲與して、其事業は、決して余が一身一家の爲に起せしにあらざることを證明するの時來れりと考へました。是れまで余が獨力にて經營せる爲に、世間往々之を永く余の私有物として子孫に傳ふるもの、如く想像する人もあり、或は一宗一派の學校なるが如く臆測するものもありて、種々の非難を招きしも、是れ皆余の本意を誤解せるより起りたるものである。されば、此疑惑を解くには、自ら其位置を他人に譲り將來他人をして相續せしむる道を聞くより外に良策なしと考へました。果して然るときは、學校は一身一家の私有物にあらずして、社會國家の共同物たることが分ると同時に、余が公共事業として經營したることの證明が出来る。但し、余は成るべく之を哲學館出身者に譲與せんとの望なりしも、其時節未だ到らずして神經衰弱症にかゝり、昨年十二月限りにて退隱することに決心したれば、其後繼者としては、講師を推薦せんことに定め、内々二三の先輩に謀りたる結果、前田博士が最も適任者なりとの衆評にて、之に譲ることとなり、即時に交渉を開きたるに、博士も速に快諾せらるゝに至り、余も大に安心し、日頃の願望一時に成就せるが如く感じました。前田博士に對しては、

(一) 哲學館創立の旨趣を繼續すること

(二) 財團法人になすこと

(三) 他日學長を辭するとき、出身者中の適任者を以て相續せしむること、若し出身者中に適任者なき場合には、講師をして嗣がしむること

右の意味にて契約を結び、哲學館全部を擧げて譲與することに内定し、次に京北中學校長は、湯本武比古君に後繼者たらんことの談判をなし、同君も快く承諾せられ、十二月十三日夜に於て決心したりし退隱の一事が、二週日を出でずして、契約を新了し、諸

事悉皆落着したるは人爲にあらずして天の命する所なるが如くに感ぜられます。

此譲與一條は豫め二三の諸君には相談したるも、一般の職員にも、講師にも、出身者にも、賛成者にも相談せざりしは專斷に過ぐるの誹は免れ難きも、自ら想ふに、到底相談を以て實行し得ることにあらず、若し相談すれば、異論百出を招くより外なく、其結果余の留任に歸するに至らんことを恐れ、既に自ら畢生の一大事と覺悟したる以上は、多少の非難は忍ばざるべからずと思ひ、專斷の罪を侵して此事を執行したる次第である。此點は幾重にも謝罪せなければならぬ。然るに一月八日之を發表したるに、講師も出身者も、其專斷を譴責せずして、余が志望を容れられたるは、余が欣然に堪へざる所である。更に館賓館友等の賛成諸君及び遠隔の地にある出身者に對して、同く謝罪するつもりである。諸君願くは余が二十年間學校經營に身心を勞役し、昨今健康常態を失したるの事情を察して、退隱休養を許容せられんことを、是れ余が切に望む所であります。

人或は、哲學館の内情を知らざるものは、余が哲學館の衰微して到底維持する見込なきを見て之を他人に譲與するに至れりと想像するものあらんも、若し其説の如くならば、誰ありて其後繼者に當るものあらんや、哲學館は先年の認可取消と、戦争の影響によりて、生徒減少したるは事實にして、衰運に際會せると申しても差支ない。從て其維持法も之を先年に比して困難なるに相違なきも、既に平和克復となりたれば、戦争の影響は憂ふるに及ばず、文部省の認可も進行中なりとのことに間及び、其他遠からずして哲學館近傍まで電車の開通ありとのことなれば、從來の衰運を轉じて隆運を開くことは自然に出来るに相違ない。若し依然として從來の衰運を轉ずることを得ずと、假定するも、目下其財産は價格十萬圓以上あれば、一年に五千圓つつ消費しても、二十年間繼續し得る割合である。但し其財産中には、敷地校舎を算入したるものなれども、敷地校舎の外に、公債及積立金もあれば、若し學制を改變して經費節減の方法を立つるに於ては、今日の儘にて繼續することも出来る。然るに余が曾て人に對して哲學館の維持の困難を説きしことあるは、戦争の永續を豫期せると、從來の如く生徒の月謝のみにて維持法を立つる見込より申したる次第である。兎に角其財産は近日財團法人となりて發表せらるゝときに分ることなれば、茲に喋々するに及びませぬ。

從來養成者より寄附せられたる分は悉皆敷地の購入と校舎の新築に用ひたりしが、其寄附金の總計は、

金一萬一千七百三十七圓〇一錢六厘

資本寄附金總計

金二萬六千〇九十九圓四十錢五厘

新築寄附金總計

(此新築寄附金中には京北中學校の分も含む)

右合計金三萬七千八百三十六圓四十二錢一厘

然るに此寄附金は、一錢も減少することなく、却て二三倍以上に増殖することを得たるは、余の深く喜ぶ所にして、今退隱するも寄附せられし諸君に對して毫も自ら恥づる所なく、又之を財團法人として永存する以上は、寄附せられし諸君に於ても、定めて安心せらるゝことならんと思ひます。

第四の理由

余が子孫をして哲學館を相續せしむるとすれば、今日の儘に任せ、別の後繼者を定むる必要なきも、子孫相續は余の本意にあらず。且つ學校は公共事業なれば、他人をして相續せしむるが正當である。果して然りとせば、今日の有様にて若し余の生命に萬一の事あらば、學校の經營を何人に託し、且つ如何様に處すべきやとは、愚妻等が平素懸念する所にして、今より哲學館と井上家との別を判然たらしめ、以て他日の困難を避くる様にせよと余に迫り居る次第である。余が家系は代々卒倒して死する遺傳あれば、余が腦患の爲に卒倒せんとせしを聞きて、家族等が一層此事を憂慮し、何時如何なる變事の起らんも計り難ければ、成るべく速に死後の方針を定むべしと余を促すこと一層切なるに至りたれば、余も大に決心し、今己れが死したるものとなりて、死後の經營をなすの必要を感じ、今回の病氣を好機會とし、學校全體を擧げて他人に讓與し、自ら退隱して他人相續の道を開きたる譯である。余の退隱の場處は、和田山哲學堂と定め、四聖の堂守となりて光風霽月の間に東西の聖賢に奉事し、晴耕雨讀の境界を送る見込なれば、十二月十三日夜に於て一たび此事を決するや、其翌々日和田山に至り、茲に永住するの計畫をなし、歸り來りて、先づ第一

に其事情を家族に告げたれば、退隱の一事は一同の賛成を得たるも、和田山永住に就きては兒女の教育に不便なりとて同意を得ず。依て止むを得ず余一人は和田山に退居し、家族は當分曙町の茅屋に引移ることに定めました。余の今回の決心は、自ら今死したるものと假定し、生時中に死後の始末までを取極め、何時山に斃るゝも、川に致するも、遺憾なき様にせんとの心掛より起りたる事にして、遺言の實行ともいふべきものである。されば此上は何時卒倒して死するも安心なれども、今日未だ家族を養ふに足るだけの資産なく、兒女皆幼少にして獨立の生計を営むまでには尙ほ十數年を要することなれば、決して樂隱居の境界を送ることは出来ない、但し今年中は、療病の爲に一ヶ年間氣樂に保養する見込なれども、來年よりは衣食の爲に相當の勞を取らねばならぬ。其節は二十年前の昔に立戻り、責任ある位置は一切之を避け、唯著作講義演説を以て家計を補充するつもりである。されば從來は學校の爲に苦心し、今後は家計の爲に苦心し、一方に安心する所あれば他方に安心し難き所あり、一苦一樂は人生の常態にして、何人も免かれ難き所とあきらめねばならぬ。たとひ生計の小苦を脱せずとするも、今より朝夕四聖の影前に跪き、千古不滅の眞理の光を仰ぐことを得ると思へば、無限の樂を冥々の中に享けることが出来る。是れは余の一身に取りて何寄の仕合とする所である。以上述べたる退隱の理由は、都合四箇條にて、其第一は病氣の爲め、第二は事業の爲め、第三は社會の爲め、第四は家族の爲めに退隱の止むを得ざるに至りたる次第である。就中、病氣が此大決心を起すの因縁となりたるは、實に宿縁の開發なりと自ら竊かに信じ、且つ喜ぶ所である。願くは館賓館友等の諸君、及び出身者の諸君に於て、余が衷情を察して、退隱保養の一事を許容せられんことを、深く懇望する次第であります。

右の一文に依り井上先生退隱の理由は明白であるが、文中に溢るゝ切々の至情は洵に吾人の胸を打ち、再讀三誦する時は覺えず號泣慟哭を禁ぜざるものがある。

先生哲學館大學退隱の詩に曰く、

獨力經營二十春 喜見校運幾回新

自今退隱成何事 朝汲泉流夕拾薪

惟ふに井上先生は哲學館草創時代より之が哲學館大學に至る間、最も困難を極めたる時代の經營に全力を注ぎ、或は全國を馳驅して有志の援助を懇懇し、或は筆舌に託して哲學館の聲價を高め、幾度か困苦窮乏、天災地變に遭遇しながら、常に熱誠鐵腸、不撓不屈の精神を以て終始一貫哲學館の興隆に傾倒せられたる事は、眞に敬仰感謝に辭なく、今日學園よりこの師父を失ふは洵に忍び難き次第である。

然しながら敢て之を以て學園と井上先生との絶縁と爲すに非ず、井上先生は爾後名譽學長として依然學園陰陽の擁護者となり、絶えざる庇護を與ふる立場に立たれたるは、せめてもの欣びと言はねばならぬ。

即ち哲學館大學及京北中學校は井上先生の退隱と同時に先生の意志を以て後繼者は左の如く定められた。

私立哲學館大學長 文學博士前田慧雲

私立京北中學校長 湯本武比古

次いで本學の組織を財團法人となすこととなつたが、之は同年六月京北中學校が、七月哲學館大學が相前後して申請認可を得、兩校共に新しき組織の下に經營の運行を開始したのである。(組織の項参照)

顧問の設置

明治三十九年一月井上圓了先生の退隱さるゝや、先生は後繼者前田慧雲氏と契約書を交されたる折、其の一條件と

して顧問を設置すべき事を記載し、『本學ニ關係アル名望家ヲ推シテ顧問トシ重大ナル事件起リタル場合ニハ臨時學長ヨリ諮問スルコトアルベシ其人員ハ三名乃至五名ヲ限リトス』とあるにより同年左記の人々が顧問に推戴された。

文學博士法學博士男爵加藤弘之 男爵石黒忠憲 文學博士重野安禎 文學博士井上哲次郎 講師大内青巒

其後顧問は大正八年境野學長により改めて左記十八名が推戴された。

文學博士井上哲次郎 石川照勤 男爵石黒忠憲 犬養毅 本田日生 法學博士小川滋次郎 岡田良平 河野廣中 文學博士高楠順次郎 文學博士南條文雄 文學博士村上專精 教授内田周平 文學博士松本文三郎 文學博士前田慧雲 權田雷斧 齋藤唯信 文學博士澤柳政太郎 文學博士三宅雄二郎

而して現在の顧問は左記の通りである。

文學博士井上哲次郎 子爵石黒忠憲 文學博士高楠順次郎 内田周平 文學博士松本文三郎 男爵阪谷芳郎 日蓮宗前管長酒井日愼 文學博士齋藤唯信 文學博士三宅雄二郎 成田山新勝寺貫首荒木照定 元學長中島徳藏

第三節 東洋大學時代

概要

私立哲學館大學は私立東洋大學と其學名を變更すべく明治三十九年六月六日認可申請書を提出、同年六月二十八日

文部大臣の認可を得た。

文部省 午 東專七五號
文書課

私立哲學館大學設立者 文學博士 井上 四 了

本年六月六日付申請其學名稱變更ノ件認可ハ

明治三十九年六月二十八日

文部大臣 牧 野 伸 顯 圓

是より私立哲學館大學は私立東洋大學となり、後私立の冠稱を略し東洋大學として今日に至つたのである。この名稱變更に就ては、創立者井上圓了先生が、豫て東洋學の樹立を念とせられ、哲學館を東洋學研究の道場たらしめんとの念願が逐次實現の運びとなつたので、其退隱に當り名實相伴ふ學府の完成を意圖された現れであると思惟される。私立東洋大學は學名變更と共に財團法人組織に改められた。(組織——財團法人組織の項参照) 是れ亦井上先生が個人經營を離るゝと同時に將來の經營に便ならしめんとの意圖に出でたものである。

學名變更に伴ひ學制の改革等は別段無かつたが、翌四十年五月に至り、再び文部省より無試験檢定認可の取扱を受くるを得たのは、東洋大學としての門出に最も大きな饒たるを失はなかつた。右の無試験檢定は明治三十五年十二月發生せる所謂哲學館事件に依り不幸既得權を取消されたるに因し、其後六ヶ年間只管内容の充實に専念せるに依るものである。

文部大臣官房 未 雜音一〇八號
文書課

私立東洋大學長 前 田 慧 雲

明治四十年四月三十日付願其校大學部第一科第二科專門部第一科同第二科卒業生ニ關シ明治三十二年文部省令第二十五號第一條ノ取扱ヲ受クル件許可ス

明治四十年五月十三日

文部大臣 牧 野 伸 顯 圓

即ち大學部第一科には修身、同第二科には國語及漢文、專門部第一科には修身、教育、同第二科には修身、國語及漢文科の各科無試験檢定を以て中學校師範學校高等女學校教員たるの資格を得たのであつて、大體科目は従前と相違はない。爾來昭和三年大學令に依る大學設立認可に至るまでの間、科名に多少の變更はあつたが、この資格に變る所はなかつた。

翻つて本學に於ては明治三十九年七月日清高等學部を設置した。是は日露戰爭後我國の教育學事の世界列強に劣らざるを知り、頗る増加せる清國留學生に對する施設であつて、目的は六ヶ月の短期間に法律經濟等の諸學の一般概念を教授するにあつた。これには多數の入學者あり翌四十年二月第一回卒業生を出し、清國に對し本學の存在價值を高むると同時に日清國交上にも裨益する所少くなかつた。

井上先生の退隱さるゝや、その多年の功勞を謝し、併せて先生を記念すべき壽像の建設の議は此年始めより本學出身者の同窓會有志中より起り、全國出身者に檄を飛ばしてその贖金を勧誘した。固より井上先生謝恩の意より出でしものであり贖金は急速に聚つたので之が鑄造を新海竹太郎氏に依頼し、工成るや明治三十九年十月十七日に其除幕式

を舉行した。當日井上先生家族を始め本學學生並に京北中學校生徒五百餘名參列、發起人代表境野哲氏除幕の挨拶を爲し、前田學長除幕を行ひ、校友瀧川浩氏頌德辭を朗讀、來賓加藤弘之氏祝辭を述べ嚴肅裡に式を了した。壽像は上半身像にして先生の温容髣髴たるものあり、校庭の小山の下に建設された。右銅像は其後現講堂建築の爲め圖書館正面左側に移轉安置され、且夕學園の敬仰を蒐めつゝある。瀧川浩氏の頌德辭次の如し。

頌 德 辭

於歐哲學の未だ見れざる學館創めて立ちて宗教道德、學、生面を拓き佛教の久しく振はざる活論著出でて護國愛理、人、舊套を祛く於戲是れ誰の力ぞや。獨の經營茲に二十春秋運籌如として維れ興り、英材の教育前後數千人、人文斐然として見る可し。歐水米山兩次の賦遊得る所鮮からず、北馬南船幾回の布教益する所孔た多し。前に中學を興せば京北の名遠邇に遍く、乃ち學園を開けば訓蒙の譽れ都鄙に喧し。智徳の併進を圖りて修身の會旺んに、東西の四聖を祀りて哲學の堂尊し。於戲盛なる哉先生の徳、於戲大なる哉先生の業。人爵を泥塗にす先生の行ひや高く、天賦を瓊瑤にす先生の志や堅し。後維彼れに存す先生の心や安く、先提是れに在り先生の學や偉なり。維れ精維れ一、允に其の中を執り乃ち儒乃ち佛、將乃ち同じき無からむや。世に壽碑多けれども多くは是れ情、代に若き人少けれども少くとも諛ならず。公論の在る所、後進の頌誰か蛇足なりと言はむ。世評咸く歸す、先覺の贊詁そ必しも羊存ならむ。和山の嶺さ温たる其の容十年十日礪川の畔り屹たる其像千載在すが如し。

明治三十九年歲次丙午十月十七日

門 人 瀧川 浩 敬 白

明治四十年五月本學は附屬中學講習科を設けた。又翌年一月私立東洋豫備校を設置し、四月より新に研究科を開いた。研究科は大學部卒業者に對し既修學科を更に深く研究せんとする者に便にしたのであつて、此年入學せる者十名、

翌四十二年修了の者より何れも東洋大學文學士の稱號を附與された。研究科規程左の如し。

研 究 科

- 第一條 研究科ハ本學大學部卒業者ニシテ既修學科ニ就キ更ニ深ク研究セントスル者ノ爲ニ設ク
- 第二條 研究科ニ入學セントスル者ハ其研究科目ヲ具シタル入學願書ヲ提出シ許可ヲ受クベシ
- 第三條 研究科學生ハ本學ノ指定シタル教授ノ指導ヲ受ケ研究ニ從事スルモノトス
- 第四條 研究科學生ハ本學ノ許可ヲ得テ本學ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得
- 第五條 研究科學生ノ在學期間ヲ二箇年トス 但シ研究上特別ノ事情アルモノニ限り願出ニヨリ詮議ノ上在學期間ヲ尙一ヶ年延期スルコトアルベシ
- 第六條 研究科學生ハ學費トシテ一箇年五十圓ヲ學年ノ始ニ納付スベシ在學延期ノ場合亦同シ
- 第七條 研究科學生ハ在學期ノ終ニ於テ其研究シタル科目ニツキ論文ヲ提出スベシ
- 第八條 研究科學生ノ提出シタル論文ハ之ヲ審査シ學力相當ト認メタル者ハ東洋大學文學士ノ稱號ヲ認許ス
- 第九條 研究科學生ニハ本章ノ外本學一般ノ規定ヲ準用ス

尙右研究科は昭和三年本學が大學令に依る大學設立と共に廢止し新しく學部の研究科が設置された。

次いで明治四十一年七月、東洋大學出張講演會を設けた。これは近時社會情勢の進展著しきに反し、一般社會人の精神訓練に缺くる所あり、殊に集團生活を爲す銀行會社等に於て、兎もすれば勞資の協調を缺く傾向あるに鑑み、各銀行會社の要求に應じ講師を派遣して精神講話を爲すを目的としたものである。當時帝都の有數なる呉服店たる三越、白木屋、松屋等に於て之を實施し多大の効果を收めたのは、井上先生の所謂活學を實踐せるものであつて頗る有

意義たるを失はなかつた。

明治四十三年七月九日日本學講師及出身者の發起により、講師土屋弘氏の古稀祝賀會を講堂に於て催した。土屋弘氏は明治三十一年哲學館講師に就きてより前後十三年間本學に教鞭を執り、其間一日の缺席なく終始一貫高潔なる人格と豊富なる學識とを以て、學生の訓育教導に勵精されたる事は學園の齊しく感謝する所である。祝賀當日前田學長は發起人を代表し深厚なる謝意と祝意を表し、講師及出身者百十九名の祝賀記念品たる『集古淳化法帖』一部及『蘭亭古圖』一卷を贈呈した。又學生一同は之に先んじ六月四日上野不忍池畔生地院に於て質素にして而も熱誠溢るゝ祝賀會を催した。

越えて大正二年四月私立京北財團は私立東洋大學財團に合併した。右兩財團は井上先生の退隱と共に別個の財團を組織したのであるが、其位置及經營の關係上一財團の經營に委するが最も便なりとの見地より、兩財團の代表者は協議の上京北財團を解散し東洋大學財團に合併したのである。之が爲め財團寄附行爲の變更をなし又定款による役員も新に選定された。(組織——京北財團の合併の項参照)

大正三年六月三十日前田慧雲氏學長の職を辭し、七月一日大内青巒氏第三代學長に就任した。前田前學長は創立者井上圓了先生の委囑に依り第二代學長に就任、能く財團の經營、學生生徒の教導に當り、遺憾なくその人格才能を發揮し學園の基礎を愈々鞏固ならしめたのは洵に偉功と言ふべきである。(組織——歴代學長の項参照)

大正四年六月二十日本學は名譽顧問加藤弘之氏の滿八十歳記念祝賀會を開催した。加藤弘之氏は哲學館創立賛成員

の一人として創立當時より講師となり、公私共に井上先生の大きいなる庇護者であつた。而して哲學館の内容經營に對しては絶えざる支援を與へ、哲學館が次第に基礎を固むるに至つたのも一面其力與つて大なりと言はねばならぬ。當日名譽學長井上先生は熱誠以て加藤弘之氏の本學に對する容易ならざる助力を謝し、且つその學界に及ぼせる功績の偉大なるを讃へ、謹んで記念品(胸像新海竹太郎作)を贈呈した。

大正五年四月新學期に當り本學は女子の入學を許可した。輒近我國の女子教育は著しき進歩を見、特に女子の専門學校入學希望者数は年々増加の傾向あり、之が施設も漸次構じられつゝあるが、女子の専門學校は僅に二三校に過ぎず、男子の専門學校に至つてはすべて門戸を閉ぢて女子の入學を許さなかつた。本學は夙に見る所あり、豫て男女共學の決して不合理ならざるを信じ之が實施を期してゐたが、時代の趨勢に鑑み愈々機到れりとし、その認可を得て入學せしめたのである。これ都下専門學校に於る男女共學の嚆矢である。以來女子にして本學に修學せる者頗る多く、卒業生中檢定試験を通過し現に教育事業に携りつゝある者相當數ある。

本學は大正六年を以て創立滿三十年を迎へた。顧に明治二十年九月呱呱の聲を擧げてより春秋茲に三十年、その間幾多の變遷は之を時代と校運の然らしむる處とするも、躍進歩度の適確迅速なるは他の私立大學に其比を見ない。即ち哲學館創立時代は歐化心酔の極、舉世滔々として法律經濟の所謂實學研究に趨る者多き時、獨り哲學館は諸學の根底を爲す哲學の研究に第一步を印し、一として顧る者なき我國古來の諸學再興に志を致したのであるが、斯くの如きは寧ろ時代逆行の觀あり、又權利義務の念澎湃として庶人の念頭を蝕み、學德兼全、言行一致の教育家宗教家を養成

するが如きは却つて嘲笑に値する底のものとしか認識されなかつたのである。然る中を井上先生は敢然護國愛理の大旗を掲げて進み、刻苦精勵、克くその念願に邁進し、年は年を重ねて、確實なる基礎と有爲の人材輩出とにより世の認識を改め、遂に輝ける三十年の歴史を把握するに至つたのである。其間勿論井上先生退隱後前田大内兩學長の努力盡瘁與つて力ありと雖も、創立三十年の日子は決して徒勞ではなかつたことを銘記せねばならぬ。

本學のこの微衷の畏くも 天聽に達したるにや、忝くも別項記載の如く、此年十一月五日再び特旨を以つて御下賜金の恩命に浴した。本學の光榮何事か之に如かん。同月十一日創立三十年記念式典に當り、關係者一同 天恩の洪大無邊なるに感泣し等しく今後の努力を誓つたのであつた。(再び恩賜金の拜受及創立三十年記念祝典の項参照)

創立三十年式典後間もなく、十二月十六日、本學は出身者の唱導により教授内田周平氏の還曆祝賀會を催した。内田周平氏は井上先生が哲學館を創立さるるや賛成者の一人となり、更に哲學館講師として黽勉努力を重ね、今日還曆の祝賀を受くる事となつたのである。當日井上名譽學長は親しく會場に臨み懇篤なる祝辭を述べ、兼ねて哲學館及東洋大學に盡瘁せるその功績を讃へ、其他祝賀會委員等の祝辭ありて記念品(金屏風一双)を贈呈し、同僚師弟眞に麗はしき憧憬とされたのは本學なればこそその精神的歡喜の表象であつた。

大正七年六月學長大内青嶺氏病の爲め其職を辭し、境野哲氏第四代學長に就任した。大内前學長は夙に維新元勳と交りて志士の風格あり、氣宇宏大、本學學生に精神的感化を與へしこと僅少ならず、學風の頓に向上せるは一にその功績と言はねばならぬ。(組織——歴代學長の項参照)

學長境野哲氏は、井上先生の退隱に當り後繼者前田慧雲氏との契約の一項目たる『他日學長を辭する時は出身者中の適任者を以て相續せしむること』の條文により始めて出身者として學長の椅子に就けるが故に、就任と共に銳意財團の經營、學風の刷新に力を注ぎ、其の第一着手として、大正八年二月財團商議會の決議を経て東洋大學協議員會を設置した。這は即ち學長の諮問機關を設置したのであつて後年の評議員會に相當するものである。

協議員會規程

- 第一條 大正八年二月二十八日東洋大學財團商議員會ノ決議ニ基キ學長ノ協議機關トシテ東洋大學協議員會ヲ設ク
- 第二條 協議員ハ教授中ヨリ學長之ヲ委囑シ其ノ數ヲ十五人以上トス
- 第三條 協議員ハ學長ノ諮問ニヨリ本大學ニ關スル大小ノ事項ヲ決議ス其ノ事項ノ主要ナルモノ左ノ如シ
- 一、維持員會提出ノ議案
 - 一、教授ノ報酬
 - 一、授業料
 - 一、教授ノ任免
 - 一、教授會ノ協議事項
 - 一、稱號ノ決定(稱號規程参照)
 - 一、其ノ他學長ノ協議ヲ必要ト認メタル事項
- 第四條 協議員中ヨリ常任委員五名ヲ互選ス
- 第五條 諮問事項中ニツキ特ニ協議員會開會ノ必要ヲ認メザル場合ハ學長ハ適宜常任委員ニ諮問シ其ノ意見ニヨリテ之ヲ執行ス
- 第六條 協議員會ハ學長必要ト認メタル場合隨時之ヲ開會ス

第七條 協議員ハ學長ニ對シ其ノ開會ヲ要求スルコトヲ得

協 議 員

石川義昌 上條辰藏 田部重治 高島平三郎 中島德藏 宇野哲人 内田周平 大島正徳 富士川游 藤村作 古城貞吉 入澤宗壽 廣井辰太郎 藤岡勝二 常盤大定 出隆

又同年五月東洋大學財團寄附行爲の變更を行つた。即ち財團役員中商議員を維持員に名稱を變更し、その人數割當を東洋大學財團、京北財團の兩者同數とし、且東洋大學出身者中より維持員選出の途を開いたのである。前者に就ては井上先生は多少の意見を異にせるやの點記録に認められるが、後者は出身者尊重の意味に於て賛成せられ、爾後東洋大學側、京北中學側は維持員數同等に、又出身者中より維持員選出は今日に至るまで繼續し、校友の母校經營參加の端緒を開いたのである。(組織——財團法人組織の項參照)

大正八年六月六日は本學に取り最も悲しむべき日である。即ち創立者井上圓了先生の逝去である。先生は東洋大學退隱後、教育勸語の精神に基き國民道德普及の爲め普く全國を巡講せられ、五月五日支那漫遊の途に就かれたのであつたが、不幸その途次六月五日大連幼稚園にて講演中病を得、翌六日午前二時四十分長逝されたのは眞に千歳の恨事であつた。(沿革史創立者井上圓了先生の逝去の項參照)

井上先生は哲學館創立以來、經營者として幾多の難關に遭遇し、常に堅忍不拔の精神を以てその搖がぬ基礎を築かれ、今日の隆盛を招來されたのである。又其の慈父の如き温情は學園の太陽でありオアシスであつたが、今や忽焉と

して逝く。學園舉つて慟哭し、謹んで其靈を弔つたのであつた。

大正七年十二月大學令の發布さるゝや、都下各大學に於ては逐次昇格準備行動に入りしに鑑み、本學に於てもその準備に着手した。即ち大正八年初頭に當り、境野學長先づ學制の改革を企圖し、學部に國學科、漢學科、佛學科の三科を置き、從來本學の目的とする東洋學研究道場たるの完成を期すると同時に、豫科専門部を併設し其他特種科を設置し、我國文科大學中全く他に比類なき特異なる文科大學たらしめんとの大計を樹立したのである。而して之に要する基金を二百五十萬圓と決定し、廣く全國有志に義捐を募るべく大正八年一月趣意書を發表した。母校の此の舉に贊し出身者たる校友も奮起し、校友會の全機關の動員を爲し、基金二百五十萬圓中金六十萬圓を全國校友中より募集することに決した。依つて校友會は母校と相俟つて昇格基金部を設置し、募集規定を作製し、着々之が實現を圖る運びとなつた。(沿革史第一次昇格準備の項參照)

大正九年五月三日本學は私立の冠稱を廢し單に東洋大學と稱する文部省告示に接した。

大正十年新學期に當り本學は學制の大改革を行つた。即ち從來の大學部第一科を印度哲學倫理學科、大學部第二科を支那哲學東洋文學科、專門學部第一科を倫理學教育學科、專門學部第二科を倫理學東洋文學科と改稱し、更に專門部第三科として文化學科を、第四科として社會教育社會事業科を新設し、各學部に部長、各科に科長を置くことゝなしたる事である。由來本學の學科組織は哲學、宗教、教育、文學に主體を置き、之に時代に即したる學科目を加へて來たのであるが、此度もその規範は離れず、否更に組織を鞏固にし内容の充實を期したものであつて、これにより組

織は遺憾なく完備せるものと言はねばならぬ。

又文化學科及社會事業科の新設は時代の趨勢に鑑み設置されたもので、其趣意書に曰く、

現今の思想問題社會問題を論ずる一般傾向が常に徹底的根據を缺くの憾みあり、且つ現代の教育上哲學的常識普及の缺陷に顧慮する所あり、茲に文化學科を創設し哲學を中心とし文藝及社會問題を研究對象となし、眞に新文化の意義を領得せしむることとせり。又同時に社會事業科を新設し、特に通學者の便宜のために本科に限り夜學となし、事實上殆んど本邦に缺如せる社會事業に従事する實際的人物養成の目的を達せんとするにあり。

右二科の設置は本學としては實に劃期的企圖であつて、之を以て時代に先驅し、新文化を建設すべき人物の養成を期したのである。即ち時代の動向は哲學に文學に社會事象に進歩著しきに反し、之に即する施設は一の見るべきものが無かつた。かゝる時、本學の右二科の設置は時代の要求に合致し、且つ井上先生の所謂活學を修め活人を養成するの根本理想に融合し、同時に本學の新興機運を中外に闡明する所以でもあつたのである。之が新設置科目を江湖に廣めんが爲め、六月八日帝國ホテルに本學關係者並に文部大臣以下各界名士並に新聞通信社員等約百五十餘名を招待し、盛大なる披露會を催した。而して右二科は主として學界の權威ある新人を教授として招聘せる爲め、學内は頗る活況を呈し一時澎湃として新機運が漲り互つた。該科卒業者にして今日學界、思想界、操觚界、社會事業界等に進出せる者多數にあり、何れも第一線に活躍しつゝある。

尙今學期より左の如く各科部長、科長、主任が定められ夫々就任した。

大學部長前田憲雲 專門部長中島德藏 大學部第一科長島地大等 大學部第二科長古城貞吉 專門部第一科長稻垣末松 專門部第二科長藤岡勝二 專門部第三科長得能文 專門部第四科長富士川游 各學科主任倫理中島德藏 教育稻垣末松 國語藤岡勝二 漢文内田周平 哲學得能文 英語上條辰藏

此年境野學長は教育事情視察の爲め六月十五日横濱を發し北米合衆國に向ひ、十月二十三日歸朝した。

越えて大正十二年四月頃より境野學長と其の周圍の者との間に兎角意志の疎通を缺ける兆候が見えたが、漸次表面化し、學長の擁護的立場に立つ者と反對的立場に立つ者との二派に別れ、教授、學生、校友互ひに結束し、遂に六月二十七日學内に騷擾事件突發し、越えて二十九日境野學長が學長認可取消の處分を受くるに及び事件は一旦終熄した。右は本學に執とり誠に不祥事であつたが、或はこれが新しき契機となり學園に新興の氣運昂揚せられたとも觀測される。(沿革史大正十二年事件の項参照)

境野學長は右により學長の職を退いたので後任は顧問岡田良平氏が銓衡され、八月十八日第五代學長に就任した。

境野前學長は頭腦明晰、不羈剛放、出身者より選ばれたる最初の學長として克く縦横の手腕を奮つたが、志半ばにして辭任の止むなきに及んだのは、寔に遺憾の極みであつた。

岡田學長はその人格閱歷より所謂紛擾後の善後處置と難局打開とに最も好適の人として選ばれたもので、就任するや各方面と折衝を重ねて能くその任を果し再び學園に平和を齎した。然るに大正十三年六月文部大臣就任に付き、在任僅か一年にして辭任の已むなきに至つたが、學風の刷新、各般の整備には多大の貢獻を爲す所あつた。(組織—歴代

學長並役員の項参照)

此年四月専門學部文化學科に專攻科を設置し同科卒業生の研究に便にした。專攻科の規定左の如し。

專 攻 科

- 第一條 專攻科ハ専門學部文化學科卒業者ニシテ既修ノ學科ニ就キ更ニ深ク研究セントスル者ノ爲メニ設ク 但シ文化學科以外ノ卒業者ニシテ入學志望ノ者アルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルベシ
 - 第二條 專攻科ノ修業年限ハ一ヶ年トス
 - 第三條 專攻科ノ學科課程ハ第二章第二條中文化學科並同專攻科ノ課程表ニ依ル
 - 第四條 專攻科學生ハ本學ノ許可ヲ得テ本學ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得
 - 第五條 專攻科學生ニシテ學年試驗ニ及第シタル者ニハ專攻科卒業證書ヲ授與ス
 - 第六條 專攻科學生ニハ本章ノ外授業料其他本學一般ノ規定ヲ準用ス
- 右專攻科は後年文化學科の廢止と共に之を廢した。

岡田學長の辭任により教授中島德藏氏學長事務取扱に就任した。

中島學長事務取扱は就任早々にも拘らず學内諸般の整備充實に當り、翌大正十四年四月より専門學部に倫理學東洋文學科第二部を設立した。第二部は夜間部であつて晝間勉學の餘暇なき者の爲めに便にしたものであり、小學校教員其他入學有資格者は競つて之に入學したが、昭和三年には同科に漢文科中等教員無試験檢定認可を得るに至つた。又同年一月校舎の新築を起工し四月竣工した。右は近時學生數の漸く多きを加へて來た爲め校舎の狹隘を告げたるによるものにして、木造二階建、校地東側に設置した。内容は一階教場二十坪、三十坪各一、二階は六十坪の大教場であ

つた。同建物は現在柔道、劍道、弓道の道場を使用しつゝある。中島學長事務取扱は更に同年十二月財團寄附行爲の改正を爲し、維持員數を増加して財團の機能を鞏固ならしめ、愈々學内充實に力を注いたが、大正十五年二月推されて第六代學長に就任した。

此年四月より本學は學校教練を實施した。右は大正十四年四月十三日勅令を以て發布されたる陸軍現役將校配屬令に據るものであつて、本學の教練は逐年成績向上し夙に陸軍大臣の認むる所となつてゐる。(沿革史學校教練の實施参照) 本學の大學令に依る大學昇格は豫て前々學長境野哲氏に依りその準備に着手されて居たが、其後各種事情に依り實施の運びに至らなかつた。然るに中島學長就任と共に其要望内外に高まり、且つ學内の充實も漸次見るべきものがあつたので、大正十五年十月昇格協議委員會を開催し、翌昭和二年二月從來の組織を改めて昇格部規則を作製し、昇格に關する準備を進めた。依つて文部省にては之に對し本學の内容に付き調査あり、漸次可能性を認むるや、先づ準備行動として大學部印度哲學倫理學科に豫科を附設し、又基金調達の爲め學債募集に取掛り着々其途に就いた。(沿革史第二次昇格準備の項参照) 而して此年十一月昇格の前提として校舎本館の起工を爲した。(沿革史校舎本館の建築の項参照)

斯様に急速に事態の進捗を見、準備漸く整つたので認可申請の結果、翌昭和三年三月三十日大學令に依る大學設立認可を得て、乃ち文學部を設置し、之に哲學科、佛教學科、國文學科、支那哲學支那文學科を設置した。惟ふに本學は明治三十六年十月哲學館大學と改稱専門學校令に依る専門學校設立認可を得てより星霜二十六年、今や大學令に依る大學として確固不拔の基礎に立ち、我國文科大學中特異なる存在を以て嶄然頭角を拔んで、護國愛理の建學精神を

益々發揮するの道程に上つたことは、洵に欣懷に堪へぬ所である。(沿革史大學令に依る大學認可と開設及學制の項参照)
右昇格により前學長中島德藏氏を學長事務取扱に任じ、諸般の事業を繼續進捗せしむることとなした。而して此年七月には建築中の新校舍落成し、又八月には附屬圖書館の建築に着手した。

昭和四年四月に至り昇格に依る學部(文學部)の授業を開始した。一方學制の大改革を爲し、舊制度の大學部及專門學部は一括して専門部と稱し其設置年限中授業を行つたが、文部省に於ては是等の學科卒業者に對し大正七年文部省令第三號第二條第四號に依り高等學校大學豫科と同等以上と指定した。(學制の項参照)

次いで六月には新築中の附屬圖書館(鐵筋コンクリート三階建延坪三七九、一坪)落成し、前年度竣工せる新築校舎と併立し、新興の大學に相應しき威容を現出した。(沿革史圖書館の建築の項参照)

同年九月學長事務取扱中島德藏氏は銓衡に依り昇格後第一次の學長に就任した。

翌昭和五年三月本學は東洋大學研究員規程を定め研究員を置くこととなした。即ち研究員は内地研究員、東洋研究員、歐米研究員の三種とし其專攻科を研究せしむるもので、昭和六年、教授校友飯田堯一氏は其の第一回歐米研究員として獨逸其他に留學した。(沿革史研究員の設置の項参照)

三月本學財團經營に係る京北中學校の校舎落成し、之又本學新校舎及圖書館と共に學園の整備を示した。四月には新に專修科を設け専門部各學科並に専門部大學部各學科卒業者を入學せしめ、更に當該學科に付き研究せしむるの道を開いた。(學制の項参照)

昭和六年一月に至り學制の改革を爲し、専門部倫理學東洋文學科を甲乙に分ち、甲を倫理學東洋文學科、乙を東洋文學科と改めた。(學制の項参照)

此年七月中島學長は任期満了に付き辭任し、顧問文學博士高楠順次郎氏之に代つた。中島前學長は大正十三年岡田良平學長の後を襲つて學長の職に就きてより前後八年の長期、或は學長として或は學長事務取扱として、最も難局とも稱すべき時代の經營に當り、能く其の整調を圖りて學園の基礎を固め、人心を收攬して和平を招來し、内容を充實して昇格の難事を遂行するなど、多大の功績は實に本學今日の隆昌を齎したものであつて、中興の祖を以て稱せらるるも亦決して過褒ではない。

昭和七年本學は創立四十五周年を迎へたるを以て十一月二十三日創立記念日をトし記念祝典を舉行した。當日高楠學長の式辭左の如し。

式 辭

毎年記念の日に於て井上博士の學府創立の時代を想起せしめらるゝのであります。殊に今日は已に四十五回の記念日に遭遇して當時を想起するは一層意義あることである。四十五年以前の哲學家はまだ出發も十分に出来ない時期であつた、帝國大學の哲學科は井上博士一人の卒業者であつたと云ふことであります。哲學家の出發期が此の如き光景であるのみならず佛敎家は沈滞の極に達して居つた。此時に於て東西洋の哲學を對象として學府の礎石を築かれたことは我々國民の感謝して惜かざる所であります。爾來本學府は幾多の卒業生を出し教育家に、宗教家に、研究家に、多大の貢獻をなしたことは何人も否むことは出来ないのであります。然るに本學府は内容の充分充實したに係らずその外形に於てはまだ完成して居ないのであります。人間で言つたらその身體が満足

に出来上つて居ない學府の中樞たる講堂は全學生の三分の一をも入ることが出来ない、その不便を最も痛切に感じた學生諸君より大講堂建築の發願があり遂に我々も此の止むを得ざるを見て、此の非常時、財界荒涼の時代をも顧みず、茲に講堂の建築を決議したわけであります。臨場の文部當局の方々來賓諸彦に置かれても十分にこの微意をお酌みとり下さいまして、この目標を達成せしめられんことを切望の至りに耐へないのであります。今日の記念日を以て大講堂建築の發表日としたことはその當を得たものか否かは疑問であるが、四十五年の記念日に單なる賑はしに終らしめない爲め茲に御挨拶に代へてこの意義ある發表を致しました所以であります。

文部大臣の祝辭左の如し。

祝 辭

文部大臣 鳩 山 一 郎

本日茲ニ東洋大學創立四十五年記念祝賀會ヲ舉行セラル、ニ當リ一言所懷ヲ陳ブルヲ得ルハ余ノ欣幸トスルトコロナリ抑モ本大學ハ明治二十年文學博士故井上圓了氏ノ創業ニ係リ主トシテ神儒佛三道ノ東洋哲學ニ基キ銳意東洋文化ノ發揚ニ勉メ以テ道義ノ作興風教ノ振起ニ貢獻セシトコロ蓋シ鮮少ニ非ズ爾來學風年ト興ニ隆昌ニ趣キ基礎月ト共ニ固キヲ加ヘ以テ今日ノ盛ヲ致セルモノ獨リ斯文ノ爲ノミナラズ邦家ノ爲メ慶賀措ク能ハザルトコロナリ是レ偏ニ昭代ノ惠澤ニヨル固ヨリ其ノトコロナリ雖モ又實ニ關係諸賢ノ教導經營其ノ宜シキヲ得タルノ賜タラズンバアラス余ハ本日ノ慶典ニ際シ本大學四十五年ノ過去ヲ顧ミ先人苦心ノ跡ヲ忍ビテ轉々感慨ニ堪ヘザルト俱ニ衷心ノ祝意ヲ表スルモノナリ
冀クハ職員諸賢並ニ學生諸子深ク本大學設立ノ趣旨ニ稽ヘ現下中外ノ情勢ニ察シテ夙夜勉益々邦家進運ノ根柢ヲ培養スルニ寄與セラレンコトヲ記念ノ祝典ニ方リ聊カ希望ヲ述ベテ祝辭ト爲ス

越えて昭和八年四月本學は専門部に社會公民科（夜間）を設置し、又同時に學部學則を改正し文學部に女子の入學を許可した。前者は輓近社會公民教育旺なりしに鑑み、社會に直接有用なる人材養成に意を注いだる爲めであり、

女子の入學は大學設立により女子の學部入學の途開けざるを以て、都下各大學に先んじ本學が之を實施したのである。爾來女子の入學者は逐年多きを加へ、其の成績も頗る觀るべきものがある。此年二月講堂建築起工を爲した。講堂は大學令に依る大學設立の認可條件の一となつてゐたものである。去る明治三十三年新築せる講堂は既に朽廢に瀕し、殊に時代の要求に従ひ新形式講堂の必要を叫ばれて居たる折柄として、此の計畫一度發表せらるるや學生は講堂建築資金の寄附を申出で、教授及出身者も舉つて之に賛し、企圖は意外に順調に運び、建築亦頓に進んで翌九年一月落成した。構造は鐵筋コンクリート三階建、延坪七百坪、近代様式の粹を蒐めて諸設備は完備し、白山臺上一異彩を誇るに足るものである。依つて同月二十七日盛大なる開堂祝賀式並に祝賀會を催した。（沿革史講堂の建築參照）昭和九年六月高楠學長任期滿了に付き後任學長に文學博士藤村作氏就任した。前學長高楠順次郎氏は其の豊富なる學識と濃厚高雅なる風格とを以て學生を誘拔し、特に學風の刷新に力を注ぎ、講堂の建築を爲し學園に大なる足跡を印した。

此年九月學生課を新設し、十月には職制を改めた。翌十年四月右職制により教授講師の別を定めた。又此學期より學部學生に學校教練を正科として課し、豫科生徒に武道を正科として課した。前者は精神訓練を主眼としたるものであり、後者は健康と規律とを保持し確固不拔の精神を涵養するにある。翌十一年四月學制を改革し専門部各科の名稱を變更した。即ち倫理學教育學科を倫理教育科、倫理學東洋文學科を倫理國漢科、東洋文學科を國漢科と改めた。同年五月には本學が學校教練實施滿十周年に相當するを以て、記念式典を催し勤績者陸軍歩兵特務曹長久保内元之助氏の表彰を行つた。次いで六月に至り、來る昭和十二年本學創立滿五十周年の記念事業計畫を立て、その第一着手として基金部を設置し基金五拾萬圓募集の件を發表した。（東洋大學創立五十年記念事業の項參照）

斯くして昭和十二年三月、五箇條御誓文奉戴七十年記念日に際し本學に於ては記念式典を舉行、維新史料編纂官藤井甚太郎を聘し御誓文に關する講演會を催した。而して同年七月藤村學長任期満了に付き辭任、大倉精神文化研究所長大倉邦彦氏第十代學長に就任した。

藤村前學長は在任中銳意學制の改革其他に力を注ぎ、學園の内容充實に貢獻する所頗る多大であつた。

大倉新學長はその把持する思想觀念と本學建學精神の一致融合に特殊なる感懐と熱意とを持ち、就任早々にして學園更生に獻身的努力を捧げ、就任に當り先づ次の如き所感と信念とを披瀝した。

凡そ私立大學はその據つて立つ學是を強調し、これに基く獨特の長所を發揮するところに、潑刺たる生命がある。明治二十年當時舉世洶々として文物制度西洋の模倣に狂奔せし時代、井上圓了博士が護國愛理の學是を高揚し、第一に神儒佛三道を基礎として學科を組織し、第二に東洋學と西洋學との兩者を比較研究して日本獨特の學風を振起し、第三に言行一致名實相應の宗教家教育家を養成せんが爲めに本學の前身たる哲學館を創設されたことは、時流に嶄然たる一大達見と言はなければならぬ。

爾來五十年、一般學界思想界の風潮は益々西洋近世の學術に倣ひ、愛理の一面のみ偏重して護國の精神に至つては甚だしく缺然する憾みがあつた。即ち學の領域は微細に分化して著しく抽象化の傾向を辿り、綜合の力と具體性とを失して勢ひ即人生の問題より遠く遊離し、殊に國家的精神の體認などは思ひもよらぬ事であつた。その原因は即ち東洋學道の精神を閑却して、無批判に移入せる西洋文化の咀嚼不充分に存するものと云はなければならぬ。

近來漸くその弊に醒め諸般の情勢に著しく轉換して、爰に新しく東西文化の特徴を渾然融和して、日本獨特の學風を振起すべき時代は到來したのである。學界思想界に於ても頻りに文教刷新の聲を聞くに至つた。かくの如き一大轉換の時勢に臨んで、護國愛理の學是に立つ大學こそは當に時代の先驅たるべき使命を有するものと信ずる。井上學祖の英靈に應へ得る唯一の道もこの使命實現

にあると云ふべきであらう。

次に近來大學教育が實生活を疎んじ抽象的究理の一面に偏して、卒業生の實社會進出に多大の困難を來してゐることは既に周知の事實である。例へば法經出身者に精神科學を缺き、文科出身者に財政經濟の平凡なる常識さへ缺くに至つては、到底その責務を完全に果すことは望まれない。近代大學教育の缺陷がここにある。其の爲に學生卒業後の進出領域が狭められたことは當に青年の苦みではなく、國家の惱みである。

不肖乏しきに本學學長の重責を負ひ、本學が據つて立つ精神に則り、實社會の要求を加味して卒業生の前途を思ひ、本學將來の發展を念じて熟慮の結果、別紙の如く學園の振起を計することにした。本學のため大方諸賢の御援聲を希つて止ま畫い次第である。

而して又之が具體案として次の如き學園振起案を發表した。

學園振起案

第一 護國精神の高揚

護國精神の涵養は學祖井上博士の提唱せられたる建學の本旨にして、大學令第一條もこれを規定せるもの、余の念願も亦茲にあり。學風の作興はこの精神の發揚を指して外なしと信ずる。

第二 學力の充實

愛理は又學祖の夙に強調せられたるところなれば、教授講師の熱意と學生の眞摯なる研究心に訴へて、講義の内容に一層意義あらしめんとす。

第三 學制の改善

現行學制に於ては學科目の配當等に改善を加ふべき必要を認む。漸次實現せんと欲するも、特に豫科にありては文部省新教授要目に従ひ、先づ新學期（九月）より其の學科内容を吟味し、且つ空欄多き時間表の如きは能ふ限り適當なる改善を試みんとす。

第四 新講座の創設

本學出身者の活動分野を擴大せんが爲、本來履修すべき學科目の外に夫々必要に應じて特殊なる知識と技能とを習得せしめ、社會の要求に應ずるところあらんとす。即ち

一、福利教養講座

產業界に於ける精神教化事業に當る者の養成

二、滿洲講座

滿洲國の發展に伴うて逐年増加する移民に對する教育並に直接滿人に對する教育其他諸般の文化開發に當る者の養成

三、武道體操獎勵案

將來の教育者に普通學科以外に武道體育の指導を兼ねしめ、文武一致の精神を以て教育の効果を強大ならしむるを必要と信じ、是が指導に當り得る實力ある者の養成

爾來大倉學長は就任日猶淺きにも不拘、學風の刷新、校是の確立、卒業生就職網の擴大強化等に力を注ぎ、井上學祖の精神顯現と本學の使命遂行の爲め日夜精勵しつゝある。本學の前途は洋々として大海の如く、其の新なる發展と成果とは期して待つべきものがある。

私立東洋大學財團並私立京北財團の設立

私立哲學館大學長井上圓了先生は、明治三十九年一月退隱するに當り、自己經營の私立哲學館大學、私立京北中學

校及京北幼稚園に屬する財産を寄附し財團法人を組織せしめられた。即ち、私立哲學館大學は私立東洋大學と改稱して私立東洋大學財團を組織し、私立京北中學校及同幼稚園は共に一體となり京北財團を組織したのである。私立東洋大學財團は『私立東洋大學寄附行爲』を定めて文部大臣に認可申請を爲し明治三十九年七月四日文部大臣の認可を得たので、井上先生は左の稟告を爲した。

稟告

今般私立哲學館大學を私立東洋大學と改稱し同大學に充用せる現在の資産全部金拾萬五千貳百四拾四圓八拾錢五厘を寄附して之を財團法人とし、左の者を役員に指名し本月四日文部大臣の許可を得たり、依て同學に關係ある諸君に稟告す。

理事(學長)前田壽雲 理事(主事)安藤弘 監事(一名)湯本武比古

商議員十七名

石川照勤 伊藤長次郎 瀧川浩 田中治六 武信之 中島德藏 村上專精 内田周平 山脇貞夫 八木光貫 松本文三郎 齊藤

唯信 境野哲 櫻井義肇 森田德太郎及前記理事二名

明治三十九年七月六日

井上圓了

次いで七月六日法人登記を完了し、茲に私立東洋大學は新しき組織成り、財團法人としての運行が開始されたのである。

又私立京北中學校側は『私立京北財團寄附行爲』を作製し文部大臣に認可申請の結果、明治四十年五月十日文部大臣の認可を得たので、井上先生は東洋大學財團組織に倣ひ左の稟告を爲した。

稟告

今般私立京北中學校と私立京北幼稚園とを合し中學校に充用せる資産全部及び幼稚園に充用せる資産全部を合し總計金參萬〇六百九拾八圓八拾壹錢貳厘を寄附して京北財團法人を組織し七名の理事を指名し本月十日文部大臣の許可を得たり此段同校關係者に稟告す。

理事(校長)湯本武比古 理事(教頭)杉谷佐五郎 理事(幹事)田中治六 三島定之助 三石賤夫 神崎一作

明治四十年五月二十日

井上圓了

依つて私立京北財團は私立東洋大學と別個の法人組織となり、新に經營を開始した。(第三章組織中財團法人組織の項參照)

再び恩賜金の拜受

私立東洋大學は大正六年を以て創立三十周年に相當するを以て記念式式典を舉行の所 畏くも御下賜金の恩命に浴した。御沙汰を拜するや十一月五日大内學長は恭しく之を拜受し、學園關係者に左の告示を爲した。

謹告

今回東洋大學創立三十年記念式式典の趣天聽に達し辱くも左の恩命を拜したり、光榮何事か之に如かん、茲に舊哲學館及東洋大學關係者諸君に謹告す。

私立東洋大學

今般特旨ヲ以テ

金五百圓下賜候事

大正六年十一月五日

宮内省

惟ふに本學は明治三十年八月二十五日御下賜金を拜受してより今回を以て二回に及び、聖旨の程洵に畏き極みである。本學に於ては謹んで之を基本金とし、第一銀行に定期預金として預け入れ、昭和十二年十一月現在壹千九拾壹圓八拾九錢となつてゐる。

創立三十周年記念式典

私立東洋大學は大正六年を以て創立三十周年に相當するを以て、同年十一月十一日記念式典を舉行した。右式典は、同月五日 畏くも特旨を以て御下賜金を拜受したので特に意義深く、終始嚴肅裡に舉行された。式典次第左の如し。

私立東洋大學創立三十周年記念式典式次

勅語捧讀

名譽學長 井上圓了

式辭

學長 大内青巒

- 祝 辭
- 名譽學長 井上圓了
 - 文部大臣 岡田良平
 - 顧問 男爵 石黒忠憲
 - 東京府知事 井上友一
 - 教授職員總代 土屋 弘
 - 出身者總代 石川 照勤
 - 學生總代 正影 光龍
 - 學 長 大内 青巒
- 内田周平先生頌德辭

學長式辭及文部大臣以下の主なる祝辭左の如し。

三十年ヲ以テ一世紀ト爲スハ我ガ東洋古來ノ風格タルコトハ世學ノ形象タル三十ニ從ヒ一ニ從フヲ以テ之ヲ知ルベキナリ、本大學創立以來茲ニ三十年即チ之レ創業期ノ第一世紀ヲ經過シテ更ニ將ニ守成期ノ第二期ニ入り愈々益々發展更張ヲ要スルノ佳期ヲ迎ヘントスルニ至レルナリ、是ニ於テ曾テ業ヲ本大學ニ修メタル諸君ノ發起ヲ以テ勲立記念祝賀會ヲ開催スルコトヲ得タル眞ニ是レ本大學ノ一大盛事ト謂フベキナリ、願ルニ既往三十年間本大學ハ偏ヘニ朝野大方ノ推挽ト教授諸師諸君ノ督勵トニ憑テ無慮三千有餘人ノ人材ヲ治出シ頗ル國家社會ニ貢獻スルコトヲ得タルヲ以テ往年既ニ

先帝陛下特ニ勅シテ金員ヲ賜フ光榮ヲ荷ヒ今復タ

今上陛下至仁ノ勅旨ヲ以テ更ニ賜金ノ恩寵ヲ蒙ルコトヲ得タル是レ當ニ本大學ノ榮譽ナルノミナラズ實ニ東洋文教ノ一大進運ト謂フベキナリ茲ニ本大學創立三十年記念式ヲ舉グルニ方リテ一言以テ既往ヲ賀シ且ツ將來ヲ祝スルコトトセリ

大正六年十一月十一日

私立東洋大學長 大内 青巒

東洋大學創立三十年記念ノ式ヲ舉グルニ方リ

天皇陛下特ニ内帑ノ資ヲ本大學ニ下賜セラレ其ノ學事ヲ獎勵シ給フ之一ニ

陛下淳ク教學ノ事ニ軫念アラセラルルノ餘ニ出ヅル所本大臣ハ此ノ聖旨ヲ拜シテ恐懼感激ニ勝ヘズ

願フニ文學博士井上圓了君ガ曾テ東洋哲學ヲ主トスル哲理專攻ノ學舎ノ備ラザルヲ慨シ肇メテ哲學館ヲ興サレシヨリ其ノ組織ニ變革アリ當局時ニ其人ヲ更ヘタリト雖モ設備内容年々遂フテ完備シ獨リ力ヲ専門學者ノ教育ニ致シ又國家ノ爲ニ教員ノ養成ニ盡スコト多大ナルノミナラズ或ハ講義録ヲ發行シ或ハ講習會講演會ヲ開催シテ斯學ニ關スル知識ノ普及ニ資スル等其ノ成績頗ル顯著ナルモノアルハ夙ニ世ノ認ムル所タリ今ヤ本大學ノ同人諸氏相謀リテ爰ニ記念ノ式ヲ舉ゲ既往ヲ追憶スルト共ニ更ニ將來ノ發展ヲ期セントス願フニ東洋哲學ノ發達ハ將來本大學ノ力ニ缺ツモノ多シ本大學ノ職員諸君及學生諸子ガ同心戮力今後尙一層ノ奮勵ヲ加ヘ以テ帝國學術ノ進歩ニ貢獻スルハ蓋シ世ノ期待スル所ニシテ亦優渥ナル聖旨ニ酬ヒ奉ル所以ノ道タラズンバアラズ

余曾テ教鞭ヲ本大學ニ執ル本日ノ記念式ニ方リ衷心寔ニ今昔ノ感切ナルモノアリ

乃チ一言冀望ヲ述ベテ祝辭トナス

大正六年十一月十一日

文部大臣 岡田 良平

文學博士井上圓了君ノ創設セル哲學館ハ種々ノ事變ト戰ヒ、絶エザル進展ヲ經テ、哲學館大學ト稱シ、更ニ東洋大學トナリ、今此ニ三十年記念祝賀式ヲ舉行スルニ至レリ、抑本學創立ノ主趣ハ東洋ノ學術道德宗教ヲ闡明スルニ在リテ、其ノ卒業生ハ已ニ殆ソド社會ノ各方面ニ分布シ、其主要部分ヲ形成シ、各剛健堅實、躬行實踐ヲ以テ範ヲ社會ニ垂ントス、特ニ本邦教育宗教ノ方面ニ於テハ本學ニ負フ所極メテ多ク、現代ニ於ケル、本邦ノ道德教育宗教ニ生面ヲ開キ得タルモノ、本學大ニ與テ力アリト謂フ可ク、余輩名ヲ本學ニ列スルモノ、想フテ茲ニ至レバ中心欣快ニ堪ヘザル所ナリ、余輩ハ將來ニ於テモ亦猶如此ナル可キヲ信ジ、從來ノ理想ヲ改ムルコトナカランコトヲ希望ス、余輩ハ本大學ヨリ所謂大政治家ノ出デントコトヲ希ハズ、又所謂大實業家ノ出デントコトヲ